

平成27年6月定例会会議録（第1号）

平成27年6月4日 木曜日 午前10時00分開会
 議長 清水清秋 副議長 石川正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	荒川正一	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者 兼会計課長	高橋弘
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	監査委員	高山孝治
監査委員 局長	佐藤正寿	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

小松 孝

農業委員会
会長

星川 豊

農業委員会
事務局長

眞見 治之

事務局出席者職氏名

局長 東海林 智
主査 沼澤 和也
総務主査 三原 恵
主査 早坂 和弥

議事日程（第1号）

平成27年6月4日 木曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第11号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第12号平成26年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第13号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議案第37号新庄市監査委員の選任について
- 日程第 8 議案第45号新庄市体育館耐震補強工事の内建築工事請負契約の締結について

（上程、提案説明、質疑）

- 日程第 9 議案第38号金山町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第10 議案第39号最上町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第11 議案第40号舟形町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第12 議案第41号真室川町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第13 議案第42号大蔵村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第14 議案第43号鮭川村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第15 議案第44号戸沢村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第16 議案第46号字の区域及び名称の変更について
- 日程第17 議案、請願の各常任委員会付託

（上程、提案説明）

- 日程第18 議案第47号平成27年度新庄市一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

開 会

清水清秋議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

それでは、これより平成27年6月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

清水清秋議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において叶内恵子君、小嶋富弥君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

清水清秋議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 森 儀一君。

(森 儀一 議会運営委員長登壇)

森 儀一 議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

去る5月28日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出

席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成27年6月定例会の運営について協議をしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等について説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付してあります平成27年6月定例会日程表のとおり、本日から6月15日までの12日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、このたび提出されます議案は、報告3件、議案10件、補正予算1件、請願5件の計19件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告の3件の後、議案第37号及び議案第45号につきましては提案説明をいただき、委員会への付託を省略して、本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第38号から議案第44号並びに議案第46号の議案8件につきましては、本日の本会議で提案説明の後、各常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

補正予算1件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、6月15日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は8名であります。よって、1日目4名、2日目4名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、よろしくお取り計いただきますようお願いを申し上げます。

議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。ありがとうございます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から6月15日までの12日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、会期は6月4日から6月15日までの12日間と決しました。

平成27年6月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第1日	6月4日	木	本 会 議	議 場	午前10時	開会。行政報告。報告(3件)の説明。人事案件(1件)の上程、提案説明、採決。議案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(8件)の上程、提案説明、質疑。議案、請願の各常任委員会付託。補正予算(1件)の上程、提案説明。
第2日	6月5日	金	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 佐藤義一、小関 淳、山科正仁、小嶋富弥の各議員
第3日	6月6日	土	休 会			
第4日	6月7日	日				
第5日	6月8日	月	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 奥山省三、高橋富美子、叶内恵子、佐藤悦子の各議員
第6日	6月9日	火	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査
第7日	6月10日	水		産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査
第8日	6月11日	木	休 会			本会議準備のため
第9日	6月12日	金	休 会			本会議準備のため
第10日	6月13日	土	休 会			
第11日	6月14日	日				
第12日	6月15日	月	本 会 議	議 場	午前10時	常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算(1件)の質疑、討論、採決。

日程第3市長の行政報告

清水清秋議長 日程第3市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。6月定例議会、よろしく願いいたします。

それでは、行政報告としまして、新庄市の面積の変更について御報告いたします。

本市の面積につきましては、国土地理院が毎年公表する全国都道府県市区町村別面積調べにより、これまで223.08平方キロメートルと公表されてきました。この面積は、国土地理院が2万5000分の1の地形図から市町村別に算出しておりましたが、平成26年の面積からは最新のデジタル地図により面積を計測する方法に変更されました。このことによりまして、従来に比べより高精度に面積を算出することが可能となり、本年3月に公表されました全国都道府県市区町村別面積調べでは、全国の多くの市町村で面積が変わることとなりました。本市の面積につきましても223.08平方キロメートルから222.85平方キロメートルに変更され、0.23平方キロメートルの減少となりましたことを御報告申し上げます。

日程第4報告第11号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について

清水清秋議長 日程第4報告第11号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第11号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同協会の平成27年度事業計画及び予算について議会に報告するものでございます。この平成27年度事業計画及び予算につきましては、同協会の平成26年度第4回理事会におきまして議決されたものでございます。

平成27年度の予算といたしましては、予算書2ページ目にありますとおり、市民の健康増進に資するスポーツ振興の一層の充実を図るとともに、指定管理者としてスポーツ施設等を適正に管理し、施設利用者へのサービスを向上させるため、総額1億4,670万円の予算を計上しております。

なお、詳細につきましては、後ほど予算書をごらんいただきたいと思います。

以上、一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告といたします。

清水清秋議長 ただいまの報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

報告2件一括上程

清水清秋議長 日程第5報告第12号平成26年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第6報告第13号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告2件を一括して提案したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、報告第12号平成26年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第13号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告2件を一括して報告いたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第12号平成26年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第13号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

先月の議会におきまして、平成26年度予算の一部を27年度に繰り越して使用することの専決処分の御承認をいただきましたが、これらの事業に関し、地方自治法の規定に基づく繰越明許費繰越計算書の報告をするものであります。

初めに、報告第12号平成26年度一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。国の補正予算に伴い、3月に議決いただきました地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業、旧萩野中学校の解体に係る小中一貫教育校建設事業及び社会福祉法人による特別養護老人ホーム建設への貸付金としての地域総合整備資金貸付金などを含めた9事業となりまして、その繰越額総額は5億5,600万9,667円となります。

財源の未収入特定財源のうち国県支出金につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、学校施設環境改善交付金などであり、また、地方債につきましては、小中一貫教育校建設事業債及び地域総合整備資金貸付事業債であります。

なお、一般財源につきましては、前年度繰越金を充当するものであります。

次に、報告第13号公共下水道事業特別会計繰

越明許費繰越計算書についてであります。管渠建設分の繰越額が3,130万6,000円、処理場建設事業が3,900万円の、総額が7,030万6,000円であります。

財源といたしましては、未収入特定財源として国庫補助金の社会資本整備総合交付金、公共下水道事業債を充当いたします。

一般財源につきましては前年度繰越金を充てるものであります。

以上につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告するものであります。

清水清秋議長 ただいま報告のありました報告2件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

日程第7議案第37号新庄市監査委員の選任について

清水清秋議長 日程第7議案第37号新庄市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、新田道尋君の退席を求めます。

(14番新田道尋議員退席)

清水清秋議長 提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第37号新庄市監査委員の選任について御説明申し上げます。

提案理由にございますように、議員の方から選任した監査委員の任期が満了いたしましたので、去る4月15日付で議会議長宛てに後任の監査委員につきまして議会の推薦方をお願い申し上げましたところ、新田道尋議員の御推薦をいただきました。

この推薦に基づきまして、新田道尋議員を監

査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

新田道尋議員は、平成3年、市議会議員に初当選以来、連続当選され、現在7期目になります。その間、市議会においてさまざまな要職を歴任され、経験豊富な方でございます。

よろしく御審議をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第37号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は直ちに採決することに決しました。これより採決します。

議案第37号新庄市監査委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第37号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

(14番新田道尋議員復席)

午前10時20分 休憩

午前10時21分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま監査委員に選任されました新田道尋君に御挨拶をお願いいたします。

新田道尋監査委員 ただいま議会の御同意をいただきまして監査委員に就任することになりました新田道尋でございます。

一般会計当初予算で154億8,800万、特別会計を入れますと256億を超える大変大きな金額になりますが、これを代表監査委員の高山さんと2人で審査しながら進めてまいるといことになりませんが、大変重要な役をお引き受けいたしまして身に余る光栄でございますけれども、しっかりと審査しながら、よりよい方向に行かれるように、結果としてはいい効果が出るように見詰めてまいりたいというふうに思いますので、今後よろしくどうぞお願いを申し上げます。

どうもありがとうございました。

日程第8議案第45号新庄市体育館耐震補強工事の内建築工事請負の締結について

清水清秋議長 日程第8議案第45号新庄市体育館耐震補強工事の内建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第45号新庄市体育館耐震補強工事の内建築工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

この件につきましては、去る5月21日、一般競争によって入札に付したものであり、議案に記載してあります工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、御提案申し上げます。

契約の内容でございますが、契約金額は2億9,160万円。契約の相手方は、新庄市大字鳥越1780番地の1、沼田建設株式会社代表取締役社長金田孝司。工期といたしましては、議決いただきました日を着工の日とし、完成日を平成27年12月27日といたします。

工事の内容でございますが、市体育館の耐震補強として、耐震壁とバットレスによる補強を行います。また、耐震補強以外でも、老朽化に伴う雨漏りを防ぐため、屋根ふきを行うものがあります。

以上提案させていただきます。

清水清秋議長 お諮りします。

ただいま説明のありました議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略し、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6番(佐藤卓也議員) それでは、私のほうから質問をさせていただきたいと思えます。

まず、第1なんですけれども、最初の説明ですと、これ決まったとき、平成25年12月17日、全員協議会の資料に基づきますと、26年度に実施設計をしようと言っています。なのに、その実施設計の報告が議会に報告されていませんけれども、どういうことでそういうふうになっているのか、そこら辺の説明をまず一番最初に聞きたいと思えます。

それから、その報告もなしに5月21日に入札になられたのは明らかに議会軽視だと思いますけれども、そこら辺の手続がどういうふうに進んで進んだのか、そこら辺の説明が今の市長の答弁では全くなっていないので、その説

明をよろしくお願ひします。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 これまでの経緯について御説明いたします。

平成25年度の耐震診断を実施しました。体育館につきましては、耐震によりますI s値が0.08と非常に低い結果であり、その際の業者からは案として、耐震補強壁を新設し、左右の行き来ができなくなるので、増築をするという提案がございました。

工事費については4億2,000万ということで、25年12月の全員協議会でお示したものでございます。

26年度において、この実施設計を発注いたしました。でき上がってきた図面については、I s値につきましては基準をクリアしておりましたが、工事費につきましては、25年12月にお示した概算工事費よりも1億円上回るということでございました。1億円もの乖離があったことから、工事費を圧縮する検討を担当課のほうで行ったところでございます。

その結果、1月に事務室等の配置がえなどにより、満足な広さではございませんが、増築することなく左右の行き来ができ、工事費についても今年度要求額であります4億3,000万で抑えることができる図面ができ上がったものでございます。ただ、実施設計といたしましては、I s値の評価について、委託業者だけでなく第三者の評価も求めておりましたことから、仙台市の一般財団法人にお願ひしまして、最終的に実施設計が完了したのが本年の3月20日ということになっております。この段階で議会のほうにお示しすればよかったものと非常に反省しております。それを怠ったことにつきましては心よりおわび申し上げるものでございます。以上です。

6番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） わかりました。手続上、間違ったといいますが、決めた予算はあくまでも全員協議会で示されたものでございます。それに対して私たちは、予算を決めて決議したわけですが、そのものが決まらないうちに、言い方は失礼かもしれませんが、勝手に決まったような形では、明らかにこれは手続が不足なのではないかと思えます。そこら辺をしっかりとさせていただかないと、結局予算だけ決めてしまって、あとは勝手に何でも決めていい、これでは私たち審議ができませんし、これが今後続くようでは、私たちがどこでどう判断したらいいかさっぱりわかりません。ですから、市長の答弁にもしっかりとそのことを言うていただかなければ、私たちの判断基準がどこにするのか、市民感覚でもそれは必ずおかしいとなりますので、そこら辺をもう少し注意していただきたいと思えます。

また、I s 値も変わったというところなんですけれども、実際どこがどういうふうに変ったのかというのは、この前も総務委員会で話したと思うんですけれども、要は産業のほうでは一切そういう説明がございません。耐震のほうで何が違ってどういうふうに変ったのか、そしてそういうことをもう少し丁寧に説明していただかないと私たちの、要は今回この金額が上がって「はい、そうですか」とは正直言えません。そこら辺の説明をもう少し詳しくよろしくをお願いします。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 初めに、I s 値でございますが、I s 値については体育館の入り口から向かってステージ側、縦方向について0.08という非常に小さい値が出たということで、早急に耐震補強する必要が生じたということでございます。これにつきましては、耐震設計を新たに

現在でき上がっている図面から見れば0.67と、一つの基準としましては0.6というのが耐震診断の基準になっておりますので、それをクリアする0.67となっております。

また、産業厚生委員のほうに説明がないということにつきましては、総務文教委員協議会、5月26日に開催をしております。これまでに変更した図面の説明がなかったということで、その委員協議会の際に非常に強い御指摘をいただいたところでした。また、その後6月20日に改めまして再度協議会を開きまして、御説明を申し上げたものでありますが、5月28日の運営協議会では、今回日程にありますように、本日の審議と決定したということから、産業厚生委員の皆様にはお示しできなかったということで、これも非常に反省をしております。以上です。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 佐藤卓也議員が発言されましたので若干省きますけれども、やっぱり設計変更があったわけです。我々にはその前に提示されたわけです、こういうふうにして耐震工事をやりますよと。それが変わっているわけですから、それは産業厚生とかそういうのにこだわらず議会に提示すべきだと思うんです。その中には確かに市議会議員の選挙があった、年度末の人事異動があったと、それは行政を執行される方の言いわけです。大事なお金を使うわけですから、それはやっぱり議会に示して、こういうふうにしたいと、それをすべきだったと思います。何ぼ「済みませんでした」ということで済むのではないということです。佐藤卓也議員のように議会軽視という言葉は使いませんが、議員は市民にこういうふうにして耐震工事をしますよと言っているわけです。それがあけてみたら、設計も違う、中身も違うでは市民に対しての責任はどういうふうにお考え

ですか。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 全く議員おっしゃるとおりでございます。我々のほうでももっと早くお示すべきだったと非常に思っております。総務文教常任委員会の中では、確定していない状況の中であっても設計変更という可能性があるのであれば、その時点での説明をすべきだったと強く言われております。全くそのとおりだと思っております。

また、来年度以降、これからも工事は続きます。陸上競技場等の工事もございますので、そうした折にはこうしたことのないよう、事前に十分に御説明を申し上げるつもりでおります。以上です。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） その設計が変わったということの中には、大事なことは、せっかく耐震工事をして何かを変えるんだとすれば、利用者の利便性をもっと考えるべきでないかという意見も当然出たと思うんですよ。例えばギャラリーには靴を脱いでスリッパに履きかえていただきます。げた箱がありません。ナイロン袋を持ってギャラリーに上がってください。これから中体連、高体連で使えるような体育館にするわけでしょう。そういう体育館が現に県内にありますか。そういう意見も出るわけですよ、議会にかければ、どうせ設計変更するんであればという。そういう意見も聞くということで議員は発言できるわけです。今回は発言する機会さえ与えられなかったという不満は、市民を初めとして議員の中にあると思います。課長、その辺をお考えください。

それから、これでやめますけれども、今のは答えてくださいね。

思い出してください。遠藤敏信議員が2年ほ

ど前に、新庄のプレミアム商品券のことを3月議会で言いましたね。議会で議決を経ないままにプレミアム商品券が流通していると、それは議会軽視でないかと遠藤議員が指摘したわけです。そのとき執行部は、今後このようなことがないようにしますと確約したわけです。これと同じだとは言いませんけれども、議会の中にかけるべきものをかけて、例えば選挙期間中であろうが、3月議会の議員は招集かければ来ますよ、そして討論しますよ。そういうふうなスタンスでいかないと、これからは執行部と議会がぎくしゃくして行って、予算の中でやればいんだべという発想で、報告で済むということではないと思いますが、この2点、お答えください。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 議員のおっしゃるとおりだと思います。これについては私のほうで反論する余地はないかとは思いますが。

しかしながら、理由にはならないとは思いますが、先ほど申したように最終的にでき上がったのが3月20日ということでもございました。それに加えて、また理由にはなりません、議員の選挙があったということもありまして、こちらで不要な遠慮した部分がないかと言えうそになるかと思っております。これにつきましては、今、佐藤議員おっしゃったように、議会の選挙中であれ集まると言っていたいただきましたので、時期を逸することなく、十分な説明を行えるようにしていきたいと思っております。

また、プレミアム商品券の際の説明ということでも、こちらとしても同じでございますが、その際には、私も別の課長ではございましたが、この議場で内容を聞いていたという経緯もございます。それについてはすっかり忘れていたということではないのですが、先ほど言ったように個人的な遠慮というのが大分影響したのかなと思っておりますが、3月20日の提出、また4月から

の選挙ということで大分遠慮したところもござい
ますが、今後は間違いなく、ましてや今度27
年度予算には陸上競技場の改修の予算を提出す
る予定でございますので、その際には十二分に
議会のほうに御説明申し上げたいと思います。
以上です。

18番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番(佐藤義一議員) やめると言いながら、
課長の答弁がちょっと足りないので、もう一回
質問いたします。

せっかく設計変更をした中で、それを我々は
示されていないわけですがけれども、ギャラリー
の改築等について非常に疑問を持ちます。どう
してスリッパに履きかえて、ナイロン袋を持っ
て2階に上がらなければならないのか。これか
ら中体連、高体連、あるいはほかの大会で新庄
市の体育館を使ってもら。新庄市の発信だと思
うんです。新庄市の体育館は非常に使い勝手が
悪いと思われるのか、あそこはスムーズに出
入りができて非常に入りやすい。空調等につい
ても、私は詳しいこと存じ上げませんが、
そういったものについても我々は凶面を示され
ることがないわけですよ。佐藤卓也議員が言っ
たように、作業には限らずですね。我々は、こ
ういうふうに変更するんですよと凶面を示され
ていない。それで、できたものを見てください
ということではなくて、まだまだ意見が言える、
聴取できる期間はないのですか。これから今の
設計変更について、我々がこうすべきではない
か、これは改良すべきではないのかということ
を言える機会はないのでしょうか。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 土足で上に上がれるよ
うにといった声につきましても、総務文教委員協
議会のほうで出されております。

この件につきましても、昨年度のスポーツ推

進審議会のほうで使っていただいている体育団
体の方等多くいらっしゃいますので、そのスポ
ーツ推進審議会の際に意見を求めたところでご
ざいました。その際に、現在の体育館について
は入り口で靴を脱いで、内履きに履きかえて全
員行くようになっております。また、そうした
ことが例えば変更する、土足で上がれるよう
にといった場合には、今度は体育館のアリーナ
の中に入る選手のほうでいつも出入りするたび
に脱ぎ履きをしないとイケないということにな
るので、スポーツ推進委員会のほうでは、
現状のまま入り口で靴を履きかえて中は内履
きでどこにでも行けるよという御提案をいた
だいたところでした。そうしたこともございま
したので、こちらのほうでは最終的には玄関で
靴を脱いで、中は内履きで通すというという
ことで御提案申し上げたところです。

また、ほかの施設、例えば天童の体育館など
については、全部外履きでそのまま入ってい
けるようになっております。ただ、あそこの
広い廊下があるんですが、専門の職員がおり
まして、いつもきれいに掃除をしているという
姿を見かけております。また、米沢市の体育
館に行った際にはやはり玄関で靴を脱いで、
中は内履きですという体育館もございま
した。

確かにそういった検討もしたところではござ
いますが、何分大幅な改築、大規模な改築とい
うことではなくて、あくまでも耐震化という
ことが第一の目的ではございます。ただ、その
ために今までになかった大きな壁ができるこ
とになります。通常の使用であれば余分な壁
にはなりますが、その壁ができることによって
使い勝手が悪くなるのはこちらでも覚悟の上
のことになります。ただ、そのほかの部分につ
いては、雨漏りのありました屋根を改修するで
ありますとか、トイレの改修をして広くする、
そういった限りの設計をしまして、今回、御
提案したということでございます。

また、増築につきましても、増築することによって非常に予算がかかるという結果も出ましたので、先ほども説明申し上げましたが、満足な広さかもしれませんが、増築をしないで左右に行き来できる状況にしたということで御理解いただければなと思っております。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

9 番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

清水清秋議長 遠藤敏信君。

9 番（遠藤敏信議員） お二方が言われたことと重複することがあるわけですが、課長は、先ほど来、さまざま選挙などもあり、諸事情のために議会の招集を遠慮したと、議会に諮ることを遠慮したというふうなことをおっしゃいましたけれども、私から言わせるとこれは遠慮などでなくて、非常に乱暴な事の運びだと思いました。設計が変わったにもかかわらず、工事費を圧縮するために変更すると。変更した工事によって使い勝手はよくなるのかというただいまの質問については、必ずしもそうでないというふうなことをおっしゃいました。ただ、今私がこういうふうなことを言っているのは、図面を見ない、提示されない段階で、人の話、今の話とかを聞いた段階で判断して言っているわけですね。このように変わりますよと、予算の圧縮、こうすることによってこのようになりますよというふうなことをあらかじめ提示されていればこのような問題にはならないと思うんです。よかれと思ってのことでしょうけれども、相談もかけないで、たっただったと言うというふうなことは非常に何でもありの乱暴な事の運びだと重ねて申したいと思えます。

まず、利便性、屋根の雨漏りなどなくなるというふうなことですけれども、具体的に壁をつくることによって、どこがどのように不便にどうか、利便性に欠けることになるのかというふうなことを、言葉で結構ですので、具体的に伝えてください。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 議員おっしゃるとおり、何も示さないで決める、進めるというのは乱暴という表現でおっしゃいましたが、確かにそうであったなと思っております。先ほど議会の選挙もありということで遠慮したということも言いましたが、そういう意味で片づけられる問題ではないということで、また再度繰り返しますが、非常に反省しているところでございます。

また、利便性につきましては、25年12月の全員協議会でお示した案でございますが、耐震の壁によって玄関付近で左右の行き来ができなくなる。そのため増築をして、玄関を前に出して左右の行き来ができるようにしましょうという一つの案でございました。ただ、最初の26年度の実施設計につきましては、そちらの方向で進んでおったところではございますが、出てきたところ、予算的には非常にかかる増築の案ということでございましたので、こちらのほうでも今後の使用等を考慮しまして、事業費を圧縮すべきであると判断したところでございます。

利便性につきましては、悪くなる場所もありますが、1つとしては屋根を補強することによってこれまであった雨漏りを防ぐことができるというのが一番大きな利便性かと思っております。また、トイレにつきましても、今までのスペースの倍を確保いたしたところではございます。そうしたことを積み重ねて設計したということで御理解いただければなと思っております。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

11 番（小野周一議員） 議長、小野周一。

清水清秋議長 小野周一君。

11 番（小野周一議員） この議案は、総務文教常任委員会、あつ協議会ですか、2回ほどかけ

られて、恐らく質疑等もなされたと聞いております。我々の会派からも聞いたんですけれども、理解を得られなかったという話を聞いています。そういうことで質問するわけでございますけれども、実は我々も前は総務文教の委員でありました。先ほどから何回も話があるとおり、25年12月17日の全員協議会の資料をもとにして、今回の3月の予算委員会のあのような審議をした経過があります。今、課長の話によると、最終的な設計のできたのが3月20日であったという話であったんですけれども、いかにも予算委員会を愚弄しているんじゃないですか、それじゃ。こんなこと私言いたくないんですけれども、この体育館の耐震化は、テニスコートの改修、体育館、陸上競技場、恐らく3点セットのはずだったですよ。テニスコートは自前の設計でできるから、その間、1年間をかけてしっかりと設計をもって体育館の耐震化を図りたいという、そういう説明だったと思います。1年間あったんですよ。まして、これは27年度の主要事業ですよ。何言っているんですか、課長。結果的に今まで3人の議員の方々も質問したんですけれども、同じだと思いませんか、議会をどのように思っているんですか。私、内部の詳細なことは聞く必要はありません。主要施策ですよ、これ、新庄市の。まして、27年度の当初予算にあのように慎重審議なされた一つの案件でありますよ。それが3月20日に設計ができ上がってきたって、議会軽視も甚だしいです、これは。3月20日、じゃ予算委員会の日程とどう重なり合いますか。答弁をお願いしたいと思います。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 3月20日というのは最終的な実施設計の納品の日でございます。その前に1月段階で金額的には御提示いただいておりました。その数字をもって予算委員会にかけた

ところでございます。

ただ、議員おっしゃるとおり、最終的には3月20日ということで強調し過ぎたのかもしれませんが、1月の段階では、業者のほうで審査委員会と綿密な打ち合わせをしております、この図面でI s値はクリアできるということで御報告をいただいております。そのため、1月の段階での金額で予算要求をしたものであります。ただ、最終的な実施設計の完了というのが3月20日ということであります。ですから、もう少し前に、1月の段階で変わる可能性はあるがということで、委員会のほうにもお示しいただければそうすべきであったのではないかと御指摘もいただいております。この辺につきましては、私のほうで3月20日ということで強調し過ぎた点はあるかと思いますが、御理解いただきたいと思っております。

11番(小野周一議員) 議長、小野周一。

清水清秋議長 小野周一君。

11番(小野周一議員) この耐震は27年度の新庄の主要施策の一環ですよと、そういうことを私言いたいんですよ。それに関して、最終的に実施設計が3月20日にできましたよと。それ自体、職務怠慢と私は言いませんけれども、前段のテニスコートのことを考えれば、ミスのないようにするのがあなた方の役目じゃないかと私は思うんですけれども、ただ、謝ればいいとは違うんです、これは。話によると、今回の議会で承認得られなければ工事がおくれる、そういうわさも聞くんですけれども、それは全然関係ないです、そういう問題は。どうして我々議会の理解を得ないままやるんですかという単純なことを私たちはこの議会から聞いているんですよ。先ほども言ったんですけれども、幾らここで謝ってもらっても、こういうことがこれからはあるんじゃないかという、そういう心配があるからあえて質問しているんですよ。

あともう一つ、総務文教協議会で、本来なら

ば委員の皆さんの同意というか、理解を得てここに上がってくれば、我々だってこういう質問はしたくありませんよ。理解を得ていないという話を聞いたものですからこのような質問をするわけでございますけれども、議会軽視と言っても、本当に執行部が謝って済むものではないと私は思います。

清水清秋議長 よろしいですか。答弁ありますか。

11番（小野周一議員） 1つだけね、主要事業に関してどう思っているというか、思いというか。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、主要事業に関して、実施設計の納品が予算の審議の後に出てきたというような件に関してお答え申し上げたいというふうに思います。

これに関しては、11月に一度業者のほうから納品というか、こういう実施設計になるということが示されております。その後、通常であれば耐震判定委員会という委員会の評価、判定を経ないと実施設計どおりにはできないというふうな決まりがございまして、その判定委員会そのものは通常2カ月から3カ月の時間を要するというふうに言われています。特に山形県は案件がないので、会議がいつ開かれるかわからないというような状況があつて、今回宮城県の判定委員会のほうに提出したというようなことでございますけれども、これが11月に実施設計を判定委員会に出せば、少なくとも2月には納品されていたのかなというふうに思っております。それで、予算委員会のほうに出せたのかなと思っておりますけれども、先ほど社会教育課長が何度も申し上げたように、実施設計そのものに1億ほど費用がかかると。

今、体育館が45年というような年数で、体育館の通常の法定耐用年数は最大で47年、あと2年で法定耐用年数が切れると、そういうふうな

体育館の中にさらに1億追加していわゆる耐震補強、改修工事をしていいのかどうかというような部分がありまして、結局、設計の見直しを業者のほうにさせていただいたということでございます。耐震補強でございますので、必ず耐震性は確保しなければならないという大前提がございまして、耐震のI s値を確保するために業者は一生懸命、頭をひねったというか、いろいろ工面をしたのかと思います。それで納品されたのが1月になってからということで、これは年度内に納品されるかどうかというのも危うい時期に納品されたというようなことで、また判定委員会のほうで、これじゃだめだということになれば、もう一回見直しをしなければならない、そういうふうな状況にあったのかなというふうに思っております。そういうことで、決して業務を怠ったということではなくて、最大限最速で、また市民は早く体育館の改修が終わるといようなことを一番待ち望んでいるので、そういうようなことで一般競争入札に付したわけですが、その期間もなるべく考慮しながら、工期がことしじゅうになっていますけれども、その中で工事をしたいというようなことで進めてきたということで、議会のほうに一言も説明がなかったというようなことについては、総務文教協議会の中でも私自身謝罪をしましたがけれども、ここに改めて全員の皆様方に私の指導が行き届かなかったというようなこととおわびしてもしょうがないというようなことはあるんですけれども、私のほうからおわび申し上げたいなと思っております。以上でございます。

清水清秋議長 10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

小野周一議員の質問に対して、社会教育課長伊藤洋一君より答弁を行いたいということでありますので、答弁を許します。

社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 ありがとうございます。

土足の件につきまして、先ほど来、御質問があったにもかかわらず、答弁しておりませんでしたので、その考え方についてお示ししたいと思います。

平成4年の国体の際には玄関の左右の……。

清水清秋議長 暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

2 番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

2 番（星川 豊議員） 私、ただいま総務文教に所属している星川でございますけれども、その中で話が出てきたんです。それで、まずね、なぜこういう話が出てきたのかなという。私、空白が4年間ありますけれども、その前にも1回あったんですよ。今回の対応が、各会派に対してもそうですけれども、本当に甚だ軽視きわまるものであるというふうに私思っています。なぜかといったら、こんなことでつまずいたとしたら私は決してこの案件、大事な市民からも期待されていた本当に大切に、期間がないことも知っています。入札も済んでいます。そういうようなことから、早くやってもらいたいという気持ちは本当なんですけれども、私は今、無会派に所属していますけれども、なぜ無会派にいるかということもこれに起因しているんです。この4年間空白しているときに何が起こっていたのかなとわかりもしないでその会派に所属して、そして尊敬する先輩議員がこういうふう

やっていたからといって、いわば話し合いでこうするというのを考えたものだから……

清水清秋議長 星川君、質問の内容に入ってください。

2 番（星川 豊議員） はい、わかりました。

ということは、これは大事なことなので、なぜそういうふうにしたかということは、こういうことがあってはならんということで今ひとり会派でいるわけですがけれども、この件、これは採択して通すつもりでいるのかなということをやまず。

おわび申し上げるとか、おわびをしたことは結構ですがけれども、これ通ったら大変なことですよ。民主主義議会政治において、これがもし通ったとしたら、まさしく国会でも話になっていきますけれども、ここは二元制で、それは執行部は何でもやれるんですよ。それを正しく見定めて、見きわめていくのが議会の仕事なんですね。それに報告もなくて、もしこの案件が入札になったからといって通ったとしたら、今後大変なことになりますよ。そういうことで、余りこんなこと説明、おわびとかするんじゃないで、これは根本的に外れていますから、採決したときに私は無会派でいますから、数の原理で通っていったとしたら、これは大変なことですよ。私は無会派でよかったなど今思っています。これ、通ったら大変なことですよ。間違っています、こういうことは。言語道断です。以上です。

清水清秋議長 星川議員、質問の内容、採決に入っているわけじゃないので、質問の内容をきちっと答弁者に言ってもらいたい。

2 番（星川 豊議員） はい。

だから、これ何言いわけしようがだめなんです。言いわけしても、もう間違ったことになっているわけですから、これだから私この総務文教委員会のときに話をしたんです、先輩議員にちょっと。うまくやり方があるんじゃないとか、うまい方法が何かないのかなというふう

なことでお話しして、御相談申し上げたにもかかわらず、これ本当に軽く見ているということですね。普通、前ですと、そういうふうな事態が起きたときには、こういうふうな事情でということ、こういう場合でなくても、悪く言えば談合と言われるかもしれませんが、市長が会派一人一人回って説明して、そうしてきたものですよ。これ教育長が何とか、その人が出てきて、こんなことどうのこうのやる筋合いのものじゃないですよ、こういう大きい問題で。

じゃ最後に質問します。この問題について、何回も同じ答えしか返ってこないと思うんです、おわびの言葉しか返ってこないと思いますけれども、これを通すつもりでいるんですか。

清水清秋議長 星川 豊君、質問に入っていないんですよ、星川君の内容は。これは議会が採決するわけですから、答弁者で答えるような質問内容に入っていない。

2 番（星川 豊議員） それでは、今、皆さん質問してみんな聞いたんですけれども、重ねてそういうふうに取りまとめるためにあえて申し上げますけれども、やっぱりもっと早くね、いろいろ忙しい時期であってもちやんと、執行権はあるんですけれども、しかるべき措置をとらないととんでもない結果になるというふうに、これは各執行部の方は肝に銘じて執行していただきたい、こういうふうに思うんですけれども、いかがですか。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 先ほども申し上げましたが、体育施設の改修につきましては、来年度、陸上競技場を予定しております。その際には、さらに同じ轍を踏まないように、十分議会に御説明申し上げながら進めたいということで御理解いただければと思います。

2 番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

清水清秋議長 星川 豊君。

2 番（星川 豊議員） わかりました。それはそれで、あなたがそれ以上言えないことはわかるんですけども、来年のこともあるということですから、それは来年のことじゃなくて、ことしの今回の件なんです。今、おわびするしかないというようなことなんですけれども、これはやっぱり悪い前例を何回も繰り返すんじゃないでね、何とかうまく処理する方法ということを考えて場合に、おわびだけで、あとは議会にかけて、そして多数の原理で決める、そういうふうな経過を踏むと思うんですけども、本当に今あなた、新しくなったので気の毒なんですけれども、もう一回聞きますけれども、こういうことがまかり通ったら、本当に議会制民主主義の基本から外れているということを理解していますか。

清水清秋議長 星川 豊君、質問の内容に入っていないんですよ。

2 番（星川 豊議員） 入っていない。入っているでしょう。どういうふうに考えているかということなんです。今おわびと言っているけれども、どういうふうに考えているか。

清水清秋議長 そういうふうな質問内容に入ればいいんですけども、どういうふうに考えていますかって。

2 番（星川 豊議員） いいんだよ、ちゃんと今の私の答えに答えればいい。

清水清秋議長 御質問になっていないんです。答えようがない。できればもう一回。（「回数超えています」の声あり）

2 番（星川 豊議員） 回数超えているから、これでいいでしょう、なら、いいです。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

1 4 番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

清水清秋議長 新田道尋君。

1 4 番（新田道尋議員） 委員会で聞くのをちょっとミスったのでここで聞きますけれども、これ工期が12月26日、ことしいっぱいというふう

にうたっていますけれども、体育館をこれから使用するのに支障を来すというような日数があるんですか。何月までやらないとだめだとかというのは、大きな大会があって、そこまでは完成させたいというのはありますか。どうかそこら辺をお伺いしたい。

あと一つは、委員会でも何回も申し上げたんですが、提示された図面を見て、これが最初、我々に示された図面と比べて大変使い勝手がよくなったと褒めるべきものでは逆なんですよ。一番私が気になっているのは、通路が1メートルしかない。1メートルの通路をどうやって通るんですか。ちょっと体格のいい人でしたらば、横にならないとここをめぐっていけないですよ。それが左右にあるわけですからね、これはちょっといただけないかなと。フロアの土足というようなこともあるんですが、とにかくこのままでやっても、ここは何とかしないと、毎日使う人から苦情たらたら来ることは見え見えですよ。1メートルですよ。みんながここをくぐって行くんですよ、トイレに行く場合もね。

それから、今の玄関の約3分の1かな、狭くなったということ。何としても隣に会議室の大きいところを設けなければならない、どうもこれがわからない。玄関の部分に事務室を張り出してよこした。それで玄関を潰してしまった、広くもないのに。我々、体育館を使っても、あそこの玄関が広過ぎるなんて感じたことは一回もないですよ。逆に狭いというふうに思っていますよ。げた箱の数も足りないし、絶対数はないし、みんな脱ぎ捨てて、げた箱がないのでそのまま入っていつているというふうな状況が非常に多く見受けられるのでね。全く無駄な、2つ玄関があって、何でこんな両方に玄関つけないかならなければならぬか、ここら辺もどうも納得いかないし、要するにこのままですと私は通したくない、反対です、はっきり言えば。

もう入札も終わって、議会待ちで工事に入る

ことになっていきますけれども、いろいろ反省して、おわびもいただいたんですが、そんなことよりもできた後に、使い勝手がいいか悪いか、市民から文句が来るか来ないか、そこら辺が一番我々が気にしているところなんです。ですから、こういうふうに言っているわけだから、全体を動かすわけでないんだから、今までの建物の中でいろいろな仕切りをしていくということです。私はこれをもう一回、ここの部分を玄関、それから事務室、会議室、向かって左側をどうにか直していかないと大変な苦情が来ますよ、間違いなく。思いませんか。1メートルの通路を通れないって、そんなばかげたことないですよ。ここは何とかしていかなければだめですよ。そういうふうにもう一回ここのところを線引きし直して、設計し直しすべきだと私は思うんですが、そういうふうな考えは持っていますか。絶対これを動かさないとか、その辺お伺いしたい。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 初めに、大きな大会ということでございますが、27年度につきましては大きな大会は予定されておりません。

また、図面の使い勝手の悪さ、通路が1メートルしかないということで委員会の中でも御指摘をいただきました。これにつきましては、当初の案ではこの通路すらなかったということでございます。この通路がなかったことから、1億円をかけて前に張り出して増築する必要があるということでいただいたということでございました。ただし、先ほど教育長も答弁しましたように、今後の使う期間ということも考えまして、ここでさらに1億円上乗せをして増築をすべきかどうかということでこちら判断して、以前の案であれば、通れなかった通路を新しくつくったということでこちらのほうでは考えております。確かに1メートルが広いのか、ゆっく

り通れるかといえば、決してゆっくり通れる広さではございません。しかし、このままでは通れなくなるというところを1メートルではありますが通れるようにした設計ということでこちらでは思っております。

また、諸室の使い道につきましては、会議室とは書いておりますが、別に会議室として使う必要はないと思っております。使い方は臨機応変に、例えばけがをする人が多くなればそこに布団を敷いたり毛布を敷けば医務室がわりになるわけでありまして。そういったことで、会議室は会議をするところだけではなくて、臨機応変に対応したほかの使い方をしてまいりたいと思っております。

また、先ほど佐藤義一議員の御質問でありましたが、土足の件につきましては、平成4年の国民体育大会の折には、玄関ではなくて左右の階段を使って、土足のまま上の観覧席に観覧する人を誘導したということもございます。また、平成29年度の南東北インターハイの際の使い方につきましては、今後、県、協議団体と協議して決めることにはなりますが、そうしたことで平成4年に行った活用ということも頭に入れてそういった団体とのお話し合いを進めてまいりたいと思っております。以上です。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

清水清秋議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 答弁がもらえないんだけれども、この内容ですね、設計変更する気があるかないかというふうな返事をもらいたいんですよね。委員会でも指摘したように、こんなに会議室、役員室も会議室。今まで役員室で会議をやっていたんですよ。それが新たに更衣室を潰して狭くしてまたこっちに会議室、二部屋設けて、合計4カ所あるわけですね。こんなに体育館の中に会議室が必要なのかどうか、こんな会議あるんですか。私はないと思って。要らないもの、余計なものをつくって、欲しいもの

をつくらなくて、全くこれでは賛同できない。その答弁をお願いします。設計変更する気があるかどうか。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。（「休憩」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時45分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 新田議員のほうからは、

この図面の変更ができるのかということで御質問いただきました。図面が渡ったと思いますが、耐震で新たに設けます壁以外につきましても、現在の諸室の壁についても耐震の数値に影響するということもでございます。それでございますので、例えば細かい部屋の壁を取って大きくして使い勝手をよくしましよといった場合には再度設計の変更、耐震診断のやり直しということになるかと思っております。そういった壁以外のところにつきましては、諸室の利用、使い勝手、内容については特段、この書いてある内容に限定するものではなく使い勝手のいい、その場、その場で用途の変更はできるものと思っております。

今回の工事につきましては、耐震ということがメインでありますので、こうした設計をして御提案したものでございます。先ほども申し上げましたが、何も無い状態の中に大きな耐震壁をつくるという工事になりますので、使い勝手については、例えば使い勝手をよくするための全面的な改築という意味合いではないということも理解いただければなと思っております。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

清水清秋議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 今課長から答弁いただきました。できるところはやれるというふうなことを私理解しましたんですが、あくまでもこれは耐震補強のための工事が主ですので、内部改装は二の次で、やってもやらなくてもいいわけですから、これから建物そのものが寿命に近づいているということで、幾ら金をかけても寿命を延ばすというふうにはまいらない、本体そのものがもう限度ですので、当面、ここ最高長くても10年かなというふうな感じはするんですけども、余計な金はかけないほうが本当はいいですよ、建てかえができれば一番いいんですけども、できないからこういうことをやらざるを得ないということで、最小限の耐震工事を主としてやっていくということで、余り中身をいじらないようなことでいけば、今までみんなそれを使っていたんだから、苦情が来るといようなことも避けられるんじゃないか。下手にこんなことをして、あちこち潰して、要らないものを設けたりするからおかしくなるのであって、もう少しこの辺を考えて、工期が延びるとすれば、これはやむを得ないと思うんですね。ですから内部を、フロアをいじるわけでないから、体育館の中を使ってもそんなに影響、私はないようにこの図面から見るととれますので、その辺を考慮して、もう一回やはり検討して、検討したら、これでどうですかということを委員会を設定して我々に相談をかけていただきたいというふうに思います。

以上です。よろしくをお願いします。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 若干私もお聞きしますが、5月10日から体育館が耐震のため使えないと。

今、中体連、高体連の練習で会場がなくて選手、アスリートが非常に困っているわけですが、議会の締結を経ないまでは使えないんですけども、その間、非常に何で使っても支障がないんでないかなという声はかなりあります。入札から工事が始まるわけですので、やはりその辺もう少し選手方とか使う方々の利便性を考えてはなかったのかなというような気がいたします。選手たちはなるべく使って練習したい、そして強化したいというような思いがあるわけですので、その辺の配慮はどうだったかなと思います。

あと、これは耐震の審議でございますけれども、いずれ29年は南東北インターハイ、バドミントンの会場になることは決まっておるわけでございますので、そのために全国からかなりの選手・保護者含めて応援団が来るので、かなり新庄市の情報発信する機会だと思うんです。そのための恐らく視野も考えながら耐震を含めて使い勝手のよいというようなことは当然頭にあって試算したと思うんですけども、くどいようですけども、大会のみならず、いろいろな催しがあるんです。

体育館は、考えてみますと47インターハイ、今から43年くらい前で、そして全国的に16面コート、バドミントンを一つの会場とするというのは画期的だったんですね、当時は。そして選手に聞くと、バドミントン会場としては非常に使いやすいと。なぜかという、2階のギャラリーが低くなく高くてバドミントンのシャトルが入ってこなくて、もちろん暗幕は閉めるんですけども、非常に画期的な会場だったんです、前は。

そんなことで、前は前で、だんだん今、新しい体育館となれば当然空調も入っていますし、全国規模の大会をしますと、会議室というのは最近議論になっていきますけれども、当然会議室を設けないと、監督会議とかいろいろな打ち合

わせになるとそういう会議室も当然必要な場面があるわけですので、私は会議室はただ会議するだけでなく、そういう大会をする場合の打ち合わせの会議というようなことを考えれば当然だと思っただけでございます。そういった意味で、もう少しやはり。

そして今、選手たちが、いつ工期が終わっていつ使えるんだかというようなことが一番懸念されるわけです。ことしも中体連の大会が新庄最上、割り振られますけれども、バドミントンができないんですね。新庄中学校と真室川というようなことで、本当は新庄の体育館を使って、16面ですから、大会運営も非常にスムーズにいくんですけども、できないものはしょうがないということですけども、早く使って、そして練習を重ねて、そしてインターハイ、全国大会に出られるような地元選手の育成も私は急務かと思うんです。ここで議論しても、もし、もしですよ、大変申しわけないけれども、否決になった場合の工期のおくれというのはどうなるか、私、その辺確かめて判断したいと思っておりますので、そうなった場合は、なっては困るんでしょうけれども、そういったこともお示しいただければありがたいと思っております。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 きのうち中体連の会議もございまして、私ちょっと行けなかったんですが、聞きますと、小嶋議員おっしゃるように会場を分けて、選手のみならず関係者もバスで移動するというような状況をきのうの会議で拝聴したところでした。

5月11日から使用を控えまして、工事を進めてまいることにしております。工期はお示ししているように12月27日、ことしのうちに終わらせたいということでお示したところでございますが、例えばこれが今回否決になってもう一回差し戻しということになれば入札自体もやり

直しということになりますので、設計変更も加わりますと半年は契約がおくれるのかなということ考えております。

ただ、29年度のインターハイについては29年8月ですので、新庄会場ではプレ大会はございません。そうした意味から考えれば、ここで否決になった場合には半年おくれるということは、本大会ということになりますと、この工事自体が28年度になるということも十分考えられますので、そういった大会においても多少の支障は出てくるのかなとは思っております。

こちらの不手際で現在紛糾しておるわけですが、そうしたことも考慮いただきながら、できればこの案でお認めいただければ一番いいのでありますが、先ほど言ったように、壁についてはあくまでも耐震でございますので、壁を簡単にここを取ってというようなことはできないということを御承知おきいただければなと思っております。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) もしの話をして申しわけないですけども、もし否決になった場合は半年のおくれがあるというようなことでございますね。

あとは、これは耐震でしょうけれども、先ほどいろいろな方々が言いましたけれども、内部の考えはある程度可能だというようなお考えは、確認したいんですけども、それはできるんでしょうか。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 先ほども御答弁しましたように、内部の現在ある壁につきましても耐震の一つの要素になっているということがございますので……（「壁はいいの。壁以外の」の声あり）壁以外。使い勝手についてはその壁の撤去ということがなければ狭いは狭いことにはな

りますが、例えば会議室と明示しているところも特に話し合っただけの用途ではなくて、臨機応変に使うことは可能であると思っております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 私は、壁は耐震のことでしたので、はっきり申し上げますけれども、ギャラリーに土足のまま行くことも変更の中の視野に入れていただけるんですかということなんです。それだけです。お答えできればお願いします。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

清水清秋議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 通常の使用でギャラリーに土足でということかと思いますが、よろしいでしょうか。

先ほど国体の折のお話、国体のときには2階に土足で上がれるようにということで、ブルーシートを敷いて対応したところでございます。先ほども申し上げましたが、通常の使用で土足といったことになるとすれば、逆に選手のほうアリーナに入るときに靴を……（「選手なんか専用の靴を持っているから、会場に合った靴。そんな心配しなくていいですよ」の声あり）いえいえ、こちらのほうではそういうふうに考えたところでございます。ただ、大会の大きい、小さいありますので、大会ごとにそういった使い方については検討してまいりたいと思っております。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

15番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

清水清秋議長 森 儀一君。

15番（森 儀一議員） 大変議論された中でございますので、私がどうこう言う問題じゃございませんけれども、ただ、私は産業建設常任委員会のほうに所属しておりますから、この凶面もきょうまで見ておりませんでしたので、総務常任委員の方からも、小嶋さん、新田さんからも質問が殺到したんですけれども、もっと詳しく総務常任委員のほうにお話ししておけばこんなことなかったのではないかなと、このように理解してもらえるのではなかったかなと思って、ここでまた振り出しに戻ったような感じでやってしまったので、このような時間をとって議論がされたんだと思いますけれども、議会軽視は教育長、ちゃんと謝ってというか謝罪したし、そしてある程度の内装も変更ということもできるということを聞きましたし、それから一番待っているのは、小嶋さんが申されましたスポーツをやる人たちが待っている。例えばこれ、もしかして設計変更とかここでまた振り出しに戻ってやり直したら大変だと思います。教育長が申されましたやはりこの体育館を利用する人たち、この人たちが今非常に苦慮しているということと。

それから課長、大きな大会がことしはないと言いましたけれども、実は柔道のほうで東北柔道大会、練成試合が12月にあるんです。これも二、三日前の役員会総会の中で、もうできなくなって、せっかく真室川から持ってきてやろうとした大会、800名くらい来るんです、新庄市に。その中で、新庄にも泊まって、そして2日間やる大会が12月にあるんですけれども、何とかやりたいという希望だったんですけれども、これできなくて、戸沢村に小さくしてやろうということで、今そんなになっています。真室川でも、真室川が一旦もってきたものをまた真室川でやろうということ、できなくて新庄でや

った経過がございますので、だから、やはり29年インターハイまでできて間に合うというようなことじゃなくて、いち早くして、その中で子供たちに練習させないわけにいかないと思いますよ。かつてはそれこそ全国大会まで行っていたバドミントンでしょう、新庄が。これ、あしたから、体育館できたからすぐしなさいじゃなくて、やはり一日でも二日でも早くでかして、そしてその中で練習して、そして子供たちに夢を与えて私たちに感動を与えてもらわなければ困っぺや、この大会する会場で。だから、義一君が言ったとおり、耐震が十分に行われるということで、そして設計というか、耐震の確認というか、そういうものもちょっと変更になったということで、そういうものがあって皆さんに報告がおくれたということを教育長のほうからお聞きしましたけれども、これまた設計やり直すという、どうです、例えばですよ、市議会議員の人たちが反対しておくれたなど、とかとなったら、市民の人たち大変ですよ。必ずそういうこと理解してくれる人いませんから、だから耐震強化して安心で安全を保つための工事だから、そこをすかっとやったら、内装は新田さんが質問したとおりで、幾らか変えれということをやったら、これはその中でいち早くやらせて、そしていい成績をとらせるということが私は一番の大事なことだと思いますけれども、その点、どうです、教育長。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 大変ありがたいお話で、確かにやり直しということになると、恐らく今年度中の施工というのは難くなるのかなというふうに思います。施工をおくらせれば、じゃその間、体育館が使えるのかというようなことになると、0.08というI s値は、0.3未満で震度6強の地震が来た場合には倒壊あるいは倒壊のおそれがあるというようなことですから、その0コンマ、

1つ0が多いわけですね。その中で使わせるといようなことは教育委員会としてはなかなかできないのかなと。そうなれば2年間近く体育館を使えないという状況が生まれるということで、特に冬期間は雪が降るものですから、屋外の方々が屋内に来ていろいろ練習をするといようなことで、何とかそれに間に合わせたいということでのことしじゅうの完成といようなことを目指して今まで作業を進めてきたといようなことがございます。ですから、いろいろ大会がないからおくてもいいんだということには絶対ならないと。練習あって、そして大会があるわけですから、そういう意味ではインターハイでいい成績をとるためにも強化は一日でも早くしたいというのが私どもの願いであり、ぜひ早目の竣工をお願いしたいと思っていますところ。

15番(森 儀一議員) 議長、森 儀一。

清水清秋議長 森 儀一君。

15番(森 儀一議員) 私もスポーツを愛好する一人として、やはり最上地方は大変雪が多い、そんな中で室内競技というのは物すごく大事だと思います。だから一日も早く完成して、そしてそこに子供たち、選手、あるいは一般の人たちも集えるような環境をつくってやらないとまずいと思う。だから、議員の人たちも大変議論して、御理解を得たと思います。

それから、市長、この工事が終わったら、何年ぐらいあの体育館をもたせるつもりですか。

二、三年で建てかえしないか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 御指名ですのでお答えさせていただきたいと思います。

先ほど議論の中で耐震したら何年ぐらい使われるのかといようなことで、お金をかけた以上、10年ぐらいをめどかなといふふうに思っているところ。

また、少子高齢社会における体育施設ということで、今後につきましては議会の皆さんと十二分に話しながら、場所、大きさ、機能、そうしたことは皆さんと相談しながら建てなくてはいけないことが早々に来るんだろうというふうに思っています。そういう意味で、教育委員会がインターハイがあるということの決断の中で相談を受けまして、耐震、もしインターハイが来なかったらどうなんだろうというようなことも重々内部で検討させた結果だというふうに思います。

耐震では10年ぐらいのめどかなというふうに思っているところであります。

15番(森 儀一議員) 議長、森 儀一。

清水清秋議長 森 儀一君。

15番(森 儀一議員) やはりこういう問題は総務文教のほうで解決できないような、そういうことでなく、しっかりした説明をしてそしてやっていただかないと困りますので、今後十分気をつけてやっていただきたい、このように思います。終わります。

清水清秋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

11番(小野周一議員) 議長、小野周一。

清水清秋議長 小野周一君。

11番(小野周一議員) 休憩を求めています。暫時休憩をお願いします。

清水清秋議長 休憩の動議ですね。(「はい」の声あり)

今、小野周一議員のほうから休憩の動議が出されましたので、1人以上の賛成がありますので休憩の動議を議題といたします。

採決によって、起立によって行います。

この休憩動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

清水清秋議長 起立多数であります。よって、休憩の動議を可決されました。

それでは、暫時休憩いたします。

午後1時09分 休憩

午後1時36分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

発言を許します。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 議会を大変紛糾させてしまいました。ちょっとした配慮のなさがこれほどまで大きな事態に至ったというようなことは非常に痛みを感じております。本当に申しわけございませんでした。

今後、委員会あるいは全員協議会等々で、きちっと議会のほうには説明を申し上げて意見をくみ上げながら計画の中途、あるいは最終できちっとお示ししたいなというふうに思っておりますので、よろしく今後ともお願いいたします。

清水清秋議長 では、これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第45号新庄市体育館耐震補強工事の内建築工事請負の締結については、原案のとおりを決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第45号については、原案のとおり決する

ことに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 賛成多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案 8 件一括上程

清水清秋議長 日程第9議案第38号金山町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結についてから日程第16議案第46号字の区域及び名称の変更についてまでの8件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号金山町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結についてから議案第46号字の区域及び名称の変更についてまでの8件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第38号から議案第44号までの新庄最上定住自立圏形成協定の締結について御説明申し上げます。

新庄最上地域における定住自立圏形成に向けた取り組みにつきましては、昨年度から協議を続けており、2月13日には中心市宣言を行わせていただきました。

3月議会では、新庄市定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例を御可決いただき、圏域での定住自立圏の形成に向けた手続を進めて

きたところであります。

今回の協定の締結につきましては、中心市である新庄市と提携する近隣町村が、人口定住のために必要な生活機能を確保するため役割を分担し、連携していくことを明示しており、連携する取り組み事項などについて定めるものであります。

具体的取り組みの内容につきましては、協定締結後に策定する定住自立圏共生ビジョンで定めることとなります。中心市と近隣町村が1対1の関係で連携する事項を決め、協定を結ぶことから、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村についてそれぞれ協定を締結することについて提案するものであります。

次に、議案第46号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

本案は、県経営体育成基盤整備事業により、本合海上野地区における土地改良区事業の施行の結果、従来、字の区域と定めていた道路、水路等が全て排除され、新たな区画に基づいた道路、水路などが設置されたことに伴い、従来の字界をそのまま存置しておくことは種々不都合が生じるので、新字界を定めるため地方自治法第260条第1項の規定により御提案申し上げます。

よろしく御審議のほどをお願いします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案8件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第17議案、請願の各常任委員会付託

清水清秋議長 日程第17議案、請願の各常任委員会付託を行います。

議案、請願の常任委員会付託につきましては、

お手元に配付してあります付託案件表によりそれぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いたします。

平成27年6月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
総務文教常任委員会 議案（7件） 請願（3件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第38号金山町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について ○議案第39号最上町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について ○議案第40号舟形町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について ○議案第41号真室川町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について ○議案第42号大蔵村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について ○議案第43号鮭川村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について ○議案第44号戸沢村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について ○請願第3号「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の請願 ○請願第4号「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書の請願 ○請願第5号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請」について
産業厚生常任委員会 議案（1件） 請願（2件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第46号字の区域及び名称の変更について ○請願第2号T P P交渉に関する請願 ○請願第6号米価暴落対策の意見書を求める請願

日程第18議案第47号平成27年度新庄市一般会計補正予算（第1号）

清水清秋議長 日程第18議案第47号平成27年度新庄市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第47号、一般会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第47号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1億3,488万9,000円を追加し、補正後の予算総額を156億2,288万9,000円とするものであります。

主な補正内容について、9ページからの歳出を中心に御説明申し上げます。

まず、2款総務費に市庁舎耐震化計画に基づき、庁舎の一部改築工事実施設計に係る経費、またふるさと納税寄附金の基金への積み立て及び返礼品に要する経費を計上しております。

6款農林水産業費には、農業振興に係る各種補助金に対応した経営者の設備投資などの補助支援等に資する経費、また雪などにより損傷した道路や施設の修繕などに係る経費を8款土木費、10款教育費に計上しております。

8款土木費には、道路の長寿命化事業として、国の交付金を活用した橋りょう工事費を増額しております。本市の今年度事業が効果的に展開できるよう、国・県の動きに呼応するなど適切な対応を要する補正内容を組み合わせていただいております。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては、財政課長から説明させますので、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

(小野 享財政課長登壇)

小野 享財政課長 議案第47号一般会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3,488万9,000円を追加し、補正後の総額は156億2,288万9,000円となります。

2ページから3ページに、第1表歳入歳出予算補正として、各款各項の補正予算額並びに補正後の額を掲載しておりますので、御確認いた

だきたいと思っております。

次に、4ページ、第2表地方債補正でございますが、市有施設耐震化事業債につきましては、市庁舎耐震化工事の実施設計業務委託の財源とするものでございまして、道路長寿命化事業債につきましては、事業費の増加に伴う補正でございます。

7ページからの歳入につきまして御説明いたします。

初めに、14款国庫支出金でございますが、冒頭の2項5目の土木費国庫補助金、橋りょう補修社会資本整備総合交付金につきましては、今年度の配分決定に伴う増額計上でございます。

15款県支出金でございますが、2項5目農林水産業県補助金に戦略的園芸産地拡大支援事業費補助金を増額し、意欲ある農業経営者を支援するとともに、ナラシ対策加入促進緊急事業費補助金につきましては、米収入減少影響緩和対策としまして新たに計上したものでございます。

下段の17款寄附金におきまして、ふるさと納税寄附金を4,000万円増額しておりますが、4月からのインターネット申し込み開始によりまして現在好調に推移しているところでありまして、関連しまして、8ページになりますが、18款繰入金に寄附金の増額に伴いますまちづくり応援基金からの繰り入れを計上しております。

20款諸収入のコミュニティ助成事業助成金につきましては、一般財団法人自治総合センターからの補助金でございます。

最後の21款市債につきましては、第2表地方債補正に伴う増額補正でございます。

続きまして、9ページからの歳出について御説明いたします。

まず、2款総務費1項6目財産管理費に測量設計業務委託料としまして、市庁舎耐震化に向けました施設設計業務委託料574万2,000円を増額計上しております。

7目企画費、企画調整事業費におきましては、

ふるさと納税寄附金の増額に連動しまして報償費に寄附返礼金2,000万円と寄附金の積み立てに向けましたまちづくり応援基金積立金4,000万円を計上しております。

続く、コミュニティ助成事業補助金につきましては、地域公民館建設に対する増額補正でございます。

10ページ下段からの6款農林水産業費でございますが、1項3目農業振興費、担い手総合支援対策事業費におきまして、米の収入減少の影響緩和を図るために新たに加入する集落営農等へのナラシ対策加入促進緊急事業補助金を増額し、果樹園芸事業費の戦略的園芸産地拡大支援事業費補助金につきましては、新規要望に基づいた増額補正としております。

11ページ下段の8款土木費でございますが、2項2目道路維持費の道路長寿命化事業費の工事請負費3,510万円の増額につきましては、橋梁の長寿命化に向けました増額補正でございます。

その上の道路維持事業費中の修繕費、そして次のページになりますが、12ページ上段の4項3目公園管理事業費の修繕費につきましては、大雪や凍結による被害を受けました市道や公園施設の復旧費用として計上しております。

10款教育費でございますが、1項3目教育指導事業費中の総額110万円の補正につきましては、県の委託事業でございます探求型学習推進プロジェクト事業及びいじめのない学校づくり推進事業の実施に係る増額補正でございます。

末尾の4項社会教育費の図書館費につきましては、大雪や凍結被害による施設の修繕費を計上しております。

以上で一般会計補正予算案の説明を終わります。

御審議をいただき、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第47号については委員会への付託を省略し、6月15日定例会最終日の本会議において審議をいたします。

散 会

清水清秋議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

6月5日金曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時50分 散会

平成27年6月定例会会議録（第2号）

平成27年6月5日 金曜日 午前10時00分開議
 議長 清水 清秋 副議長 石川 正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	荒川正一	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者 兼会計課長	高橋弘
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	監査委員	高山孝治
監査委員 局長	佐藤正寿	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長
農業委員会
事務局長

小松 孝
眞見 治之

農業委員会
会長
農業委員会
会長職務代理

星川 豊
高橋 眞

事務局出席者職氏名

局長 東海林 智
主査 沼澤 和也
総務主査 三原 恵
主査 早坂 和弥

議事日程（第2号）

平成27年6月5日 金曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問
1番 佐藤 義一 議員
2番 小関 淳 議員
3番 山科 正仁 議員
4番 小嶋 富弥 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成27年6月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐藤 義一	1. 農地集積の実情について 2. 農業委員会委員の選出方法について 3. 通学バスの運行について 4. 選挙の投票時間の短縮について	市長 教育委員長 農業委員会会長 選挙管理委員会委員長
2	小関 淳	1. ごみステーション・ゴミ回収の充実・整備について 2. 総合計画にある「魅力的な市街地の形成」の今後の方向性について 3. 人事評価システムの今後の方向性について	市長
3	山科 正仁	1. 少子高齢化の影響による雇用について 2. 市への施設と観光振興について 3. 農林業の将来について	市長 教育委員長
4	小嶋 富弥	1. 政策提言について 2. 新庄まつりについて	市長

開 議

清水清秋議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、本日は農業委員会より会長職務代理高橋 眞君が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は8名であります。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

佐藤義一議員の質問

清水清秋議長 それでは、最初に佐藤義一君。

（18番佐藤義一議員登壇）（拍手）

18番（佐藤義一議員） おはようございます。

起新の会の佐藤義一であります。

平成27年度初めての議会において一番最初に質問させていただきます。

なお、ここ新庄、日本から16時間時差のある

日本の反対側でも今新庄のインターネット中継を見て議会を傍聴している人たちがいます。その人たちに背中を押してもらって、堂々と質問させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ことし3月の県の発表によりますと、昨年度中間管理機構を介在させた農地の貸付面積を2,173ヘクタールと発表いたしまして、14年度目標の2,025ヘクタールを達成したとあります。ただし、中山間地での割合は21%にとどまり、条件不利地の貸し付けが今後の課題とされております。そこでお尋ねいたします。

新庄市内における農地の集積状況をお尋ねいたします。

まず、集積計画による届け出件数と面積をお尋ねいたし、またその中で中間管理機構へ貸し付けがなされた件数と面積をお尋ねいたします。また、いわゆる中山間地の地域の集積はどの程度あったのかもあわせてお尋ねいたします。

また、白紙委任は何件あったのか。白紙委任によるマッチングは何件あったのかを面積とあわせてお尋ねいたします。

また、集積には売買と貸借がありますが、売買と貸借の割合と中間管理機構の介在による中間管理機構の一時保有件数もあわせてお聞かせいただけます。

また、集積協力金申請は何件あり、何件該当があり交付されたのか。集積協力金の金額もあわせてお尋ねいたします。

今後は、担い手と言われる農家への集積が中心となりますが、今現在の担い手農家への集積率はどの程度ですか。また、今後担い手への集積率をどの程度までとお考えか。もし、数値目標がおありでしたらお聞かせください。

認定農業者への規制を緩和したことにより、今現在では認定農業者不在の農村集落はないとお聞きしておりますが、全ての認定農業者が農地の出し手、貸し付け希望者の受け手となり得

るのか心配であります。もし、全ての認定農業者が受け手としての意思、希望を有していないとすれば、今後どのような対応をされていくのかお尋ねします。

真の受け手としての担い手育成を真剣に考え、対策の必要を強く思うとき、今後の担い手育成のお考え、方策をお聞かせいただきます。

また、離農された農家件数はいかほどでしょうか。中には稲作よりの経営転換もおありでしょうから、離農世帯数をお尋ねいたします。また、今後の農地の売買を含めて出し手受け手の件数、面積規模、希望面積をどの程度と把握されているのかお尋ねします。

さまざまな数値をお尋ねいたしますが、今後その数値は上がっていくものと考えます。そのことによりその対策をお尋ねいたします。

次に、農業委員の選出制度についてお尋ねいたします。

国の農業会議では、農業委員の選出方法を今の選挙制度によらず首長の選任に任せる旨の答申をいたしておりますが、昨年の議場において質問させていただいたときに県国レベルと相談協議いたし、断固反対されるとの答弁をいただきましたが、その後の動きがあればお教えいただけます。農業者の民意、思いが反映されやすい農業委員会の誕生を強く思いますので、質問させていただきます。

市としてどのような方向が望ましいとお考えか。どのような方向で進もうとされているのかお尋ねいたします。

次に、小中学生の、きょうも新庄中学校の3年生が傍聴に来ていらっしゃるけれども、小中学生の通学バスの今後の運行についてお尋ねいたします。

昨年11月11日より上野、蛇塚、庚申地区に通学バスの運行をいただき、地区住民は大変な感謝の気持ちをお持ちです。ということは、送迎の負担が軽減したことはもちろんですが、保護

者の皆さんが口をそろえて言われることは子供たちに自立心ができたとことです。今までは親に送ってもらうことで安心感や甘えにより登校の準備もぐずぐずしていたのが、バスの時間におくると友達に迷惑をかけるからと、親に言われる前にきちんと準備を終えて迎えのバスの時間にきちんと家を出るようになったといえます。これらは目に見えない通学バス運行の成果だと思います。そこでお尋ねいたします。

まだまだ市内には通学バスの運行の必要性を求める地域があります。特に、今市内の小学校の中で通学バスが運行していないのは、私の把握違いであれば別ですけれども、北辰小学校だけだと思います。そこで、ことしの冬からは小泉地区におきましては小中学生の通学バスが運行されるようではありますが、あたご団地、野中、中川原、梅ヶ崎、中山等の集落においては要望が非常に強いように思います。以前にも述べましたが、距離だけの問題ではなく、登下校中の安全を守るため、犯罪からのリスク回避のためにも通学バスの運行をうたいたいと思います。今検討中の事案も含めてお答えいただきたいと思います。思いお願いいたします。

最後になりますが、一昨年9月議会で選挙の投票時間の短縮につきまして質問させていただきました。ことしの市議会議員選挙より投票時間を1時間繰り上げたわけですが、これについては朝日新聞が県内初として記事を書いてくれましたが、その後舟形町と金山町が追随するように投票時間の繰り上げを行いました。市民の反応はいかがだったのでしょうか。

また、今回は全体の投票率は下がりましたが、期日前投票は前回と比べてどのような変化があったのか。また、投開票に要する費用の圧縮はいかがだったのかお尋ねいたしまして質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、農地中間管理事業の業務については昨年7月1日に新庄市農業再生協議会が公益財団法人山形農業支援センターからの業務委託を受け、出し手受け手の掘り起こしや取りまとめ、借り受け農用地の事前調査、賃貸貸付条件の交渉、契約締結事務などを行っております。平成26年度において農業委員会に付議された農地利用集積計画による集積件数は195件、197ヘクタールとなっております。このうち、農地中間管理機構への貸付件数は26件、43ヘクタールとなっており、制度上全ての契約はいわゆる白紙委任となっております。

今後、中間管理事業の案件は増加するものと見込まれるため、農業再生協議会の体制強化と関係機関との連携を深めながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、農地利用集積計画での売買と賃借の割合でございますが、26年度の農地利用集積計画195件中売買は46件の約23%となっており、残りの77%は賃借となっております。また、売買における中間管理機構の一時保有件数は6件となっております。さらに、農地集積協力金の26年度の申請及び該当件数はともに21件となっており、交付金額は1,230万円となっております。

平成26年度末現在の農地基本台帳による担い手への集積状況につきましては集積率が前年度より21%増の63%、集積面積が1,013ヘクタール増の3,085ヘクタールと把握しております。

今後の集積目標については、認定農業者や集落営農等の担い手を育成するために山形県農業経営の基盤の強化の促進に関する基本方針が昨年6月に見直しされたことに伴い、新庄市における農業経営基盤強化促進基本構想の10年後の目標を集積率72%から90%に、集積面積3,533

ヘクタールから、4,416ヘクタールに見直しを行ったところであります。

認定農業者の要件が緩和されたことにより、新庄市の認定農業者数は4月末現在で653名となりましたが、御指摘のとおり、全ての認定農業者が規模拡大の意向があるわけではないため、出し手の希望に対応するために集落での話し合いによる担い手の確保や集落営農等の組織化の支援を行っているところであります。また、このような地域の中心となる担い手の安定的な農業経営のため、農業金融制度による利子助成や国や県の支援制度を活用した農業用機械の導入助成などを行っているところであります。

農地集積による離農世帯数につきましては、稲作をリタイヤして農地集積協力金を交付した世帯は21世帯と把握しております。今後の出し手、受け手の希望面積につきましては人・農地プランにおいて5年後のおおよその目安として出し手希望面積161ヘクタール、受け手希望面積1,516ヘクタールとしているところであります。

以上、農地集積の実情についての答弁をさせていただきます。

農業委員会の選出方法については農業委員会の事務局、通学バスの運行については教育委員会、選挙の投票時間の短縮については選挙管理委員会より答弁させますので、よろしく願いいたします。

高橋 眞農業委員会会長職務代理 議長、高橋 眞。

清水清秋議長 農業委員会会長職務代理高橋 眞君。

高橋 眞農業委員会会長職務代理 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

農業委員会組織をめぐる規制改革の動きは、内閣総理大臣の諮問機関である規制改革会議の答申に端を発しております。農業委員の公選制を廃止し、市町村長による選任制への変更も規

制改革会議による答申事項の一つであります。

当農業委員会としては、農業委員が地域から選ばれる代表であることを担保とする公選制が維持されることを強く望み、昨年6月20日付で農業委員会制度組織改革に関する要請を市長宛てに行っております。これは5月に東京で開催されました全国農業委員会会長大会における市町村長、市議会議長に対する要請活動の実施に関する申し合わせに基づいて実施したものです。国や県に対しては、農業委員会系統組織として上部に位置する県の農業会議が中心となり公選制の維持についての要請を行ってまいりました。

しかし、昨年6月24日に政府は規制改革会議の第2次答申を基礎として日本再興戦略の改訂、規制改革実施計画を策定し、閣議決定しております。現在、国会では関連法案が審議中であり、その中では選挙制度の廃止が決定されようとしています。

農地は公共性の高い資産であり、限りある農地を有効利用するための諸手続には地域からの信任を受けて選出される農業委員の存在が欠かせません。農業委員会法の改正に伴い、農業委員の任命登用の公選制が市町村長の選任制に変更されます。農業委員を任命するに当たっては、今後も地域からの信任を受けて選出されるという従来からある仕組みを基本とすることは変わらないものと考えております。市町村長による選任制ですが、実際には事前に農業者や農業者が組織する団体その他関係者に対して候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者を募集することが義務づけられることとなります。

農業委員としてはこの推薦枠の選出母体ができるだけ多くの農業委員の意見が反映される団体であることを強く望んでおります。また、今後、新たな選任制度を運用するに当たっては女性や青年など性別や年齢に問わず意欲ある農業者を積極的に登用するよう努めていただきたい

と願っております。以上です。

武田一夫教育長 議長、武田一夫君。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私から通学バスを運行についてお答え申し上げます。

児童生徒の通学の安全対策につきましては、以前申し上げましたとおり積極的に行ってきたところであり、平成19年2月答申の新庄市安心安全通学プランにおきましても、児童生徒への安全通学教育や安全な通学手段の確保などさまざまな対策を提言としてまとめていただいております。これに対して、教育委員会はもとより関係各課においても次代を担う子供たちの安全の問題として重要な案件として捉えておるところであります。

また、第4次振興計画では安全安心な教育環境の整備という施策を計画し、登下校における安全安心の確保等をその重要な柱として位置づけております。

そのような状況の中で通学バスの件につきましては重要な役割があると考えております。そのため、保護者、地域の方々と綿密な連携を図りながら検討を行っております。

具体的には、議員が申されたとおり、昨年からは新たに上野等で運行を開始しております。今年度は萩野学園の開校に合わせて昭和地区、萩野地区の主に小学生を対象にスクールバス3台を購入、運行を開始しており、冬期間には仁田山、萩野、昭和地区の中学生も対象になります。また、小泉地区の小中学生についても今年度より新たに冬期間の運行対象としております。

また、路線バスを利用している児童生徒に対する冬期間のバス料金に対する補助制度も実施しております。来年度以降につきましても、北辰学区のみならず年次計画に基づいて範囲を拡大していくこととしております。

以上のように、今後とも登下校の安全性を図るために防犯対策も含めてスクールバスを活用

し児童生徒の安全性を図ってまいります。また、地域からの情報提供も得て、学校に対する地域の支援体制を強化して地域の教育力を促進させ子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう安全安心な教育環境の整備を積極的に推進してまいります。以上でございます。

矢作勝彦選挙管理委員会委員長 議長、矢作勝彦。
清水清秋議長 選挙管理委員会委員長矢作勝彦君。
矢作勝彦選挙管理委員会委員長 選挙関係ですの
で、私から御答弁申し上げます。

投票終了時間の繰り上げにつきましては、4月26日に行われた新庄市議会選挙において1時間繰り上げ午後7時までとしたところ。この繰り上げについては立会人の負担の軽減の視点、投票結果を早く知らせること、また区長を対象としたアンケートで8割以上の賛成があったことから総合的に判断して実施したところでございます。

投票率については62.02%と前回の市議選より4%程度下落しておりますが、昨年12月に行われた衆議院議員総選挙と比較しますと2.3%上昇していることなどから、終了時間の繰り上げによる投票率への影響はほとんどなかったものと考えております。やはり、投票率はそのときの政治的な背景とか選挙の関心度によって大きく変化するものと思っております。

また、期日前投票が浸透してきており、前回の市議選での投票総数に占める割合は22%程度でしたが、今回の選挙では不在者投票含め3割を超える方がこの制度を利用するまでに定着しております。また、この実施に合わせまして、広報やチラシでアパートの世帯や大型店舗、事業所などにPRをお願いしたところであります。

投票終了時間繰り上げについての市民の御意見ということでございますけれども、結果として選挙当日の苦情、その後の苦情というものはございませんでした。これも市民の皆様方の御協力と御理解のおかげと感謝しているところで

あります。

また、経費の圧縮額については職員の人件費分として約40万円の減となります。今後におきましても選挙制度の周知などを含め、適切な選挙の執行に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 大変懇切丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

質問で言い足りなかった部分、あるいはもう少しお尋ねしたい部分について再度お尋ねさせていただきます。

先ほど市長の答弁にもありましたが、私もさつき述べましたけれども、担い手のいない集落はない。ただし、全ての担い手農家が経営規模を拡大して受け手となる意思があるかないかは非常に大きな問題になるわけですが、今現在で受け手になりたくないというか、今は認定農業者になっているけれども、これから規模を拡大していった皆さんやめられる人方の受け手にならないという認定農業者がいらっしゃる集落はどのくらいですか。把握されていれば教えてください。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 おはようございます。

ただいま、御質問の受け手となる担い手が不在の農家集落ありますかということですが、この点については今のところそういった集落は把握されておられません。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 意地の悪い聞き方をします。そういう集落がないのか、あるけれども市としては把握していないのか。どっちですか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 認定農業者制度が始まって以来、ずっとこれまで300名ほどの認定農業者が認定されてきました。この方々の意向としては当然これから経営規模拡大、所得拡大を目指して認定農業者の申請があつて5年を満了した者については再認定という形で手続されております。この方々の所在分布を見ますと大方ほとんどの集落においてそういった担い手の意向を持った方々が存置していると思います。

ただし、27年度から経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金、いわゆるげた対策とか米畑作物の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策という制度につきましては27年度から認定農業者、集落営農、認定新規就農者、この方々が4ヘクタールという面積要件を外されましたが、こういった方にならないとこのげた対策、ナラシ対策が受けられないということで昨年秋口から認定農業者希望される方々が続出しておりまして、ただいま市長答弁にありましたように現在のところ653名の認定農業者となっている。

つまり、今回急激にふえた方々については必ずしも規模拡大を計画しているものではなくて、ナラシ対策、げた対策ということでの意向があつたということで、必ずしもこの方々は規模拡大の意思があるかどうかはその辺は不透明であると。しかしながら、これまで認定されてきた300名ほどの認定農業者についてはしっかり各地域に定着して農業を営んでもらっていますので、そういった意味では担い手となる認定農業者が全くいない集落は現在のところないと推測しておりますので、ただいまの発言では把握されていないと表現させてもらいました。以上です。

18番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番(佐藤義一議員) 大変ありがとうございます。

さらに意地の悪い質問をさせてもらってお許しをいただきたいと思います。

今現在、担い手農家、経営規模拡大をしているというのは大変望ましいことだと思いますけれども、10年後20年後において後継者がいない担い手、今40代後半、50代でまだできるわけですよ。ところがその担い手が、失礼ですけれども、おもしろいデータがあるんですよ。新庄市民の昭和30年からの平均年齢です。

一番若いとき、私が生まれて何年かしてからですけれども、昭和30年、新庄市民の平均年齢は25.8歳なんです。昭和60年になりますと36.64歳。去年、平成26年において新庄市民の平均年齢は47.11歳なんです。確実に、ここ60年で約40年ぐらい年とっているわけです。私の年のとり方よりは少しスローモーで大変好ましいことなんですけれども、ただこの中には農業者も当然いるわけです。あと10年したら6年、20年したら12年、年をとっていく。平均年齢ですけれども。

そうしたときに、農業者が今はいいと、去年の新庄市民の平均が47.何歳ですから、働き盛りなわけです。ただ、あと20年したら67歳になるわけです。そういったことが農村集落においても考えられるわけです。

ですから、今は40代で俺ばりばりやっているよ。だから何ぼでも受けるよ。15町歩くらい受ける。ところが、彼に後継者がいなかったと。そうした場合に20年後に彼が受けている15町歩を誰が受け手として受け取るのかという問題が発生するわけです。

それで、本当に意地の悪い質問をして申しわけないんですけども、後継者のいない受け手というのはいらっしゃいますか。いらっしゃいませんか。今現在の受け手となっていらっしゃる方です。そこに集積をかけていないかということです。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 世代を超えた大変難しいお話でございますが、やはり現在40歳の方を中核的な農家と位置づけて農業をやっていた場合に40代の担い手に例えばお子さんがいないとか、継ぐ意思がない、40代ですとお子さんは二十ぐらいになっておられるのか。高校大学生ぐらいの年齢ですから、多分自分の意思として農業を継ぐか継がないという部分での後継者いるかいないかという御質問かと思われましても、その部分についてはただいま農林水産統計とか農林業センサスのデータを持っておりませんので、この場では即答しかねますが、確かに農林業センサスの設問項目に後継者はいますかとか家族構成を問われる調査がありましてことし2月に調査が行われましたので、その辺は今年末ぐらいに速報という形で出ると思われますので、その辺は数字的なものはなかなかこの場では申し上げられないところでございます。以上です。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 大変意地の悪い質問をして済みませんでした。ありがとうございました。

次に、農業公社、中間管理機構についてお尋ねします。

かつての農業公社における一時保有合理化事業、今は別の名前のようにすけれども、一時保有合理化事業において公社買入れ価格と新たな買入れ農業者との価格差、乖離により公社が億単位の欠損金を出したことがございます。

先ほど、私で中間管理機構介在の一時保有は何件あるのかとお尋ねしたのは、そのような危険性が、特に庄内に多く見られるからです。一時保有の合理化事業の中で買入れ価格が調整つかなくて欠損金を出した。億単位でした。それを補填したのは県の公金であります。

そういった危険性が中間管理機構にないのかということもこれを意地の悪い質問ですけれども、させていただきます。

眞見治之農業委員会事務局長 議長、眞見治之。

清水清秋議長 農業委員会事務局長眞見治之君。

眞見治之農業委員会事務局長 おはようございます。佐藤議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問にありました財団法人山形県農業公社ですが、現在農地中間管理機構として機能を果たす財団法人山形農業支援センターの前身として平成19年まで存在していた法人でございます。過去に農業公社が農地の売買を取り扱うため農地保有合理化事業を原因として経営悪化を招いたということですが、現在実施されている特例事業においてはこのようなことを回避するために幾つかの改善策が取り入れられています。

1つ目は、農地を買い入れる場合は売り渡しの相手が現にいること。少なくとも、近い将来確実に確保できることを確認した後に購入を決定しているということです。

2つ目としては、農地の中間保有年限の原則を1年とし、農地取得に買い受け予定者の間で使用貸借を挟んだ後速やかに売り渡しを行うということです。公社が経営悪化を招いた一番の理由は中間保有に伴うリスク対策が十分ではなかったのではないかと思います。中間保有する期間が長ければ長いほど買い受け予定者の経営悪化や土地価格の下落等が発生するリスクが大きくなります。この中間保有に伴うリスクを回避するため、できるだけ速やかに売り渡す方法がとられたわけです。

3つ目としましては、改善策として農業委員会のあっせんによる買い受け予定者についても本当に取引しても大丈夫かという観点から、センター内に設置した買入れ審査会で誓約書、買入れ資金確認申請書、預金残高証明書等で経営力や財務力の確認がとられるようになりま

した。

このような事務改善が図られておりますので、農地の出し手や受け手になられる方におかれましては安心して事業に御参加いただけるものと考えております。以上でございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 眞見局長のおっしゃるとおりだと思っております。前は、中間保有は最長3年ぐらいやっておりました。そのときにおいても売り渡す相手は決まっていたわけですよ。例えば、AとBがいて、節税対策の中でAとBの間に中間管理、農業公社を入れる。そのことによって節税対策をとってきた。それは公的にならなっているわけですから、何でもない、素晴らしいことなんですけれども、ただAが200万円で公社に売ると、3年間置いたら局長おっしゃるとおり価格が下がる。そんな1反歩100万田んぼ要らないと。それで交渉をやっていった中で下がっていった。その差額が膨らみ膨らんで億単位に膨らんでしまった。

そのリスクを回避するために局長おっしゃるとおり1年契約にした。これは私も知っています。ただ、それでもあえていまだにあるわけですよ。例えば残高証明も当然出します。私も書いたことのある一人の人間ですから。でも、その中で今後そういうふうにして発生しないと局長おっしゃいましたので、そのように御指導していただいて農業者に適切な農地集積ができるようお願いします。

確かに、中間管理機構には行くわけですがけれども、その中で実務的にやっていらっしゃるのはいずれも各市町村における農業委員会であり、委員であり、職員だと思えます。それはそれぞれお尋ねします。

昨年度の農地集積事業により中間管理機構へ国からどれだけの交付金が支払われるのか。うち、市町村にとりわけ新庄市にはどれだけ交付

されるのか把握していらっしゃるからお教えいただけますか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 山形県の農地中間管理機構に対します補助金につきましては、公開されている内容でございませんので、この辺については現在把握しておりませんが、新庄市において中間管理機構から交付された金額につきましては平成26年度実績130万8,000円です。内容については賃金、消耗品、通信運搬用切手、登記済み証明書発行のための収入印紙代。これらが実績主義でかかった分だけ交付されるという形での額でございます。以上です。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 中間管理機構に国から支払われる補助金交付金はこんなものではないですよ。2桁3桁違いますよね。でも、実務的にやっているのは、多分市町村の農業委員会であり職員であるわけです。国政に関して課長にどうこう言えとは言いませんけれども、理不尽さを感じませんか。もっと我々の職員が我々の農業委員が、実務的に仕事をやっていったんだと。あなた方は書類だけの審査で。私、よく言うんですよ。中間管理機構の集積は机上の集積だ。机の上でAとBとくっつければCになるだろう。そんな農地集積はないんだよと言うんですけれども、それをやっていてまた市町村にやらせておいて自分たちだけが補助金を受け取るということに矛盾を感じませんか、課長。矛盾というか憤りを感じませんか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 中間管理機構につきましては昨年4月1日発足しました。国の法律に基づく機構でございますので、こちらからとやかく言える内容ではございませんが、現実的には各都

道府県に1つの機構と設置となっており、当然ながらただいま質問があったように県下全部の農地について把握しているわけでもないし、県下全部の農業者について把握しているわけでもない。その部分の業務については、当然市町村の市長部局であったり農業委員会部局であったり、場合によってはJA等が担っている部分があります。この辺の力なくしてこの集積事業は成り立たないと認識しておりますし、今後走り出した機構の業務のあり方については評価検証が近々、1年2年経過したら内容をしっかり検証してどういったスタイルが一番スムーズに動くのか検討されるところに期待したいところでございます。以上です。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） ありがとうございます。農業委員会委員の選出について再質問しようと思っていたんですけども、先ほどの職務代理者の説明により納得しました。

ただ、言いたいことは、農業委員会委員の選挙も公職選挙法に基づいて行われるわけです。被選挙権も選挙権も農業者の権利なわけです。その権利を奪ってまで制度を変えなければならぬということに対して非常に個人的にも憤りを持ちましたので、そんなばかな話はないと再質問しようと思っただけなんですけれども、先ほどの代理者の答えである程度納得させていただきましたので。

時間もないので、最後に質問させてもらいますけれども、ことし4月30日に新庄市農業再生協議会でも出ましたけれども、去年の米価の下落をめぐって今年の耕作賃料、賃貸料について農業委員会もしくは農林課でおおよそあらましを出すわけなんですけれども、ことしも正直言って米価は余り期待できないだろうという見通しを皆さん持っていらっしゃると思います。

一応、去年のうちに出了ましたのでという答

えなんですけれども、そのことによってことしも賃借料が高いのであれば耕作しないほうがいいと、ことしはつくらないでもいいという可能性がなきにしもあらずだと思うんです。それを再度見直してもう1回もんでみて、平成27年度についてはこういう価格でと提示するようなお考えはありませんか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 賃借料につきましては、当然双方出し手受け手の合意のもとに定まるのが原則ではございますが、やはりどれぐらいが妥当なのというのが確かにあると思います。そのようなことで、下落している中で担い手の集積を考えたときに、どこの線が賃借料として適正なのかということ参考として示すために農業再生協議会がこれから作業に入りますけれども、JA、改良区、受け手側、出し手側の農業者、山形農業支援センターの実務者を交えまして統計的に東北農政局が示している生産費調査、経営規模ごとの生産費調査、毎年してございます。

こういったものとか農業委員会のこれまでの相対の貸し借りの賃借料とかあるいは今後示される米価の概算金の内容ですとか、あるいは平成30年から米の直接支払交付金、これが30年からゼロにということですので、こういった諸事情を勘案しましてあくまでも参考とはなりますけれども、基準賃借料設定をしまして9月中旬くらいには農家の皆さんに参考数値としてお示ししていきたいという考えでございます。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） ありがとうございます。

なるべく早くしていただいて賃借料を決定、参考ですけども、課長おっしゃるとおり双方の話し合いなわけなんですけれども、その話し合いするところの一つの目安がないとなかなか話が

進まないということですので、早速検討してくださってありがとうございます。

本当に、最後の最後の質問になります。

先ほど教育長からバスの運行についてという話がありましたけれども、私の目の前の学校だから言うわけではございません。やはり通学バスというのはリスク回避のために必要だと思うんです。先ほど教育長お答えいただきましたけれども、ここ一、二年のうちに、小泉はことしから運行するという話を前からしていましたけれども、ことしもしくは来年、遅くとも2年後くらいまでには先ほど私が挙げた集落にもバスの運行が見られると解釈してよろしいでしょうか。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 先ほど、佐藤議員から指摘がありましたあたご、野中、中川原、中山、この地区につきましては、あたご地区につきましては今段階の計画では来年度冬から運行したい。野中、中川原、中山につきましては平成29年度から運行してまいりたいという計画で今進めております。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

清水清秋議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） ありがとうございます。

特に、あたご団地、西山の子供たちが通ってくるところで議長も御存じだと思いますけれども、向こうから来て右側の歩道、踏切で切れているわけです。そこで踏切に入らざるを得ない。そこで鉄路の上でスリップして子供が車の事故に巻き込まれるということがないように。そういう回避もありますので、大変広い範囲にわたりまして質問させていただきまして、御答弁いただきましてありがとうございます。

以上で質問を終わります。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時58分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、ただいまより農業委員会会長職務代理高橋 眞君は退席しております。

小関 淳議員の質問

清水清秋議長 次に、小関 淳君。

（4番小関 淳議員登壇）（拍手）

4番（小関 淳議員） 再び、この議場に戻ってまいりました。穆清会の小関でございます。これからも議会でのさまざまな機会を捉え、執行部局の施策や事業についての確認をさせていただきますので、市長答弁よろしくお願いたします。

私は早朝散歩がてら町なかを歩いていますが、現在南本町商店街のアーケードは撤去されつつあり、市街地の中心に位置するなれ親しんだ商店街がまた一つさま変わりをしていくのを見ると、未来への期待と不安がごちゃ混ぜになって進んでいるように何とも言いようのない複雑な思いに駆られております。また、中心商店街には空き店舗も多くありますが、店舗の建物すら建っていない空き地も増加しています。まるでそれは、緑地帯に砂漠が侵食するかのような広がりを持ってきています。

このような状況を見ながら歩いていますと、これから先町なかは一体どうなっていくんだろうかと大変心が重くなってまいります。

という思いを抱きながら、今回は一問一答方式で3つの質問をしたいと思います。

まず、最初の質問はまちなかにあるごみステーション、ごみ回収の充実整備についてです。

市内にあるごみステーションはそれぞれの地域の状況によってさまざまな様式で存在しています。大抵は町内の衛生組合の皆さんによって衛生的に管理されていますが、中にはカラスの被害で生ごみなどが散乱しているステーションもあり、まちの景観上や衛生上からも決していい状態であるとは言えません。やはり、町内にお任せするだけでなく市としても十分な対策が必要と考えます。

また、不燃ごみや資源ごみの回収ルールにはいまだにわかりにくさを感じております。今後、新庄市が定住の促進や交流人口の拡大を推進していく上でも、誰にでも理解できる制度やルールに改善し、住む人や訪れる人が気持ちよく過ごせる環境づくりが必要ではないでしょうか。

そこで、今後それらをどのように改善し、誰もが住み続けたいくなるまちにしていこうとしているのか、市長の考えを聞かせてください。

まずはここまで。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小関市議の御質問にお答えさせていただきます。

市民の皆さんが、気持ちよく暮らせる環境づくりのためにごみステーションの管理保護と不燃ごみ、資源ごみの回収ルールについての御質問ですが、お答えさせていただきたいと思いません。

ごみステーションの管理につきましては現在各町内会で管理していただいております。各町内会から衛生組合長さんを選出していただき、新庄市衛生組合連合会を組織しております。運営費といたしまして各世帯より150円の会費を集めさせていただきまして、ごみステーションの維持管理やごみの収集、不法投棄、水路監視

など環境面における監視活動を行っていただいております。

新庄市衛生組合連合会では、昨年度黄色いカラスよけネットの有効性が判明したので、今年度事業から普及に取り組んでおります。ただし、従来の青色ネットよりかなり高額となるため、今後は必要な町内への助成制度で対応してまいりたいと考えております。

次に、不燃ごみや資源ごみの回収ルールについての御質問であります。毎年3月に資源物とごみの分け方出し方というA2判のカラーポスターと食品トレーリサイクルに関するチラシを全戸配布しております。転入者の方にも市民課窓口でお渡ししております。

現在、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物に大別しておりますが、資源物は空き缶、ペットボトル、カセットボンベ、ガラス、陶磁器、食品トレー、紙パック、古紙、古布、金属、乾電池、さらには一部町内では生ごみも区分して回収方法が定められております。これらの分別方法は、全国の各自治体で独自の取り組みとしてなされております。当市の場合、最上広域市町村圏事務組合で運営する鮭川村のエコプラザもがみで可燃ごみを、舟形町のリサイクルプラザもがみでは不燃ごみを扱っており、この2つの施設に搬入して処理しております。また、人口減少傾向にもかかわらず減らないごみ対策は重要な課題であり、分ければ資源、まぜればごみという言葉に集約されますように、これまで以上にごみ減量化と再資源化を進めていく必要があります。

そのためには、広報をわかりやすくし、また市からの出前講座や各種イベント時の資源回収機会をふやすなどの取り組みを進めております。また、先般開催しました新庄市衛生組合連合会では新任の衛生組合長を対象としました新任者研修会を初めて開催し、スーパーでの店頭回収やその分別作業、古紙回収の状況を見学し、ご

みの減量化と再資源化の必要性を改めて認識していただくことができました。

通常、品物を購入する場合は、価格や用途、素材など吟味するものですが、不用となったものをごみとするか資源と考えるかでその品物の行き先が変わってきます。今以上に、資源回収の取り組みを進めるためには市民皆さんの意識転換が必要不可欠であります。

議員御指摘の市民の皆さんが気持ちよく暮らせる環境づくりのためには、お年寄りから子供まで市民一人一人のリサイクル意識が高まるよう環境学習にも力を入れ、今後も環境に優しいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） わかりました。

それでは、再質問をさせていただきます。

かなり、環境課でも一生懸命頑張っていることは私も認識しております。その都度、市民から町内から何かがあった場合は連絡を受けてそれに迅速に対応しているという姿は見させていただいています。

だからといって、今後の改善の必要がないかと言われればやはりある程度改善していかないことには、これから定住促進を図る意味でも必要なのではないかと、改善が。というわけで再質問をさせていただきます。

衛生組合によって維持管理運営されているということはわかりました。それでは、衛生組合か環境課さんかわかりませんが、可燃ごみが集積場、ステーションに集まっています。それがカラスの被害によってどれほどの町内のステーションが被害を受けているかというところは把握しておりますか。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 井上でございます。

件数そのものは何件とここでは把握しておりませんが。私の通勤の途中も確かに被害のあるところはございます。そのためにはステーションの造成なり改修の費用を市なり衛生組合で負担しているわけですが、場所によってはステーションをつけられないところがございますので、先ほど市長が答弁したとおりネットでの対応をさせていただいています。その中では青よりは黄色がカラスが認識しづらいところがあって、ことしから黄色のネットに順次変えていこうと思っておりますので、ステーションがないところについてはネットで対応させてもらっています。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 丁寧な対応をお願いしたいと思います。

本当に、衛生組合連合会の役員の方々とかに早朝で大変なんですけれども、一度大体どの辺が被害に遭っているかというのは把握していらっしゃると思いますので、朝大変だと思いますが、どういう状況か見ていただくことはできませんでしょうか。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 私どもの職員も含めて今後研修会などで提案させていただきたいと思います。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） ぜひ、非常に場所によっては毎週というか毎回ひどい状態になっている場所もありますので、ぜひごらんになって改善をしていただければと思います。

それに関連してですけれども、可燃ごみを収集している業者さんとの協議というか意見交換とか聞き取りとか、そういう機会は設けていますか。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 直接定例的にということはございませんが、経営者の方々からの御意見は聞くようにしておりますので、なお私から積極的に伺わせていただきたいと思います。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） そうですね。むしろ、協議会とまではいかないまでも定期的にいろいろな意見交換ができる機会があればより衛生的にも環境的にもよくなるかと思っておりますので、そういうことも御検討いただければと思います。

スーパーで、資源ごみの回収ボックスがありますけれども、この前買い物に行った際にその動きとかどう捨てるんだらうなと見せていただきましたところ、スーパーの係の方が片づけた後にまたお客様がいらっしゃってお客様が例えばペットボトルとか缶をどどどと捨ててしまう。また、お客様がいらっしゃってそうやって捨てる。二、三人で満杯になっている。非常にスーパーの御厚意でああいうシステムがあるんじゃないかと思っておりますけれども、スーパーの負担というかかなり大変なんじゃないかと思っておりますけれども、その辺はどのように把握していますか。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 市内全店の店頭で回収をさせていただいております。市民の方が出されるごみについては市が行政として収集運搬するのは義務でございますので、ステーション回収とスーパーの店頭での回収をさせていただいておりますが、スーパーの中に投入されたごみと申しますか、資源物についてはスーパーの御厚意で確かにまとめてもらっておりますし、その負担はかなりのものと聞いております。毎日収集はさせていただいておりますが、その回収についてはお店の経営もございまして、今のところ

は厚意に甘えさせていただいている現状でございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 恐らく、スーパーでも買い物に行った際にお客様が捨てるというか回収してもらうという利便性もあって、お互い相乗効果があるということで協力していただいているんだと思いますけれども、見るとやはりかなり負担が大きいなというところがありますので、ぜひその辺等業者さんとも協議していただけてよりよい方向を探っていただければと思います。

資源ごみ等、不燃ごみ、そういうところですけども、体の不自由な方あるいはお年寄りの方というのはなかなかスーパーまで買いに行けないという現実があると思います。そういう方々は恐らくごみステーションで対応しているんだと思いますけれども、回数的には十分だと認識していますか。

井上 章環境課長 議長、井上 章。

清水清秋議長 環境課長井上 章君。

井上 章環境課長 回数は人によってさまざまな状況があると思います。スーパーに行ける方には毎日投入できるわけですが、ステーションについては可燃ごみであれば週2回、不燃ごみであれば月1回などと決まっているわけでございますけれども、市町村によってはステーションの中に毎日投入できるとあるのも知っておりますが、新庄市の場合、現在の収集方法、回数がマックスに近い形となっておりますので、現在の体制でお願いしたいと思っております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 回数をふやすということは人的なコストもかかるでしょうから、その辺も検討しながら住民のために改善をしていただければと思います。

ということですね。これで環境課さんへの質問は終わりますけれども、今回の新庄まつりは260年祭という近年最大級の祭りとなるわけですね。ということは県内外はもちろん、耳にしましたけれども、台湾からのお客様も大勢いらっしゃると聞いております。それならば、新庄市全体とは言わないまでも、せめて市街地の環境美化を徹底していただいて、お客様をお迎えしてはいかがでしょうか。これはさらなる交流人口拡大のためにもぜひお願いしたいと思います。

次に、2番目の質問に入りたいと思います。総合計画にある魅力的な市街地の形成の今後の方向性についての確認をしたいと思います。

平成23年に策定された第4次振興計画、新庄市まちづくり総合計画には平成33年までの10年間の市政運営の方向性が記されています。ことしでその前期4年が経過し、その実績を評価検証してこれから先の後期5年間のための計画を立て直して実施していくことになっております。その基本計画の中で市街地の環境整備として、ここから中の文章を読み上げます。

中心市街地の魅力向上のため、用途に応じた適正な開発を誘導し、空き地、空き店舗の活用、駐車場や路上駐車帯の整備などの環境整備などを促進します。また、市民活動団体などによる緑化環境美化を推進し、市街地の景観向上に努めますとあります。

また、町なか居住の促進に関しては、これも文章を読みます。

既存の社会資本、インフラですよ。社会資本を活用し安心して安全な居住環境を確保するため、空き地、空き家の有効利用、UJIターン希望者への住宅情報提供により市街地への住みかえ、まちなか居住を促進し、コンパクトなまちづくりを推進しますと明記しています。

これらについての実証と検証は、どのような結論になったのでしょうか。

今後、人口が急減し少子高齢化が進めば財政は今よりはるかに厳しくなってしまう。それにより福祉や教育などの充実した行政サービスがますます提供困難になることが予想されます。国の地方創生施策の中でもまちのコンパクト化を掲げて空洞化した中心市街地に再び居住施設や公共施設などを集約させようとしています。その是非は別として、新聞などによりますと全国130の自治体が国交省のコンパクトシティ形成支援事業補助事業を活用し、その地域特性に適した計画を進めているということです。

新庄市も総合計画にも明記されているように、コンパクトなまちづくりを推進する計画があるわけですが、市街地はコンパクト化どころかむしろ膨らんできているのではないのでしょうか。今後、コンパクトなまちづくりの方向性をしっかり聞かせていただきたいと思います。

これで2番目の質問を終わります。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 それでは、2番目の御質問にお答えさせていただきます。

まちづくり総合計画の施策の一つとしまして、魅力ある市街地の形成を掲げておりますが、その背景には商業施設の撤退、店舗の廃業に伴う空き地空き店舗の増加、歩行者、通行者の減少、中心部の人口減少による空洞化などの課題があります。

一方、市街地においては駅周辺の整備、歩道の無散水化などを進めてきたことから、この都市基盤を生かしたにぎわいを創出するとともに安心して暮らせる生活環境を形成しようとするものであります。

まちづくり総合計画は10年の計画ではあります。市街地の環境整備や町なか居住の促進については人のライフスタイルを変えていくものであり、短期間でなし得るものではなく長期間でその方向性を示していく必要があります。そ

の中で、コンパクトなまちづくりを推進していますが、考え方といたしましては持続可能な社会の実現に向けこれまで整備してきた都市機能を有効活用させることを基本として用途地域及びその周辺を市街地居住ゾーンとした展開を図りたいとの考え方であります。

従前の計画では、人口増加を想定した開発指向であったものから人口減少社会に対応したまちづくりを進めるもので、不必要な拡大は抑制していこうとするものであります。しかし、商業施設や公共施設などの大規模施設の立地に当たっては、必要とする要件を満たす用地がなければ地域活性化の観点などから総合的に判断して市街地周辺へ求めることになると思われま

す。現在も開発が行われている地区であります、周辺の住宅と地続きであり、この開発により新庄市民のみならず最上圏域の町村からの集客も望めるとともに雇用の拡大も期待できるものであります。土地利用に対する制限も必要であります、民間活力をうまく活用することは本市の雇用の場を確保し、定住促進につなげる方法の一つにもなると考えております。

また、コンパクトなまちづくりですが、全てを市街地に集約しようとするのではなく、既存の集落も維持していく考えであります。そのためにもコミュニティー対策には力を入れており、集落としての持続可能な生活機能を確保していきたいと考えております。

国では小学校区などの単位において、買い物や福祉医療などの生活サービスを歩いて動ける範囲に集め、核集落との交通手段を確保することに地域の生活を確保しようとする取り組みも進めており、総合戦略の策定における検討項目の一つと考えております。

昨今、人口減少が全国的に問題視され、まち・ひと・しごと創生に関する取り組みが始まっています。人口減少し、経済活動が停滞していけば税収の縮小などによりこれまで整備して

きた道路、下水道などの都市施設も維持していくことが困難になり行政サービスそのものを縮小せざるを得なくなります。新庄市にとっても人口減少への対応が一番の課題であり、定住対策を考えた場合魅力ある市街地の形成は重要な施策の一つになるものと考えております。そのためにも、既存の都市機能を有効活用し、居住環境を確保するとともに市街地での適正な開発を誘導するとともに空き地空き家の活用、住宅情報の提供などによりコンパクトなまちづくりを推進していきたいと考えております。以上であります。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 今の状況、膨張しているようにしか思えないということに対して、商業施設が広がることはいたし方ないのではないかとということかと思えます。しかし、住宅も市街地よりほかのところに広がっていく、そういう商業施設もどんどんふえていくということでインフラの設備も整えなくてはいけなくなると思いますが、そのインフラの設備をするのはどこですか。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 今般の地方戦略の中でコンパクトシティのコミュニティーということまで上げられておりました、国でも議員おっしゃるような国交省の事業であるとか日本版C C R Cの政策なども打ち出しているところであります。

これらにつきましては既存の施設をまず活用するということがやはり前提になるのかなと思えます。その地方のやり方によって違ってくるかと思えますけれども、行政主導であったり民間活力ということで考えられるかと思えますけれども、当新庄市におきましては現在振興計画が審議会においてまちづくり計画の後期5カ年

と地方戦略の2つを審議しております。3月に審議会委員をふやしまして月1回ペースで話しているところであります。

今後、こういった形でやっていくかというのは審議会の中である程度の提言をいただきまして市としての方向性を進めていくということでございますけれども、現状においては市が主導してやっていくという計画は今のところ考えておりません。以上でございます。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 長々と答弁していただいてありがとうございますんですが、私は先ほど広がっていく部分のインフラは誰が負担するのかということをお聞きしました。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 先ほども市長から現在の中心市街地、コンパクトシティについては中心部のところについてはまず維持していくところ、それから周辺の集落については機能も維持していくところがございますので、現状の負担割合でやっていくところになっていくかなと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 国土交通省の事業を担当しているので私から御説明申し上げたいと思います。

コンパクトシティなんですけれども、現在の考え方というのが多極的ネットワークのコンパクトシティとなっております。とかく、一つのところにまとめるという思いがあるかと思いますが、地方都市の場合は長年の蓄積の中で一つにまとめるというのは非常に困難な部分がございます。ですから、分散させてその中に商業地であったり福祉施設であったりという形で分散させ、それをネットワークでつなぐという

のが一般的な考えになるかと思えます。

議員御指摘のように、当然開発が広がればライフラインと言われるようなものを構築しなければならないかと思えます。それらについては、事業主体となるべきなのか県なのか市なのかというのは、その都度検証しながら担当していくとなろうかと思えます。以上です。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) いずれにしても、インフラを広げていくということが非常にコストがかかるということでコストがかかって将来がどうなるかという、そのコスト部分を少なくなった人口で支えていけなくちゃいけないので本当に慎重に都市計画を進めていかなければと思います。

次に行きたいと思えます。

最後の質問になります。市役所の中の人事評価システムの今後の方向性についてでございます。私は、今まで一般質問などでたびたび職員の資質向上についての質問や職員の人事評価などについての質問をしてまいりました。これらは、全て市民の暮らし向上にダイレクトにかかわっていく重要な部分だと考えるからそうしているわけでございます。

地方自治法第2条第14項に地方公共団体はその事務に当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない、皆さんこれは頭にこびりついていることだと思いますけれども、そうあります。

つまり、市長を先頭に職員は限られた財政の中でいかに効率よく市民が幸せに暮らしていけるように仕事をしていかなければならないという法律なわけですよ。

先ほども言いましたように、何度も言いますが、地方は人口が急減して高齢化が進んで景気もなかなかよくなっていきません。そういうこ

との要因によりこれから先の行政運営は今以上に厳しくなることが誰にも予想することができます。

現在、我が市が抱えるさまざまな課題を解決し、地域の社会基盤を整えていくためには市民の理解と市職員の資質の向上と組織全体の士気の高まりが何より不可欠になってくると思います。そのために新庄市では既に人材育成研修の充実や人事評価システムを導入して組織力をより高めようとしています。そこで今回は特に人事評価システムに関して今までの状況と成果、今後の方向性について聞かせてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 それでは、人事評価システムの今後の方向性についての御質問にお答えさせていただきます。

御承知のとおり、人事評価の目的は職員に対し市が目指す方向性を理解、浸透させ、職員が成長しながら最大限の能力を発揮することで市民に良質な行政サービスを提供することにあります。

本市におきましても、従来から勤務成績評定という形で実施しておりましたが、平成22年3月に行革市民委員会からの提言を踏まえ、新庄市人材育成方針を策定し、平成23年3月にはその実施計画である新庄市人材育成推進プランを策定しました。その中で人事評価を職員の能力を最大限に引き出すための手法と位置づけ、これまでの制度を見直して新たな人事評価制度を導入し、職員の資質の向上と能力の開発を図ってまいりました。

具体的には、副市長が管理職の評価、課長職が課員の評価を行っておりますが、毎年7月に評価者の役割やマネジメントの手法を確認する評価者研修、4月から5月は職員の目標などを明確にする期首面談、11月に各職員の自己評価及び評価者による評価という形で人事評価を行

っております。この際、各職員は自己評価書を作成し、これを活用した個人面談を実施することで単に上司が部下を評価するだけでなく、自分の弱いところや強みなどを職員自身に気づかせる気づきの場として活用しております。

このほか、人事異動や昇給昇任などの判断にも活用し、職員の人事管理に反映させているところであります。また、昨年5月の地方公務員法等の一部改正により能力及び実績に基づく人事管理を徹底させるため、各自治体において能力評価及び業績評価による人事評価制度を導入し、これを任用、給与分限その他の人事管理の基礎として活用することが義務づけられ、平成28年4月から本格実施に向けた取り組みが求められております。

県内におきましても既に能力評価と行政評価をともに導入、運用している自治体がある一方で、改正法の施行とともにこれから導入を予定している自治体も少なくありません。

本市におきましては、現在能力評価のみを導入し、人材育成や昇任等に活用している状況であり、他の自治体と同様に平成28年4月からの導入に向けた検討を進めているところであります。

業績評価の基本である目標管理において客観的な目標の設定が困難な業務があること。結果だけでなくある成果を生むためにどんな行動をとったかについても評価する必要があること。導入するにしてもさまざまな課題を解決できずに形骸化する可能性があることなどの問題点も指摘されております。そのため、慎重な制度設計に加えて、本格導入に際しては一定の試行期間や制度の継続的な評価なども必要であり、公平かつ納得感のある評価、役割と目標の明確化、人員の適正な配置、職員のモチベーションアップを実現することで本来の目的である行政サービスの向上につなげていくものでなければならぬと考えておりますので、御理解くださるよ

うお願い申し上げます。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 大変すばらしい答弁だと思います。

でも、確認させてください。人事評価システムを導入しているということですが、評価者の物差しというか、統一した物差しを持って評価しているのか。公平性、公正性が確保されているのかというところはどうか。

答弁ではしているということのようですが、もう一度確認をさせてください。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 私どもの人事評価では市長答弁にございますとおり能力評価をやっております。まだ業績評価については着手しておられないわけですが、その中で能力評価といえども基準が必要になってきてございます。この基準については職務給1級から3級、要するに主事から主任級、それから4級、5級、役つき職員、これによって役割分担が違ってきておりますので、その役割に応じた基準をつくっております。職務遂行力、組織運営力、取り組み姿勢、こういった3項目の中に15項目の評価ポイントを設けまして、その評価項目一つ一つ5段階評価をした上でまず職員が自分の成績調書を提出する。それを見ながらまた管理職は勤務状況を評定するという格好での能力評価を行っているという状況であります。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 評価は一生懸命しているということだと思いますけれども、ここにこの間いただいた人材育成推進プランというのがあって、そこを見ると人事評価は新庄市の場合には信賞必罰という流れではなくて人材育成をしていく目的で行われているという市長の答弁が

ありました。私もそれでいいと思います。人を責め上げるとか、そういう道具としてあつてはならないものだと思います。

やはり、職員の持つ能力の可能性とか、そういうものをどんどん引き出せるような装置として使っていただきたいと思うわけですが、ここに人事評価制度をするときに面談の実施や評価結果を被評価者に対して開示するなどして人材育成を図ると。これは実践されていますか。ありますけれども。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 評価調書の開示につきましては、被評価者に対して強制的ではございませんが、評価者から開示するような形、奨励の形ではさせていただいております。ただ、中には極めて評価者として本人の資質にかかわるような事項があるとなかなか強制するということも、被評価者にとってはやる気を喪失してしまうなんていうこともございますので、強制的に評価を被評価者に出しなさいという言い方はしてございませんが、なるべく公開するようということでは運用してございます。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 開示しないでお互いが納得をした上で人事評価制度が進めばいいんですけども、開示しないことが、開示しなくてもいいんだなど、そういうものが主流になってしまうと公平性というものは保てなくなるんじゃないかなと思います。もう少し改善して、より職員がやる気が出るような人事評価システムにさせていただきたいと思います。

相互評価をしていると書いてありますけれども、相互評価はしているんですか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 策定当時、相互評価を目標と

したわけですが、今現在運用してございません。

その理由としましては、まず評価者がある一定の経験、知識に基づいた上で公平な評価が必要になってくる。これが人事評価の一番の信頼を得るポイントであると思っています。この点について、部下職員が上司職員を評価するということになるですと、その経験なり知識なりの責任制においてどうなのかというところの検討がいま一つ進まないというところで今のところ、運用しておらない。

ただ、平成28年4月からの運用で、既に分限なりそういった職員の身分に直接かかわる評価になってまいります。そうすると、若手の職員が上司を評価するということに対して責任が持てるとはとても思えませんので、今のところそういった運用をする考えはございません。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） わかりました。そろそろ時間になりますので、いずれにしても、市民の福祉向上と職員の資質、この組織の士気というのがダイレクトにかかわってきますので、ぜひ切迫感を持って使命感を持って頑張っていたければと思います。

ということで今回の質問を終わらせていただきます。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

山科正仁議員の質問

清水清秋議長 次に、山科正仁君。

（5番山科正仁議員登壇）（拍手）

5 番（山科正仁議員） 皆様、これより一般質問させていただきます市民・公明クラブの山科です。何分、新人で初の質問ですので慣例上の不備とかございましたら、御容赦または事後に御指摘、御指導いただければと思います。よろしく願いいたします。

なお、本市の議会基本条例及びネットによる公開ということで政治を中高生でもわかるようになるべくわかりやすい文言で数値データ等極力省くように努めてまいりますので、御了承ください。また、今回私の質問はほぼ提案型の質問形式に統一しておりますのであわせてよろしく願いいたします。

それでは、早速通告書に従いまして一括方式で質問させていただきます。

それでは、まず質問を開始いたします。今後の少子高齢化の影響による雇用の問題について2点の質問をさせていただきます。

まず1点目です。既に、2005年から出生数と死亡数の逆転現象というのが起こっております。少子高齢化の到来を予想を受けまして、現実的には進行してきているという状況であります。

つまり、今までのような若者の質のよい雇用の場の不足問題というだけでなく、これからいかにして産業年齢人口の不足に対する人材確保をどうするかと。これを解決していくのが本市の大きな問題となっていると考えます。もちろん、それも皆様も御承知のとおりだと思います。

それでは、今までのように企業誘致を促進すればおのずと雇用の改善されていくという短絡的な図式はもう成り立たなくなっているということではないでしょうか。今後、企業誘致の促進戦略手法と、今言った若手の就労者確保の両輪的な施策を立てることが必要だと考えま

すが、いかがでしょうか。

2点目ですが、私、現在萩野学園初代PTA会長と、新庄最上地区のPTA協議会の役員として各種の会議に出席しております。その中で、本市のある中学校で地域を学ぶという授業がありました。この中に、30年後のあなたは一体どこに住みたいかというアンケートをとりました。回答結果が新庄が24.4%、新庄以外の県内というのが17.9%、新庄以外の東北というのが18%、その他、例えば東京等が39.7%でした。つまり、8割方近くが新庄をもう出ていっちゃうということです。理由の大半がやりたい仕事がないからだということでした。

それでは、子供たちの多くは新庄の将来の仕事について非常に不安感を持っているという結果であると思います。ここで、その授業のアンケート後に生徒の生の声というのが集約されておりまして、ピックアップして紹介させていただきたいと思います。

1人の生徒は、人口が減るのは時代のこともあるのかなと思いました。戦争が終わったときに日本を立て直すために若い人がたくさん出てきて、それでその人たちが年をとればたくさんのおじいちゃんおばあちゃんになったらその分子供は少なくなっていると僕は思いました。こんなに難しく考えることはないかもしれないけれども、僕は時代も少なからず関係していると思いました。

また別の生徒です。今まで真剣に考えてこなかったのが人口の減少というのは本当に怖いなと思いました。自分も年をとったら新庄に戻ってこようかなと思っています。もう少し新庄にお金があればよかったなと思って先生の話聞いていました。

また別の生徒です。新庄も過疎化になって人口が減っていったら、いろんなところと合わさって新庄という地域がなくなるかもなと思いました。都会と田舎の人口も都会のほうが多いと

思うし、もうさっぱりわけがわかりません。新庄に戻ってきたいと思うけれども、自分の将来の夢から考えると新庄ではなかなかできないことなので、仕事が終わってお年寄りになったら戻ってこようと思っています。

また次の子ですけれども、今は子供に自由に好きなことを生きろという大人がほとんどで、だから子供たちは言われたとおりに好きなように生きてほかの町に行っているから人口が減るのではないのでしょうかと思います。

次の子ですが、新庄の人口が減っているのを知って最初は都会に住みたいと思っていたけれども、そんなことをしたら新庄はどうなるんだろうと考えときに生まれ育った故郷を見捨てたくないと思ったので、もっと勉強して職を探したいと思います。

最後です。今の最上や新庄がこのままだととてもやばいことになりそうだとわかりました。少子高齢化もどうにかしないと学校の問題とかが解決しないので、これからの日本をどうにかしていかないといけないと感じました。

以上ですが、今を踏まえまして1点目の私の質問と、今紹介した生徒たちの生の声を踏まえて子供たちへ本市の将来像について定期的な教育とか説明が必要と考えますが、いかがでしょうか。

次の質問に入ります。本市への視察、観光振興に関する所信をお伺いいたします。

県内初の施設一体型小中一貫校の萩野学園が開校してから約2カ月が過ぎようとしておりますが、県内外から視察の依頼が来ておりまして本市の注目度が非常に高まってきております。素晴らしい現状だと思っております。また、萩野学園の児童生徒も視察に対して適度な緊張感がありまして、非常によい環境下で学園生活を行っております。

さて、これ以外でもさまざまな視察等で本市にお見えになっている方がたくさんいらっしゃ

いますが、今後これを視察の単体で終わらせるのではなく、ほかの視察箇所とも連動させまして、複合視察とか本市への名所観光とか地元伝統行事等例えば新庄まつりとかその結びつきを行って、より充実した内容の視察、それから良質の情報提供をしましてそれを拡散させてやると。商業への非常にいい影響があるんじゃないかと考えています。

結果的には、この市はいい、おもしろいから1回行ってみなとか、本市のアピールをやってもらう、ぜひ今度は1泊もしくは2泊ぐらい使って行きたいというリピーターの確保につながるものと考えますが、いかがでしょうか。

最後ですけれども、農林業の将来について2点ほど所信をお伺いします。

まず1点目ですが、林業に関してです。来週に県立農業大学校に今のところ仮称となっておりますが、林業関連学科という学科が新設される予定であります。今後、一層林業分野への力入れが行われるということと考えられますけれども、私もわずかながら山林を所有しておりますが、これはもう長期にわたってほとんど手入れをしていないという現状であります。そしてこれは、ほかに山林所有なさっている方、ほとんど同じ現状だと思っております。したがって、ほとんど財産価値のない所有形態に今のところなっております。

これは例えば今後本格的に原木の出荷、供給体制を確立しようとするときに、山林の整備というのは不可欠になります。ということは今後始める方々にアドバイスの窓口の設置とかですが、酒田市の例に見るように新事業で軽トラ林業というものが実践されております。そのような何らかの後方支援が必要になるかと考えられますが、いかがでしょうか。

2点目ですけれども、こちらは農業問題に関して私の知り得る範囲の質問をしようと思っていましたが、過去に細部にわたって各議員によ

る質問とか、執行部よりこれまた詳細な答弁が行われているようです。しかも、午前中に佐藤議員から私の質問内容とほぼ重複することが質問されましたので、私は大卒な内容だけで終わらせたいと思います。

先ほどの佐藤議員のときの答弁の内容に判断するには、農地の中間管理機構というのは農地集約化が非常に不調といいますか、機能不全に陥っているのではないかなと感じております。この機構というのはいわゆる、おわかりかと思いますが、農地を集約することによってそれを大規模に持っていく、収入を安定させて担い手を確保するという三本柱といいますか、連動させて初めて成り立っているものだと思います。不調ということは今後の計画の進行が鈍化していくことが懸念されますね。

本市としてこの計画の進行鈍化を回避する意味からも、つまりは現実的にこの機構というのが有効に機能しているのかと、またはその機能させる方向としてどのようにすればいいのかということなどをどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

佐藤議員の答弁と重複しない範囲で結構ですので、よろしく願いいたします。

以上、一括にて質問させていただきます。質問席にて座らせてもらいましてお伺いいたしますので、よろしく願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、山科議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

質問の中に子供たちの生の声など入れながら一考させられる場面も多くありましたので、その辺についても考え方がありましたら添えながら行きたいと思います。

初めに、少子高齢化の影響による雇用についてということではありますが、全国的な景気回復

を背景に新庄中核工業団地への未分譲区画への問い合わせや市内の空き工場の問い合わせが多くなってきております。

最近では、国産材の製材メーカーである協和木材株式会社が市内鳥越に進出決定し、平成28年9月ごろに操業予定を考えているようであります。同社が進出先として新庄市を選んだ理由は、新庄最上地域に質のよい森林資源が豊富にあること。道路網が整備されていることと伺いました。高速交通網も着実に整備が進んでおりますので、今後もこうした交通の要衝としての優位性や地域の特性に合わせた誘致活動を行い、さらに雇用の確保に努めてまいります。

一方、既存企業から新規、中途も含め雇用の確保が難しくなっている声を聞いております。企業誘致を今後も積極的に進めていく上でも、優秀な人材の確保のしやすさは企業が立地するための大きな要因の一つであります。市といたしましても、企業誘致を促進しつつも若手就労者確保を積極的に取り組んでおり、今後さらに拡充させていく方針であります。

具体的には、高等学校に対しては各高校で行っているインターンシップなどはもちろん、市では平成24年度より製造業や縫製業等の人材が不足している業種の企業訪問ツアーを行っており、3年間で102名の高校生が地元企業の魅力を体験しました。また、同じく平成24年度より地元企業32社の企業紹介パネルを新庄市内3高校及び新庄駅にて巡回展示を行っております。本年度もハローワーク新庄、県最上地区雇用対策協議会と連携しながら雇用対策を拡充してまいります。

次に、若手就労者確保の面では中学生のころから地元企業を理解することで地元就職を促す効果があると考えております。中学生に対しては現状では各学校が独自に取り組んでいるところですが、今後は高校生向けの取り組みを中学生にも理解しやすい形で取り組んでいく予定です。

あります。

最後に、若者が進路を決定するに当たり保護者の影響が大きいというアンケート結果があり、本人だけでなく保護者に対しても地元企業の魅力を感じてもらえるように、今後も地域を支える地元企業のPRに努めてまいります。

次に、キャリア教育につきましては教育長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

次に、視察と観光振興という御提案ですが、4月に萩野学園がスタートし、5月には早速3団体15名の方が視察においでいただきました。6月以降も既に9団体92名の視察依頼を受けており、遠くは滋賀県、栃木県などからもおいでいただいております。学校視察以外についても市の個性的な授業について全国から行政視察などが行われていましたが、これら視察目的以外にも本市に触れていただく貴重な機会と捉えており、その後の交流への進展が期待される非常に重要な場と認識しております。

視察においでいただいた際には、本市の観光ガイドブックや各種パンフレットなどをお配りするなど市のPRに努めているところであり、今回の小中一貫萩野学園の視察に当たってもこれまでと同様に対応しているところであります。

また、時間のある方についてはふるさと歴史センターや戸沢家墓所などの歴史的文化施設を御案内したり、お土産については特産品を扱っている店舗や物産館などを紹介するなど観光と物産をPRし広くアピールしているところであります。

萩野学園に限らず、行政の進めている事業に関しまして視察として本市を訪れている方が多くいらっしゃると思いますので、これらの情報発信、交流拡大への絶好のチャンスと捉え今後とも効果的なPRに積極的に努めてまいります。

次に、将来の農業についての1点目の木材関

連についてであります。先ほど申し上げましたように、今後大規模な集成材工場進出が決定しておりますので、それらを活用しバイオマス発電関連事業を立ち上げようとしている企業もごさいます。今後、循環型林業の活性化が期待されているところであります。

森林所有者や林業者がなりわいとして木材を供給し収入を得る機会が多くなると考えられますが、森林所有者が採算性などの不安から積極的になれない、相続手続がなされていない、間伐や路網を整備するに当たり隣接する所有者の協力も得られにくく境界も不明確でトラブルの原因になるなど問題もあるかと思ひます。

個人の森林所有者が伐採など森林の管理を行う際のアドバイス窓口については、市においては専門知識を有する職員がいないため、森林組合の担当や県の作業普及相談員の窓口を紹介させていただいております。地域の森林整備に関しては、最上地域林業振興協議会において木材資源の利用拡大と森林整備に関する指針として作成した最上地域森林林業木材産業振興ビジョンにおいて、自力で管理できない所有者に当たっては森林組合が計画的に管理することなど森林管理の仕組みを一層充実し普及定着していくことと計画しております。市といたしましても、これらと連携しながら地域の森林整備に努めてまいりたいと考えております。

また、酒田市で新規に開始した軽トラ林業は、林業家や森林所有者が行う作業で生じた残材を軽トラックなどで森林組合に運搬し、集まった木材をチップ化してバイオマスエネルギーとして利用しようとする試みで、現在稼働に向けて準備を進めているところだそうであります。最上地域では最上総合支庁森林整備課が中心となり昨年度から最上まきステーション事業を開始しており、郡内の森林所有者などが行った間伐など作業で生じた残材を金山森林組合に運び、森林組合ではまきや木質チップの材料として販

売するもので、運ばれた木材は商品券と交換となります。今年度も実施方法について検討しながら事業継続するということですので、詳細が決定次第森林所有者などにまきステーションの利用を周知してまいりたいと考えております。

さらに、農業大学校に林業を学ぶ学科が来年度から新設される予定となっておりますが、林業に携わる人材育成を見据え、こうした機関との連携も強めてまいりたいと考えております。

次に、農地集積についてであります。政府では今後10年で担い手への集積率を8割に高める目標を掲げておりますが、昨年度の農地中間管理事業が政府目標の22%の水準にとどまったとの報道があったところのごさいます。この理由といたしましては、事業の初年度であり、制度の浸透がし切れていなかったと見ているようであります。また、機構を通さない相対取引を含めると、担い手への集積率は40%後半で横ばいだったものが50%に伸びたため一定の成績を残すことができたと思ひます。

新庄市においても、平成26年度末の担い手への集積率は63%となり増加している現状であります。農地中間管理事業につきましては法的な手続に時間がかかるため制度の活用に至らない場合もあり、他の制度や相対取引により担い手への集積がなされている状況と思われまひます。

本市では、農業関係団体で構成する農地集積調整連携会議により、担い手への円滑な農地集積を目指しているところであり、今後も中間管理事業の周知を進めるとともに、関係機関の連携を深めながら認定農業者や集落営農など担い手への早期の農地集積と農業経営安定化のため支援を行ってまいりたいと考えております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 子供たちへの本市の将来性についての定期的な教育については、本市ではキャ

リア教育とふるさと学習のセットで行っております。子供たちが自分の将来を考える教育については各学校で主にキャリア教育の分野で発達段階に応じて行っています。

キャリア教育は、子供たちが生きる力を身につけ、社会の激しい変化に流されることなくさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことを狙いとしています。

キャリア教育については総合的な学習の時間や特別活動、道徳の時間などを通して行われますが、望ましい職業観や職業選択については主に小学校高学年から取り組まれるようになります。小学校では将来の夢や希望を持ち、実現を目指して努力する力を育成します。また、中学校では将来の夢を達成していく上で現実の問題に直面した際解決方法を模索したり、その困難を受けとめて理解し克服するために努力したりしていく力を育成します。

市内各中学校では、職場体験学習を実践する中で新庄市の企業や公共機関、施設などの各種職場について担任の先生から紹介され、適切なアドバイスをもらいながら選択していきます。そして数日間の職場体験を通して望ましい職業観を醸成させていきます。

また、新庄市では夢を持ち元気で才能豊かな命輝く新庄っ子を育成していくための施策の一つとして地域に根差した学校教育の充実に取り組み、各学校では地域の人や自然、文化、産業などを学習教材としたふるさと学習を行っています。そこでは、地域に出向き地域の人々との交流を通して地域の思いを感じ取ったり、調べ学習や体験活動などを通して地域のよさを再発見したりするなど郷土を愛する心を育てています。

このようなキャリア教育やふるさと学習を包括的に行う中で、子供たちが地元の産業についてより深く学んだり、企業の方から話を伺う中

で将来の職業の選択につながる情報を得ることを通したりして新庄市の現状や可能性について理解し、望ましい職業観の育成や職業選択の幅を広げることができるよう努めています。

また、関係各課とも連携を図り、職員が学校へ出向き新庄市のまちづくりや産業文化などに学んでもらうことを通して、新庄市への理解が深められるよう各学校に紹介してまいります。以上でございます。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） ありがとうございます。

非常に細部にわたっているんな対応がなされているなど思っております。それを踏まえた上で再質問をさせていただきます。

まずは、雇用と、先ほどありました企業誘致に関してですけれども、雇用については企業が数ではなくて質を非常に重視した内容が、さっきの子供たちのアンケートにも入っていましたけれども、仕事だったら何でもいいやというわけではなくて、ある程度きちんとした将来的に生活が確立できるような企業の誘致が今後必要だと思えます。もちろんそれが重要なのはわかっておりますけれども、新庄市の実情としまして数ではなく質のある企業の誘致ということはどういうふうに考えておられるのかお聞きしたいと思えます。

あわせて、高速の延伸、道路整備ということ先ほどありましたけれども、特に北部に関しては東北秋田道までつながることとなっております。これが単なる通過点に終わってしまうのか、それとも前にも議論なされたと思えますが、道の駅の設置もしくはインターチェンジの工業団地への簡易的な乗り入れが可能になるという計画等があるのかどうか、これもあわせて御質問いたします。よろしくお願いたします。

荒川正一商工観光課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 商工観光課長荒川正一君。

荒川正一商工観光課長 まずは企業誘致と雇用の関係からということでございますけれども、今平成25年12月、中小基盤機構から新庄市が購入いたしましたその後につきましても順調に立地創業ということを積んできておりまして、例えばリーマンショック前、直前と比べまして例えば中核工業団地でいけば操業数は10社近く多くなっているし、従業員数が96あるいは98%にまで近づいてきております。人口減少の昨今を考えれば、実際は従業員数もプラスなんだろうと思っております。

そのような数とともに質的なものも求められているところでございますけれども、情報は非常に大切なんだろうということで私どもも市内2つの工業団地の中で、市内の中での説明会、情報交換会というものを密に始めてここ数年重ねておりまして、あわせて首都圏との企業懇談というのも重ねております。トップセールスも含めまして、市長以下さまざまな形の中で団地売り込みだけでなく情報収集しながら活動しているあるいは県とのタグを組みながら共同歩調もしている中で、情報もやりとりしながら質的なものも、質の高いあるいは時代に乗りおけないあるいは先端的な企業の誘致というものを心がけながら、また実際ある企業もそういう情報交換の中で質的な時代の変遷に合ったようなものに変わってきているというものを実感しているところでございます。

さらに、質的なものを言えば企業の会社の質だけではなくて企業を維持していく体制、いわゆる従業員の質の確保というのものも大切であろうと思っております。山科さん御指摘のキャリア教育はとても大切だろうと思っております。私どもの側面から見ますと、産業教育というような側面で小中学生だけでなく高校生、大学生というところまでパネル展示巡回とかあるいは企業の訪問ツアーなんかも拡大していやっていると

度やろうかということもありまして、パネル展示も中学生まで広げられないだろうかと拡充を図ろうとしているところでもあります。保護者の方々も一緒に見てもらって、事務作業としても中核工業団地としてのものも新庄市としての雇用の場を着実にしていくために、企業の体質だけでなくそれを持っていく今のあるいは次の世代の方々の教育もしていかななくてはならないと思っております。

5 番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番(山科正仁議員) ありがとうございます。大変理解できました。

私も今考えていることがありますけれども、将来像、先ほど武田教育長もおっしゃいましたが、自分の職業の将来像を決めるのが恐らく中学のころに決めないと遅いという状況だと思うんです。高校入ること自体が職業選択の一つの道筋ができる時期でもありますし、基本的には小学校高学年から中学の中で自分の将来なりたい職業というのを確定して、それに向かってどうやって進めばいいかという道筋をつけてやるのが我々保護者でもありますし、行政、我々、父親母親の立場でもあろうかと思えます。なるべく、中学校時代からの情報提供というのを今後とも期待したいと思います。

では、あと一つの質問をさせていただきます。林業分野への参入、介入ということですけれども、林業というのが非常にマイナーな職業であると、言葉は悪いんですけども、今まで思われてきて、なかなかそういうなり手がいないと。最近では映画化になりまして、恐らくその辺から林業に介入しようという思惑があったのかなと考えていますけれども、あの映画を見る限りは確かに林業自体は男らしくて楽しい仕事じゃないかということを見るかもしれないんですが、それを職業選択肢の一つとしてこれから小学生中学生に伝えることが果たして現実的なのかとい

う疑問があるわけなんです。

というのは例えば、行政側として本当にそれを進めるのであればソフトの面、ハードの面に關しましても受け皿の整備というのを完璧にやらないと、早急にやらないと林業に関してはかなり長いスパンで物事を考えなきゃだめだと思うんです。10年スパン、100年スパンということでこの山を最終的にどういう形でどういう種類の材木を残したいかということから始めて、それをしっかりわかった上で子供たちにやらせなきゃいけないということになると思いますので、その辺としての受け皿体制、整備というのをどうお考えでしょうか。お伺いいたします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 林業体制の受け皿整備という御質問でございますが、非常に森林の林齢は定植してから収穫に至るまで杉ですと早くて65年、80年ぐらいが伐期になるのかなと。そういう長いスパンの中の話でございます。現在、新庄最上の森林は非常に成長が一番いい時期に来て、材としても一番豊富な時期になっているということで御承知のように協和木材がこの地域に誘致を決定したと。

このたび、市長答弁にありましたように3月策定した最上地域森林林業木材産業振興ビジョン、この中で今後地域において木材に関連する雇用の場ということでどれだけの需要が出てくるのかという試算が出ております。4項目にわたるんですが、1つは素材生産。これには現在この地域で128名の方が従事されているようでございますが、この誘致に伴って6年間で20名ほどの人材が必要であると。当然、伐採すれば再造林保育という形でそういった作業も出てくるわけですが、これについては現在216名おりますが、今後6年間で63名ふやす必要があると。原木輸送については現在20名くらいですが、これもプラス20名くらいの人材育成しなきゃなら

ない。肝心な大型加工場、協和木材の向上で働かれる方、これには60名ぐらいの人材が必要ということで、この企業誘致に伴い当面6年間で約170名の人材が必要という試算が出ております。質問の中にもありましたように、来年春には農業大学校に林業関連の学科が創設されるということで、この部分については森林林業の施業計画を策定したり全体のコーディネートしたり、あるいは市町村に入って森林整備をどうするかというプランナー、こういった養成ということで10名の学生を募集するという内容になっております。

いずれにしても、先ほどの質問にありますようになかなか森林だけでは収支が合わないような試算がされております。県の試算ですと1ヘクタール当たり、今いろんな補助事業がありまして200万円ほどの補助を入れても伐期齢で65年生の杉でもなかなか採算が合わない。80年齢になってようやくプラスになるという木材そのものについては、なかなかそういう現状にあると。

新庄市においては、林家と言われる森林所有者は大体600戸ほどあるんですが、ほとんどは5ヘクタール未満の議員御指摘のように零細な林家で、ほとんど所有しているにすぎないような形態が非常に多いのかなと。

そんな中で森林所有者にアンケートをとりますと、なかなかアンケートの中では採算面では収入が少ないとか赤字であるとか、金銭的に余裕がないあるいは伐採しても植栽後の管理が難しいあるいは境界が不明確だということでなかなか消極的なアンケートでございまして、結果として現状のまま何もしないというのが46%、手放したいという方が何と15%ということで6割を超える方が消極的な所有形態になっている。

その部分をどう地域の木材生産に結びつけていくかということでございますので、やはりその辺は森林組合等と連携しながらいかに山から

木を出してそれを木材産業に結びつけていくかという部分については、この地域の林業関係の実態と森林組合等があるいは所有者が話し合っ
ていかにしたら回るのかということで協議して
いかなきゃならないと。答弁にありましたよう
に、例えば森林組合へ信託してしまうという方
法とか公有林化するような法律整備も必要にな
ってくるのではないかなと。

いずれにしても、そういう現状を踏まえての
木材生産になっていきますので、関係機関連携
しながらいかにして80年100年というスパンの
材を回していくかというところを協議して、一
つ一つできるところからやっていきたいと思っ
ているところでございます。以上です。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） ありがとうございます
た。確かに林業は採算性のことを考えればほと
んど大変だと思います。もちろん、農業に関し
てもまだ解決できていないことがいっぱいあり
ます。それに並行して林業になればなおさら二
重に考えていかなければならないということ
で大変だと思いますが、よろしく願いいたしま
す。

先ほど、質問でまだ受けていないものがあり
ましたので、再度御質問させていただきます。
高速延伸に関して、単なる通過点にならないよ
うなインターチェンジ、道の駅等の設置という
ことに関しては、企業、工業団地との兼ね合い
としてはどう考えておられるかということをも
う一度お伺いいたします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 私から道の駅の件と、多
分スマートインターのようなものとお考えかと
思いますが、この2点についてお答えさせてい
ただきたいと思ひます。

まず1点目の道の駅ですけれども、一般的に

道の駅というのが地域の特産品とか観光資源を
生かして人を呼び込んで地域に仕事を生み出す
核となるものと言われております。その意味で
地域活性化の拠点となるものであると考えてお
ります。これらを生かして地域創生、産業振興
とつなげていければいいかということで考えて
おりまして、今後高速道路が秋田県境に向かっ
てつながっていくものと考えておりますけれど
も、その辺をめどに道の駅に関しては検証して
まいりたいと考えております。

2点目のインターの件でございますけれども、
今手元に資料がなくて申しわけないんですが、
県道泉田新庄線と昭和町地内にインターチェン
ジができると考えております。その中間地点に
横根山工業団地があるということですので、そ
れを考えますと余りにも距離的に近いというこ
とがありますから、そこにスマートインターを
つくるということに対してはいろいろ難しいも
のがあるのではないかと考えております。以上
です。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） よく理解できました。

工業団地を活性化させるには、高速道の整備
とともにそこに乗り入れする利便性というもの
が必要だと思っています。ましてや、冬期間一
般道だけを通って製品の運搬、資材の搬入とか
をしなきゃならんとなるのであればやはり雪の
少ない東根あたりでやめておこうかなと、私が
経営者であればそう考えてしまうと思ひますの
で、きちんとした除雪体制のとれている高速道
の整備なった、ましてや雪に対するある程度の
市としての補助があるような環境であれば横根
山工業団地であろうが、雪国の工業団地であろ
うが法人税等の緩和があるのであれば来たいな
という感じを持っていると思ひます。その辺も
踏まえまして今後協議していただきたいと思ひ
ます。

それでは、各種の質問をさせていただきましたけれども、雇用とか教育とか商業、農業、山積みする問題、いっぱいありますけれども、今後もぶれることなく市政を持っていていただきたいと思いますので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時52分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

清水清秋議長 次に、小嶋富弥君。

(17番小嶋富弥議員登壇)(拍手)

17番(小嶋富弥議員) 御苦労さまです。本日4番目、最後の質問者となります。議席番号17番起新の会の小嶋富弥であります。ひとつよろしく願い申し上げます。さきの選挙におきまして市民各位から信任を得ましてこの壇上に立つことができましたことを、市民各位の皆さんに厚く御礼を申し上げるところでございます。

さて、今定例会におきましては私が通告いたしましたのは2件であります。通告の順に従いましてお伺いいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、政策提言についてであります。改選前の3月4日に、議会の総意といたしまして山尾市長に政策提言を書面でお渡しいたしました。ここに至るまで若干経緯を申し上げたいと思います。

昨年10月24日、各会派の代表者会議があり、

当時議長の私より副議長であった小野周一議員とお話しし、議会報告会等を通じたいろんな市民の声を議会として執行部に対して政策提言を提出してはどうかとお話を申し上げました。会派の代表者より快諾を得まして、11月13日まで各会派より内容を検討し事務局提出の運びとなりました。それを受け11月13日に3つの会派より事務局に案が提出となりましたが、残念ながら会派に属しない議員にも呼びかけを申し上げましたが、提出はございませんでした。それらを受け、11月28日、会派代表者にて会派から提出された項目にて検討、作成に当たっては小野副議長を座長として、各会派から2名ずつの委員から成る作成小委員会で作成することに決定いただきました。12月15日各会派より委員の方の報告があり、早速12月22日に第1回の委員会が開催されまして各会派から提出された項目を検討し、雪対策について、人口減少について、農業対策について、この3項目を政策提言することに決定し、第2回委員会を1月13日、第3回委員会を1月23日に行い、提言の内容案を吟味し、案をまとめていただき2月13日に議員懇談会を開催し、全議員に提示し話し合いのもと了承を得て、それを受けて3月4日、3月定例会初日開会前に市長に、議長、副議長、小委員会の6名の方と政策提言書を提出いたしました。

市長は議会の総意という提言を重く受けとめ、実施できるように内部で検討したいと応じてくださいました。また、市長は広報しんじょうの4月号の市長コラムに、議会から議員の総意による政策提言があり、3つの提言はどれをとっても大切な提言で議会報告会を重ねながら市民の皆さんの意見を集約し議会で議論を深めたものと重く受けとめる。これらの意見をしっかりと受けとめさらに元気なまち新庄を目指し、平成27年度も全力で取り組んでいくのでよろしくお願い申し上げますとありました。

大変真摯に前向きなお考えと感じます。

そこで、私どもも提言書を出して終わりではなく、市民との議会報告会の要望や意見等も加味されたものも多く含まれておりますので、市民の負託に沿えるためにも具現化を進めなければなりません。これらの実施に向けた市長のお考えをお尋ねするものでございます。

まず、最初に提言書の雪対策の充実についてであります。

提言書の趣旨は、全国的また新庄市は昨年12月から大雪となり今冬期で5年連続の豪雪となっている。全国的に地方人口が急減する中、冬期間の除排雪体制、流雪溝の整備など充実させ、快適な冬の生活を実現することは消雪地域の人口流出を抑制し定住促進を図るために最も重要な近々の課題であるとしております。提言の具体的内容は次の3項目であります。

①として、市民、行政、関係企業、団体、学識経験者等で構成する協議会を設置し雪対策に関しての議論する場所として情報や課題解決に向けた方向性を共有し、新庄市まちづくり総合計画に上げる雪に強いまちづくりを実現すること。

②として、市道県道国道などにこだわらず、除雪などに関する苦情や窓口相談を市で一本化、市民の安全安心を最優先した速やかな対応ができるように。

③として、流雪整備計画をさらに積極的に進め、必要な水量の確保を最優先にし、市民にかかる除排雪の負担を軽減すること。

次に、2項目めの人口減少対策についてお尋ねいたします。

提言の趣旨は、当時の喫緊の課題としては人口減少社会の到来が問題提起され、新庄まちづくり総合計画にもうたわれている。このような社会情勢の変化に的確に対応するためにも、中長期的な展望に立ち人口減少対策をさらに強く推進する必要があります。

これらの提言の内容といたしましては、①と

して、市内企業、新規企業への支援育成強化など若者が地元企業に就職できるようなお一層の環境整備に努め、雇用の確保拡大を図ることとしております。

②として、公的な研究機関等も含めさらなる企業誘致を進めること。

③として、子供を産み育てるため医療環境、教育を含めた子育て環境の充実を努めること。

次に、3番目として農林水産業地域活力総合プランに基づく成長産業化に向けた施策の充実強化に向けてでございます。

趣旨といたしましては、基幹産業である農業の米価の大幅な下落により先行きが見えない農業経済に対し、新たな農業政策、そして有望な担い手育成を図ることが必要である。

この提言の具体的内容は2つございまして、1つは、新たな農業政策に向け農業基盤確立はもとより、有望な担い手育成を図り地域の特産物を創生するために安定した政策を確立するよう進めるとともに支援強化を講じていただきたいこと。

2つ目は、農工商観光等関係団体と一体となった施策を講じ、地方創生を考えた6次産業内の取り組みを積極的かつ強力的に進めること。また、地場産業の新たな販路拡大戦略として地場産業振興にもつながる重要な役割を担う道の駅の設置について、新庄最上地域全体で連携して取り組むよう検討を行っていただきたい。

このようなこととございますので、以上これらのことについて市長のお考えをお聞かせ願うものでございます。

次に、発言事項の新庄まつりについてお伺いいたします。

①といたしまして、本市最大の行事であるところの新庄まつりが本年260年という節目の年であり、記念すべきお祭りが行われることは大変喜ばしいことであります。4月16日に国重要無形民俗文化財である新庄まつり行列の伝統保

持に努めつつ、まつり事業全般について適切な運営と調整を行うことで祭典の振興と新庄市の発展に資することを目的とする新庄まつり実行委員会が設立され、今後は多くの市民が誇れるこの目的に沿った企画運営を大いに期待するところでもあります。

そこで、間もなくやってくることしの新庄まつり260年祭の日程等を詳しくお聞きするものであります。

次に、②といたしまして、新庄まつりの山車行事がユネスコの文化遺産登録候補に日本の山・鉾屋台行事全国18府県33件一括で提案されました。決定されれば山形県では初の快挙であります。文化遺産を活用した地域振興を図れる絶好のチャンスではないでしょうか。ここで、私は今後の見通しと実現のほどをお聞きいたしまして、実現のためにユネスコとは何ぞやを含め市民各位に知らしめ、関係各機関と連携し盛り上がりを図るべきと思っておりますが、それらについてお伺いいたします。よろしくお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

今年になります。昨年度3月4日に議会より雪対策の充実についてと題した提言をいただいた3点の具現化についてお答えさせていただきます。

1点目の雪対策としての関係各位が集う協議会の設置については、他市の取り組み状況を参考に今年8月までに実施案を策定してまいりたいと考えております。その後、数回の協議会の開催を経て、ことしの冬の新庄市除雪事業実施計画に反映させていく考えであります。

2点目の除雪に関する窓口の一本化について

であります。新庄市では夜間及び休日にも職員を配置し、除雪の要望苦情等に速やかに対応できる体制をとってまいりました。これまでも国道県道における除雪関連の問い合わせにはその都度連絡役として対応してまいりました。今後におきましてはも国県の関係機関と連携を密にし、なお一層市民の利便にかなう体制を検討してまいります。

3点目の本市の流雪溝整備計画につきましては、流雪溝用水の確保として平成19年度に最上川からの水利権許可をいただいたことから流雪溝整備区域の拡大、あわせて流雪溝整備済み区域への流雪溝用水の供給を行うことで円滑な雪処理が行えるよう努めてまいりました。今後とも、必要とする流雪溝用水を的確に把握しながら流雪溝整備区域を拡大し、冬の快適な暮らしを実現するため国及び県の河川管理者と流雪溝用水の確保に向けた協議を強化してまいります。

なお、本年度からは山形県との合同事業としてこれまで最上川から流雪溝用水を供給することができなかった金沢地区、新松本地区への流雪溝用水導入事業を実施することとなっております。

次に、政策提言の人口減少対策についてであります。全国的な人口減少対策について昨年度にまち・ひと・しごと創生法が成立し、国において人口動向を分析し将来展望を示す長期ビジョンと国が今後5年間で取り組む施策や目標を定めたまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

本市においても人口の現状を分析し、中長期的な視点から今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する地方人口ビジョンと、今後5年間の市としての人口減少対策をまとめた地方版総合戦略の策定に着手しております。

政策提言の具体的な内容の1つ目に、市内企業、新規起業者への支援と育成強化など若者が地元企業に就職できるなお一層の環境整備に努

め雇用の場の確保拡大を図ることとありますが、市内企業、新規起業者支援については市内に工場棟を新設、増設、移設を行い新たに雇用を生み出した企業に奨励金を交付する企業立地等雇用促進奨励金や、商談会等への出展を支援する商談会等出展支援事業費補助制度、また新規起業者への空き店舗への出店を補助する商業地域空き店舗等出店支援事業費補助金などの支援を通じて、企業に活力が生まれ雇用拡大につながることで若者が地元で就職できる環境や起業を図れるよう国県等の支援策を有効に活用しながらさらなる強化を図ってまいります。

2つ目に公的な研究機関も含めたさらなる企業誘致を進めることとありますが、昨年国産材製材大手の協和木材株式会社が新庄市に進出することが決定したことから、県は豊かな森林資源を有効活用し地域の活性化を推進すべく来春新庄市の県立農業大学校に林業関係学科を新設することとしています。こうした専門学科が誕生し、若い学生が新庄市で学ぶ場が拡大するということも企業誘致の大きな成果ではないかと思えます。引き続き、さらなる誘致に努めてまいります。

雇用の場づくり、新しい産業の創造については農林業、商工業、医療、福祉、教育、都市基盤整備、環境などの分野について今後も取り組んでまいります。特に、県立病院の改築に向けて県総合支庁より医療従事者を地元で確保することへの問題提起がなされましたので、この点についても今後取り組みをするための検討を始めたいと思っております。

3つ目に、子供を産み育てるための医療環境、教育を含めた子育て環境の充実に努めることについてですが、少子化の進展により今後の妊娠出産、育児が大変重要なものになっております。現在分娩可能な産科医医療機関は県立新庄病院のみであり、平成27年4月1日より産婦人科医師が3人から4人体制に増員されておりますが、

最上地域で安心して妊娠出産できる環境整備をさらに進めていくためにも今年度も最上の地域医療を考える住民の集いを開催し、最上地域一丸となって地域医療の充実に取り組んでまいります。

子育て環境の充実についても、3月に新庄市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この計画に掲げました個別具体事業を推進し、多様化する住民ニーズに対応してまいります。

政策提言にありました内容も含め、全て市民が輝きながらいつまでも住み続けられるまちをつくっていくことが暮らし定住につながるかと考えております。市政運営の基本指針となる新庄市まちづくり総合計画の着実な実施が人口減少対策であると考えており、特に暮らし定住に向けた雇用交流の拡大、安全安心の充実、子育て人づくりの3つの重点プロジェクトを効果的に推進していく必要があります。今年度は、まちづくり総合計画10カ年の前期最終年度となり、さきに述べました地方版総合戦略の策定と一体的に後期に向けた見直しを実施しておりますので、これまでの実績を評価検証するとともに行政課題の解決へ向けた施策を着実に実行してまいります。

次に、農林水産業関連であります。議員御指摘のとおり米価下落により農業経営者がこれからの営農に不安を感じている中で、新たな農業政策の展開や有望な担い手の育成を図ることは本市の基幹産業である農業を支えていく上で不可欠であると考えます。農林水産業地域の活力創造プランは、6次産業化や輸出の促進など農業経営者が新たに挑戦できる環境を整備し、あわせて農地の集約化などによる生産コスト、流通コストの低減等を通じた所得の増加を進めるなど、地域の農山村の有する潜在力を発揮するための施策を構築しようとするものであります。

担い手の確保に関する本市の取り組みについて

ては新規就農者に対する給付金などの支援策はもとより、経営の組織化、法人化を目指す農業経営者、有望な経営者としての農業経営者の育成を目的としたセミナーなどを実施し、多様な担い手の育成、確保につなげようとしております。今後こうした支援をさらに充実させていきたいと考えております。

また、新たな農業への取り組みとして6次産業化推進事業、農業、商業、工業、観光業が連携する協議会を中心に新庄市の農産品、加工品をつくることから販売することまで、それぞれの強みを発揮しながら地域の農業振興に貢献するものとして体制を整え取り組んでまいります。

6次産業に取り組もうとする農業者への支援を充実するとともに、地域の特色を生かした新たな農産品加工品を開発し、6次産業化にある農業の活性化所得の向上を目指し今後展開します。また、このたび中核工業団地に進出しましたオールクリエーションであります。まさしく県の先を行きます6次産業化の実現を図っております。市内の鶏を生産し、また地域の飼料米を食べさせるということでそれらを製品化して関東方面に出荷する、とまさしく6次産業化のモデルケースが誕生したということですので、これらを例に随時6次産業化の進展に努めてまいりたいと思っております。

政策提言の農林水産業の地域活力創造プランの中で道の駅のことでありますが、ドライバーの休憩施設として生まれた道の駅であります。近年まちの特産物や観光資源を生かして人を呼び地域に仕事を生み出す核へとその役割が進化しており、地方創生の拠点として有効に機能しているところもあるようであります。設置に当たりましては施設の場所や種類、運営の主体や方法など多くの課題が考えられることが最上地域の町村を初め関係機関と協議の場を設け、課題の整理と検討を進めたいと考えております。

次に、新庄まつりについてであります。こ

のたび現行の運営体制を見直し、まつり関係団体の実務担当者が主体的に企画運営事業を担うことができる新庄まつり実行委員会を4月16日に設立いたしました。新庄まつり百年の大計第3期計画に盛り込まれた各種の課題などをより具体的に進めるため、実行委員会の中に専門部会を設け、まつり団体の意見を十分に取り入れながら検討を重ねております。

新庄まつり260年記念事業として、ちびっ子山車まつり、新庄まつり260年記念山車行列を行います。ちびっ子山車まつりにつきましては、260年祭のオープニングイベントとして未来を担う子供たちへの郷土愛の育成を図るとともに、市民の260年祭への市民意識の高揚を図るため、7月26日の新庄駅前ふれあい広場アビエスにおいて市内幼稚園、保育所によるミニ山車行列を行います。また、新庄まつり260年記念山車行列につきましては、260年祭が市民の心に深く刻まれる思い出に残る事業となり、かつ観光客に日本の代表的な祭りとして強くアピールするため、8月25日の本まつりに山車行列の夜間運行を行います。

現在、具体的な内容につきましては、新庄まつり実行委員会において検討なされておられ、新庄まつり260年にふさわしい事業となるよう努めてまいります。

続いて、ユネスコ無形文化遺産についてですが、平成27年3月無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において新庄まつり山車行事を含む全国の「山・鉾屋台行事」33件をユネスコ無形文化遺産候補として再提案することが決定され、平成28年11月に審議が予定されております。山形県内では新庄まつりが唯一の候補となっております。

新庄まつりは先人により受け継がれてきた郷土固有の伝統文化としての意義だけでなく、今日では地域コミュニティを支える根幹として、また多世代の交流から人間関係や社会規範を学

ぶ場として大きな意義を持ち市民の誇りとなっております。今回の提案により、新庄まつり山車行列がユネスコ無形文化遺産として登録されれば、世界遺産としての誇りにつながるとともに、さらなる地域の活性化につながるものと確信しております。

ユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みとして市民意識の高揚を図るため、市報への連載やのぼり旗を駅前通りに掲げるなどあらゆる手法により取り組んでまいります。また、今後の展開としてユネスコ無形文化遺産候補である「山・鉾屋台行事」のうち、東北の他の4市と連携したシンポジウムなどの交流や連携した祭りのPRなども視野に入れながら新庄まつり実行委員会と連携して取り組んでまいります。

今後も、新庄まつりがユネスコ無形文化遺産にふさわしい文化財として国際的な評価を得るため、より一層の市民への情報発信に努めるとともに、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

壇上よりの答弁とさせていただきます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

まず最初にお聞きいたします。市長から御答弁いただきましたけれども、これら私どもが提出した案件に対しまして内部ではどのような検討をなされたのかまず1点お聞きいたします。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 3月4日に政策提言をお受けしました後に、市長副市長からも鋭意検討するように各課に指示がされております。その指示に基づきましてただいま市長から各施策についての御答弁とさせていただきますところですが、いただいた提言に従いまして各課において年度当初からの検討とさせていただきますと

ころでございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 検討なされて今の市長答弁になったと思うんですけども、これらの具現性はさまざま政策の中であるわけでございますけれども、一つは提言の内容、雪対策、最初に市民、行政、関係団体、学識経験者で構成する協議会を設置するということに対しましては8月までに設置すると、そしてことし冬からそういうものを行うということでよろしいんですね。

もう1点、2番目の市道県道国道にこだわらずということ、市民が一番先に市の都市整備課に行くと思うんです。そうすると、なかなか市道県道というのは市民意識はなかなかわからない部分が正直あると思うんです。道路というのは道路法によってそれぞれ管理者が管理することになっているわけですので、その辺でなくてある程度自分のところで困ったときがあったら市に電話なり苦情なり言えばそこでまとめていただけるようなということなんです、私どもが言っているのは。昼夜、本当に頑張っていると思うんです。都市整備課の方々はやっていますけれども、そこをもう一步踏み出したようなことがとれないのかなということでございまして。

もう一つ、流雪溝整備は永遠のテーマと申しますか、長年時間がかかるわけでございますけれども、金沢、新松本のあれがやったということは、あの地域に住む方々は大変喜ばしいことで期待すると思うんです。けれども、私どももっと申し上げますと、厳冬期の最上川から上がってくる用水が少ないわけで、一番厳冬期のときの水利を何とか今以上にふやしていただきたいという市民感情だと思うんです。

そのために、最上川からすればお金が当然かかるわけで限られた予算の中で引っ張るとい

ことは制約、大変苦勞しているのはわかりますけれども、例えば近隣の柵沢ダムからの補水ができないか、例えば農業用水の小泉堤あたりからも補水が可能ではないかということも含めて水量の確保をもっと優先していただきたいという趣旨でございますので、この辺、私の今言っていることをもう一度御答弁いただければありがたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 それでは、最初に雪対策の協議をする場の設置の件なんですけれども、先ほど市長から答弁させていただいた内容、復唱するような形になるんですけれども、8月までに骨子案を策定しまして、その後雪が降る11月までに何回か協議を持ちたいと思っております。そこで出てきた課題なりを整理しまして11月までに策定されます今年度の除排雪計画に盛り込んでいこうという考えであります。

流雪溝の水源の件になりますけれども、私どもがやっています流雪溝整備といいますのは第2次総合雪対策基本計画というのがそのよりどころになっております。その当時、区域を拡大するに当たってどこに水源を求めるかということで当時いろいろ検討されております。今議員御指摘の例えば柵沢ダムの活用について、これも検証に入っておりますけれども、柵沢ダムの水源となっているのが泉田川だそうですけれども、そこが冬期間渇水になるものですから、十分に冬期間補水ができないということがあって、柵沢ダムの利用については断念したという経過がございます。

また、小泉の堤の件でございますけれども、こちらはその貯水量の半分ぐらいを利用するという計画をもって計算しますと10日間利用してまた10日間休むという形でしか利用が可能でないということがありまして、それら全てクリアさせるためには豊富な最上川から持ってくるの

が一番よろしいのではないかという結論に至って現状の計画にさせてもらっているところでございます。以上です。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 今、最上川の水量で厳冬期が困るといって、市民にとってはですよ。それを何とかふやす方法がないのですかということの質問に対して、柵沢ダムや小泉はちょっと無理だよというお答えですけれども、だったら厳冬期の対策を最上川からもっと上げる用意があるんですか、ないんですか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 最上川の水の供給についてはこれからも増量対策に努めてまいりたいと思っております。最終的には3.02トンという計画値になっておりまして、ただ持ってくるためには現在の農業用で使っております施設をそのまま目的地に供給することができませんので、今回のような金沢地区でありますような施設を使いまして持ってくるということになると思います。そのために今後同種の事業を実施しながら増量対策に努めてまいりたいと考えております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ぜひ、雪はやはり市民生活にとってもネックとなっている部分がありますので、定住人口の促進のためにもひとつ知恵を絞っていただいてお願いしたいと思いますけれども、せっかく雪のあれですので、今雪問題いろいろなっていますけれども、高齢化社会の中で間口除雪ということが結構ございます。それにつきましては、ことし山形新聞のかなり連載でやって、私もとっていますけれども、なかなか市民のニーズも大変なんですね。

昔は、除雪車が来ると、ああ、除雪車来てよ

かったや、雪なくなるやという思いですけれども、だんだん時代の流れとともに、全部でないですけれども、除雪車来た、うるせな、寝てらんねな、という一部の方もそういうニーズがあるとお聞きしておりますし、また我々市民も除雪の場合は黒い土が出ていないと除雪がされたような気がしないということで、非常にこの新聞から見ますと各自治体の豪雪を苦労しているわけですけれども、もちろん行政だけでなく業者さんも苦労しておるわけでございますけれども、一つの例、大変北海道の美唄市では補助先進地の状況ということで、人口対策で条例を出しまして間口除雪をある程度有料化しているそうです。そういった例もこれがいいか悪いかわかりませんが、こういったこともひとつ検討なさってすればいいんじゃないでしょうか。

もう一つ、大変ユニークな新聞が出ていましたね。やはり今見たように雪では苦労しているわけですけれども、除雪車にGPS機能をつけてこれをスマホでGPSデータをもとに除雪車の車両ごとの位置、走行軌跡や作業状況をパソコンなどに地図上に載せて自治体リアルタイムで確認できるようなシステムも捉えられてあるそうです。そうすると、自分のところに除雪が来る来ないもわかるわけですので、いろんなやり方があると思うんですけれどもそういったものも取り入れながら、その装置を取りつけますと例えば独居老人の前に行くとオペレーターがブーっとブザーか何か鳴らすそうなんです。そうすると、ここは独居老人だなということで除雪のオペレーターがある程度丁寧にやると、間口除雪をやるとか、いろいろな方法がありますので、いろいろ研究していると思います。

私も青森に行ったときは、パトロール車にGPSをつけて市民からの苦情が来たらパトロール車がいち早く一番近いところに指令を出していくという方法がとられたので、大変感心しま

した。今携帯がありますので、それがいいか悪いかわかりませんが、そういったものもあるわけですので、その辺も含めて課長、ひとつ答弁いかがですか。間口除雪も含めて。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 間口除雪の件に関しては、例えば県内でも米沢市などが除雪弱者と言われるところの方についてその分をわざとスピードを遅くしまして雪を取ってという形をしている市もございます。

本市におきましても、先ほどの雪対策会議、名前はこれからなんですけれども、そういう場において今言われるような内容についても検討してまいりたいと考えております。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) ひとつお願いしたいと思います。

次に、道の駅なんですね。道の駅はかなり一昨日山形新聞の中でも県内観光、地域活性化を、促進道の駅をもっと生かそうということで県が拠点形成事業ということで大変力を入れておりますし、また新庄商工会議所も4月22日に道の駅の誘致を図る、関係機関に働きかけるということでマスコミに載ると国も新庄あたりにやるかと興味を持っておるわけで話題性もありますし、道の駅がなぜにぎわうかということがいろいろ取り沙汰されておりますし、地元密着型が繁盛しておるということであります。

しかし、その反面いろいろな課題も多いと聞いております。一般財団法人地域活性化センターによると、道の駅設置費用は2億円未満の道の駅が全体の22%を占めるが平均で7億円、20億円以上の例もあるそうでございまして、これは国道沿いに大体するわけでございますけれども、これらについては農林水産補助事業交付金をある程度受けてこれをやるのは全体の62%だ

そうでありますし、国交省、国では余り設置は認めるけれども、金は出さないということでございますけれども、何といても新庄、この地域ではないわけですね。いろいろ方々で道の駅を創設しましょうということでやっています。私どもの提案としましては最上郡全体でやったらいかがかということで提案しているわけでございますけれども、なかなか最上郡全体というと首長さんも自分のところに近いほうとかいろいろ関係があると思いますけれども、ぜひ地域活性化につながるような道の駅構想を頑張ってもらいたいなと強く思うわけでありまして、売上高は2,100億円になるんです、全体で。道の駅登録は現在では1,040カ所ございまして、道の駅はいろいろな意味でも地域活性化につながるわけでございますので、もう一度道の駅をぜひ頑張っていくということが非常にありますので、その決意のほどをお願いしたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 道の駅の建設に関しましてはこれまで先ほど市長が答弁させてもらったように、一般的な休憩施設であるとか情報発信施設、それから地域の連携施設といったものに加えまして今後はこれまでの機能にない多機能なものをつくるべきとされております。施設の建設に当たりましては、広域的な観点を入れなさいというのは他の立地適正化計画などでも示されているところでもありますので、広域的な視点を入れて検討していかなければならないものと考えております。

一方で、既存のストックを有効活用しながら建設するというのも一方の視点で検討すべきかと思っておりますので、この辺を両にらみしながら設置する場所、規模、そういうものを付近にあります道の駅などのデータを参考にしながら今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 検討は結構でございますので、ぜひ検討しながら実現の方法を見出してもらいたいなと思います。やるかやらないかの問題だと思いますので、ぜひやるという期待があるわけですので、聞くところによりますと農業団体からも道の駅をつくってやりたいなという声もあるやに聞いておりますので、庁舎一体となって道の駅設置を、ぜひ最上新庄の起爆剤とするような道の駅設置を強くお願いするところでございます。

そろそろ時間もありませんけれども、新庄まつり、お聞きしたいと思います。これは恐らく荒川課長がお答えになると思います。手短にお願ひしたいと思います。

昨年、新庄まつりの商標登録をとるということでたしか補正予算も組んでやったんですけども、新庄まつりの商標登録はとれたんでしょうか、とれなかったんでしょうか。お願いします。

荒川正一商工観光課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 商工観光課長荒川正一君。

荒川正一商工観光課長 お答えさせていただきます。

結論から申し上げますと非該当ということでございます。特許庁の言葉ですと拒絶という言葉なんですけれども。

今は、言われたとおり昨年10月になりますが、新庄まつりという言葉の後世に伝えていつまでも守り活用していくためにということでその担保のために商標登録の申請をいたしました。審査の結果、ことし2月に規定に当てはまらないということの中で通知を受けました。これに対しまして意見があればいただきたいということがありましたが、意見は当面見合わせてという結論に至りまして通知してございましたが、この6月1日に了承の旨の通知が入りまして確

定しました。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) 残念ですね。しょうがない。だめなものはだめでしょうから。

新庄まつり、これだけ100万人構想、市長も頑張っていてやっていますし、今のところは100万人も道半ばということのようでございますけれども、新庄まつりに対する経済効果、経済の金額はどれぐらい積算しているのでしょうか。

荒川正一商工観光課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 商工観光課長荒川正一君。

荒川正一商工観光課長 お天気とかということできざまなことに左右される部分でありますけれども、曜日が一番なんですけれども、今のところの積算は26年度市内分市外分合わせまして26億円強ということでございます。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) やはり、26億円という積算でしょうけれども、55万で100万人来るとさらに波及効果があるわけでありますので、新庄まつり100万人構想をぜひ、いろいろ課題はあると思いますけれども、ぜひ100万人構想になって地域の経済発展につながるような新庄まつりに私どもも努力しますし、皆さんも一緒になって頑張ってもらいたいと思います。

これに関してユネスコの登録がありますけれども、私も含めて一般の市民の方々はユネスコって何だやということがあります。ユネスコ、ユネスコと言っていますけれども、やはりユネスコを起爆として経済波及につながるようにシンポジウムをやるということでございますし、のぼり旗も上げるということで前向きな答えですけれども、ぜひシンポジウムもやって市民に誇りと地域の子供たちに自信の持たれるような展開をお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。御答弁ありがとうございます

た。

散 会

清水清秋議長 以上で本日の日程を終了したので、散会いたします。

今回は8日午前10時より本会議を開きますので、御参集お願い申し上げます。

大変御苦勞さまでした。

午後2時41分 散会

平成27年6月定例会会議録（第3号）

平成27年6月8日 月曜日 午前10時00分開議
議長 清水清秋 副議長 石川正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	荒川正一	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者兼会計課長	高橋弘
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	監査委員	高山孝治
監査委員局長	佐藤正寿	選挙管理委員会長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長
農業委員会
事務局長

小松 孝
眞見 治之

農業委員会
会長

星川 豊

事務局出席者職氏名

局長 東海林 智
主査 沼澤 和也
総務主査 三原 恵
主査 早坂 和弥

議事日程 (第3号)

平成27年6月8日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問
1番 奥山省三 議員
2番 高橋富美子 議員
3番 叶内恵子 議員
4番 佐藤悦子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程(第3号)に同じ

平成27年6月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	奥 山 省 三	1. 奥羽金沢温泉の休業について 2. 地域起こし協力隊について 3. 市長3期目に向けての決意は	市 長
2	高 橋 富美子	1. 生活困難者対策について 2. 生活道路排雪事業費補助金について 3. 健康マイレージ制度の導入について	市 長
3	叶 内 恵 子	1. 空き店舗対策について 2. アーケード撤去後の中心商業地の整備について	市 長
4	佐 藤 悦 子	1. 平和都市宣言の平和憲法に基づいた社会科教科書の採択について 2. 市独自の米価暴落対策について 3. 高齢者の生活を守るために	市 長 教育委員長

開 議

清水清秋議長 皆さんおはようございます。
ただいまの出席議員は18名でございます。
欠席通告者はありません。
これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。
本日の質問者は4名であります。
これより2日目の一般質問を行います。

奥山省三議員の質問

清水清秋議長 それでは、最初に奥山省三君。
（10番奥山省三議員登壇）
10番（奥山省三議員） おはようございます。
穆清会の奥山です。通告に従いまして一般質問させていただきますので、よろしく願い申し上げます。
最近ですが、現在山屋にあります奥羽金沢温泉ですけれども、4月中旬ころから休業しているようですけれども、これについては市でも出資をしています。300万円、10.3%ですか。副市長が監査として送り込んでいますけれども、今後の営業再開のめどはどうかお聞きしたいと思います。
市民の健康増進の場としてなくてはならないものとなっていることは明白だと思います。平

成19年3月のときに、夜7時まで入湯税問題で議論したことが記憶に残っている方もいると思いますけれども、今の状況についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

全国で、山形県は唯一35の市町村、自治体全てに温泉施設があります。休んでいるのは当市だけです。市民の方からもいろいろな声が聞こえてきますが、再稼働することは無理なんでしょうか。お聞きしたいと思います。温泉側との話し合いもどうなっているのかあわせてお聞きします。

次に、地域おこし協力隊ですけれども、平成27年度の主要事業の中にも組み込まれていますけれども、地域おこし協力隊についてどのように、具体的に事業を進めていこうとしているのかお聞きします。最終的には定住促進のための事業だとは思いますが、3年間という短期間で成果を上げることはできるのでしょうか。特産品の開発や情報発信、イベント開催などいろいろ活動メニューがあるようですが、地域活性化のための活動とはどのようなものやっていくのかお聞きしたいと思います。

次に、最後ですが、9月の市長選についてですが、ことし9月市長選について改めてお聞きします。3月の議会でも他の議員の質問に、8年で培った人脈に行動力を駆使してこれまで以上に力強い元気な新庄市の実現に挑戦していくと述べていますが、具体的にはどのようなことを述べているのか一般市民にはわからないと思います。第4次総合振興計画の推進とか、まつり誘客100万人とか、ふるさと創生とかありましたけれども、一般市民にはわかりにくいのではないかと思います。どうでしょうか。

前回は対立候補者もいなくて、盛り上がりには欠けたように思います。今回は、既に対立候補者が立候補の表明をしているとの話がありますが、確認の意味で決意のほどをお聞きします。

また、マニフェストについてはどうされるの

かもあわせてお聞きします。

以上、質問終わります。答弁のほどよろしく
お願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、奥山市議の御質問にお
答えさせていただきたいと思います。

初めに、奥羽金沢温泉の休業についてであり
ますが、温泉の活用による健康づくり推進のため、
市民の健康保持増進、憩いの場として利用
されている奥羽金沢温泉に対し、運営費の補助
を行ってきております。奥羽金沢温泉の休業に
ついては、設備の故障に伴い4月中旬より休業
されており、また事業者において設備の修繕を
行い温泉の営業再開していくことについて検討
されていると伺っております。

これまでも、市民の健康増進の立場から温泉
事業の一部支援をしてまいりました。今後とも、
これまで同様に市民の健康増進の一助となるよ
うな協議を継続してまいりたいと考えておりま
す。

次に、地域おこし協力隊についてであります
が、都市住民が人口減少や高齢化などの進行が
著しい地方において農林漁業などの応援などの
地域協力活動に従事してもらい、その定住定着
を図りながら地域の活性化に資することを目的
とした制度であります。

本市における地域おこし協力隊については、
他の導入事例を参考にしながら本市全体の農業
を初めとする産業の活性化や地域づくりの推進
をより一層図っていくため、昨年度から都市田
舎交流促進事業と6次産業化推進事業という2
つの事業について導入しております。

都市田舎交流促進事業は昨年7月に1名、本
年4月に1名の計2名。6次産業化推進事業で
は昨年10月に1名をそれぞれ隊員に委嘱し、現
在3名の隊員が活動を行っているところであり

ます。主な活動としては、6次産業化推進事業
では6次産業化推進協議会で新商品の研究開発
にかかわり、また販路の開拓や実践セミナーの
企画などを行っております。都市田舎促進交流
事業においては地域の食材や資源などを発掘し
磨き上げることで新庄の魅力を発信しようと、
最上地域の旬の食材を使った料理の紹介や農業
やわら細工の手仕事を生かした体験などを企画。
また、今年度は市内空き店舗を使った新庄最上
の観光や交流の拠点をつくろうと準備を進めて
おります。これらの活動について、市民の皆様
にも周知を図りたいと4月より市報で隊員の活
動紹介などを行う連載を始めております。

この地域おこし協力隊の活動については、報
酬や活動費等に対し隊員1名につき400万円ま
で特別交付税の交付対象となるので、その枠内
で実施することを基本にしております。この活
動期間は最長3年間とされており、その先の定
住を見据えた隊員各自の活動も重要となってき
ております。また、昨年度からは400万円のほ
かに3年目の隊員または任期終了1年以内の元
隊員に対し、起業に要する経費として100万円
を上限に特別交付税措置の対象となり、地域で
の起業を考える隊員の定住に向けた支援策とな
っております。

現在委嘱している隊員については、3名とも
委嘱後1年以内で、現段階ではまだ定住定着に
向けた具体的な取り組みを実施してはおりませ
んが、今後本人の意向を尊重しながら将来の定
住定着に向けて連携や支援を検討してまいりま
す。

改めて、この制度は都市から協力隊を導入す
ることによって、隊員のみならず周囲の関係者
に新たな視点を提供することで変化が生まれる
ことを期待しているほか、本市の自然環境や農
業などを生かした都市地域の住民との交流や産
業創出のきっかけとなることを期待しています。
また、異なる2つの事業にそれぞれ隊員を配置

しておりますが、隊員同士が協力連携しそれぞれの事業で相乗効果を得ることも期待されております。

今後は、現在進めている2事業における活動の充実により所期の成果を目指し、これら事業を中心に拡大を図りながらさらなる地域活性化のための事業展開を考えています。また、産業以外の分野においてUターンなどの支援など定住促進につながる地域おこし協力隊の活用についても検討してまいります。

次に、3期目に向けての決意はどのことですが、3月定例会のとき佐藤卓也議員の御質問にお答えさせていただきましたが、これまでの市政を振り返って見ますと、就任当初の最重要課題は何といても財政再建ということにありました。以来、市民の皆さんの御協力により危機的状況を脱し、これまで山積されていた課題を一つ一つ解決していく糸口が見え始め、2期目ではその取り組みを加速させていくことができたと思っております。

最大の懸念であります雪対策については、地域への簡易除雪機の貸し出し、生活道路の除雪、流雪溝の整備、道路の機械除排雪の強化など冬期間の経済活動や市民生活が停滞することのないよう取り組んでまいりました。その取り組みは企業や市民の皆さんより高評価をいただいていると思っております。時には、都市整備課に1月に自転車が乗れないと、これは余りにも除雪とはかけ離れた考え方ではありますが、それほど徹底した除排雪を目指してきたところがあります。

また、経済を活性化させる工業団地の誘致につきましても、高規格道路の整備促進により東北の十字路である新庄の高速道路の整備が着々と推進し平成24年度から企業6社が新庄中核工業団地に立地していただきました。新庄北道路の開通、泉田道路の起工式が昨年行われ、また今回新庄古口道路も盛んに工事が行われており

ます。

そんな中で昭和から金山の事業も新規採択となりました。これは、地域一丸となって要望活動や促進大会を進めてきた結果だと思っております。

またさらには、人口減少少子化問題がクローズアップされ、国は東京一極集中を是正し地方創生に全力で取り組むとしており、まさしくことしがふるさと創生元年ということになりました。これまで取り組んできました新庄まつり誘客100万人構想については、首都圏や近県へのテレビコマーシャルなどによるPRの強化、また国重要無形民俗文化財の指定の取り組み、日本の伝統の祭りポスターコンクールの開催と広く新庄まつりを知ってもらうことにより交流人口の拡大に努めてまいりました。年々観光客は増加しており、県内はもとより近県への宿泊者もふえていると聞いております。

ことしは260周年、このお祭りに台湾からのお客様も来られると聞いております。ユネスコ無形文化遺産登録も期待され、新庄まつりは市民の誇りであり、まさに地方創生への足がかりとして取り組みを強化してまいりたいと考えております。

また、2月13日の全員協議会では定住自立圏構想に基づく中心市宣言をさせていただきました。今議会で、郡内各町村との定住自立圏形成協定の締結について議案を提出しているところであります。

この最上地域が一体となって共存共栄の関係を築き、課題を共有していくことが大切であると考えております。また、近年では秋田県湯沢市や宮城県大崎市との相互交流も活発に行っております。その成果として雑誌「i k i k i」の発行につながり、それぞれの住民がそれぞれの地域を訪れまちを堪能している状況にあります。こうした地域の連携により交流拡大による人と人とのつながりはこの地域の財産となり、

地域の活性化につながると思っております

また、子育て支援としては子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、昨年度よりゼロ歳から中学3年までの医療費を無料とすることができました。ことしは水道料金の引き下げを考えております。

また、もみの木教育プラン21に基づき、小中学校が連携して小中一貫教育を推進してまいりましたが、ことし4月施設一体型小中一貫教育校萩野学園が開設し多くの注目を集めているところであります。9年間を通した義務教育の効果的なカリキュラムに期待しております。

高齢化が進む中で安心して暮らしていくためには医療の充実が大きな課題であります。このたび県立新庄病院の改築と機能強化に向けた検討委員会が6月より立ち上がることになりました。大きな前進と捉えております。

また、ふるさと納税を基本とする東京におけるふるさと応援隊の応援も呼びかけてきました。その中で、現在約1,300名の会員が今登録を済ませふるさと納税への協力をお願いしているところでもあります。

今回、ふるさと創生元年と位置づけられることはその大きな要因として少子高齢、人口減少社会の進行で地方消滅という衝撃的な報告もあり、地方の創意工夫と自立が求められる大切な年と認識しております。これまで以上に、前回申し上げましたが、元気なまち新庄、2期8年で培った人脈、情報に行動力を駆使し、挑戦し、引き続き実現していく決意を申し上げたところでございます。元気なまちは魅力です。多くの人を寄せつける大事なキーワードだと思っております。「人行きかうまち」、「人ふれあうまち」、「人学びあえるまち」を基本理念として、今後も政治のかじ取りを行う覚悟であります。

さらに、ことしは第4次振興計画、これまでの4年間の実績を評価検証し、後期5カ年の計画を定める年となっております。この第4次振

興計画を着実に推進していくことが行政のトップとしての大きな役割だと思っております。

「雇用・交流の拡大」、「安全・安心の充実」、「子育て・人づくり」の3つの重点プロジェクトの実現のために全力挙げて進めていきたいと考えております。

3期目を目指すに当たり私のすべきことは、今申し上げたことを着実にやり、元気なまち新庄をつくっていくことだと考えております。その第一歩として第4次振興計画を評価検証し、課題の解決に誠心誠意取り組んでまいります。

マニフェストについてであります。第4次振興計画が私の市政についての考え方、現在やっていることが反映されているものと考えております。このベースにあります元気なまちづくり、自信と誇りが持てるまち新庄の実現に向けて全力投球してまいります。

新庄市の魅力をさらに磨き上げ、本当に力強く元気なまちをつくり出していくことを表明し壇上からの答弁とさせていただきます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 答弁どうもありがとうございました。

再質問させていただきます。

最初は、市長の3期目、9月の市長選に向けた思いがありましたので、ある程度はわかりましたけれども、私から、一般市民から言わせますと第4次振興計画、その内容とか元気なまち新庄と言いますが、元気なまち新庄であるならば何で毎年人口が400人も減っていくのやと言う方もおりますけれども、必ず人口がふえることばかりが元気なまちでもないかもしれませんが、全国的なものもありますけれども、その点について、例えば第4次振興計画、1章から6章までありますけれども、これでは市長が何をやらんとしているのかよく見えないというか、その辺のところをもう少し詳しくと

いうかわかりやすくお願いしたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 3つのプロジェクト、雇用・交流の拡大であります。雇用は単純に言って働く場所をつくっていくことで、それはどこが一番すべきなのか。工業団地に企業を誘致してくるということが大きな一つの目的であり、振興計画として進んでいるところであります。一時期、リーマンショックでかなり採用が手控えられ、またリストラになった企業も多くありますが、ここに来てリストラもなく雇用がふえているということは、企業立地推進室を設けて盛んにそれを推進してきた結果だと思っております。

また、拡大。人口減少社会を補うためには経済交流も含め、人口交流を拡大しなければいけないということでテーマを新庄まつり100万人構想に掲げているわけです。

その前段として、さらに磨きをかけるために国の重要登録文化財を仕掛けました。さらには、その結果としてユネスコまでの道筋が今見えてきているということは大きな成果だと思っております。

安全・安心なプロジェクト、市民生活の経済的な要素あるいはふだんの生活に一番の新庄の大きな課題は雪対策だと思っております。まずは、除排雪を徹底するというので、今市民が市内を訪れる多くの皆さんが新庄市に来ると雪は安全だと、しかし年々市民の皆さんの要望要求も強くなってきます。これまではこういう除排雪ではなかった、がたがた道だった。今新庄はがたがた道がない。先ほど余談で申し上げましたが、1月に自転車が通れないという考えられない笑い話まで出てきています。これは雪に苦しめられた新庄市にとって除排雪を大きくやっていきたい。もう一方でこういう業界の人たちに残ってもらわないと、将来新庄にとっては大変なことが起きるということで公共事業との

平準化を進めていくと、とても大事なことだと思っております。

また、安全ということではいきますと、今回は同報系無線を取り入れて市内から外れているところ10カ所に、無線で危険を知らせる状況のものを取りつきたいと考えております。

また、子育て・人づくりにおきましては、当然のことながら子供の無料化、ようやく他の市町村並みにゼロ歳から中学生まで無料化できたと思っております。これも財政再建に協力いただいた市民の皆様、議会の皆様のおかげだと思っております。

また、人づくりの大きなポイントとしては図書教育の充実を挙げております。今、小中学校に全ての学校に地域コーディネーターを派遣し、学校の図書教育を充実しております。図書教育というのはその人の人格を形成する大事な、やはり図書教育を幼いころからやりたいということでもあります。市民の皆様から寄附を受けるとき、大型絵本をお願いしたいということも申し上げているところであります。

安心安全なまちづくりは一方的では進みません。市民の理解もいただかねばなりません。そしてこの議会の中でどんな手法、どんな方法で行っていくか大いに議論しながら、市民の安心安全人づくりを進めていかなければならないと考えております。これらの実績をもとにさらに磨きをかけて伸ばしていきたいということでもあります。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 安心安全なまちづくり、これもわかります。今まで8年間努力してある程度成果も目に見えていますけれども、ただ以前の市長のマニフェストだと、暮らしをよくするという文章だったんです。前のマニフェスト。それが今の市民の中に行きますと、暮らしはよくなっていない。だんだん悪くなっている、格

差が生じていると感じると。その辺のところをもう少し考えてほしいと私は思いますけれども、その点についてはどうですか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 この問題につきましては、国また県、市町村によってそれぞれの課題が違うのかなと思っております。所得といいますと、新庄最上の所得が、東京が100としますと山形が80、さらに新庄最上は60という所得、この所得の向上ということがとても大切だと思います。しかし、大きな時代の流れの中で昨年のように米価の下落ということを迎えますと、市内に回るお金が本当に数億円単位で回らなくなるということが起きてまいります。それにはそうしたことになるような創意工夫が必要だと。そのために6次産業化など拍車をかけていかなければならないということが一方ではあると思っています。

先日の工業団地との話し合いの中で、社長さん方おられる中で、魅力ある工業団地をつくりたいということに対してどう思いますか。給料を上げてください。賃金が上がれば多くの人が集まってきます。

痛いことを言うねと言われました。しかし、そうしたことを着実に進めることが格差をなくしていくんだと思っています。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） まず、わかりました。3選に向けて9月頑張っていたきたいと思います。

続きまして、奥羽金沢温泉に質問してみたいと思います。市民の方から温泉の再開についてはいろいろな声が聞こえてきますが、御存じだと思いますけれども、温泉の再開についての話し合いは持たれたのか、その点をお聞きしたいと思います。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

清水清秋議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 奥羽金沢温泉、4月中旬から機械の故障でということで休業中でございます。その直後から事業者からは報告を受けたりしながら、どのようなことで進めて故障の原因究明とか、あるいはいろいろな形で今後どうしていくのかというお話をしたりあるいは報告を受けたりしております。市民の方々から、健康増進のためにということで心のリフレッシュも含めまして多くの方が利用している奥羽金沢温泉でありますけれども、奥山市議のおっしゃるとおり、事業主からは市民の皆様から再開に向けてどうなっているのかという声が多数上がっているという報告も受けております。また、奥山市議にもそういったことでの市民の方々からの声も上がっているとも聞いております。

今後のことにつきまして、4月下旬から数回にわたりまして事業主からいろいろ報告を受けております。最近ですけれども、原因がわかったと。源泉が枯渇しているような状況でもないので、再開に向けて検討というんでしょうか、どのような形で再開していくかということを考えているというところで話は伺っております。

間もなく具体的な方法をお話しいただけるのではないのかなということで、今までも行っておりましたけれども、事業主との協議というか話し合いは続けてまいりたいなと思っています。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 舟形の若あゆ温泉とか真室川の梅里苑などありますけれども、近隣の応援施設まで出かけていって入っている人もいと聞きます。利用料が他町村収入になるということになりますので、できれば早く再開して市民の健康増進の点からも再開をさせることを望みたいと思います。

温泉施設、昭和61年10月にオープンしております。29年経過したわけですが、老朽化もかなり進んでいると思われま。これからの施設の管理維持についてはどのような見通しを立てているのかは、健康課長に聞いても話ができないと思いますので、市としてはこれから将来的にどういうふう支援していくのか。入湯税も今は全然入らない状況ですので、どのように支援をしていくのか考えがあったら教えてくださいたいと思います。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

清水清秋議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 現在奥羽金沢温泉休業中でございますので、奥山市議おっしゃるとおり、他町村に出向いて温泉に入られている方が多数いるとも聞いております。そういった中で事業者で再開を検討しているんだということで、健康課としましても市としましても一日も早い再開を望むところであります。

また、施設そのものが老朽化していて、その都度事業主ではいろいろな形の対応をとっておられるかと思ひます。市としても、先ほど市長答弁でありましたように、補助金とか応援をしたりしております。そういった形で温泉事業、市民の健康増進のための施設ということで引き続き応援を継続してまいりたいと思ひます。そしてまた、いろいろな協議、話し合いをしながら温泉がこれからも長く営業できればということで当然入湯税なども入ってこなくなるわけですので、早期再開と長く続けられるような話し合いなども継続してまいりたいと思ひしております。

10番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番(奥山省三議員) 現在、第三セクター方式で出資率10.3%の会社ですが、今後この営業を続けていくことは困難になるような気がします。将来見通しての計画を温泉側と話し

合って例えば15年、20年ぐらいでリニューアルするところもあります。今は予算がなくてできない状況ですが、そういうことも踏まえてこれから温泉側と話し合っ進めていくことをお願いしたいと思います。

次に、地域おこし協力隊ですが、現在当市では3名の地域おこし協力隊がいて伺いましたけれども、協力隊員の業務内容ですが、農業が中心で就農支援などを行っていているようですが、それで今協力隊員は現在の活動に不満というか、別の仕事とか、やっている仕事自分に合っている仕事だと思っ業務をやっているのか。その点のところをお聞きしたいと思います。

荒川正一商工観光課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 商工観光課長荒川正一君。

荒川正一商工観光課長 3名のうち、2名を私も担当しております。商工観光部門でございますが、1名はこの4月からということで、先に入りました男性1名は7月からということで活動していただいておりますが、地域活性化のために都市的な発想あるいは考え方、これを地域の素材とコラボさせて刺激を受け、それが活性化に資するようになればという目的でございます。

もって定着定住をと、協力隊員自身がそちらの方向の中で意思があつての応募ということになりますので、定着定住に向けた活動ということも含めながら折り合いをつけて現在の業務、例えばグリーンツーリズムの推進、あるいは農村体験メニューの開拓というところを推し進めておりますが、なかなか例えばハード環境の整備といったことが違いますので、成果はまだ見えてこないという部分でございます。少し浸透する中で時間をかけながらということがありますが、1年間で見えるものもあろうかと思ひますが、3年間あるいはそれ以上の時間がかかるものもあろうかと思ひます。

今年度は、それぞれの協力隊の意見の方向づけを考慮しながら、当然意向を反映させながら地域の情報発信ということに重点を置きながら拠点整備等を進めてまいりたい。その一環として、市報にも毎月連載のページをとりながら市民の方々との理解をいただきながら意思疎通を図ってまいりたいということも含めておりますし、今後はもう少し地域に出ていけるような具体の活動を考えてまいりたい。いずれにしても、定着定住の意思を確認することができるように意向を反映させながら進めてまいりたいと思っております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） この地域おこし協力隊ですけれども、新潟県十日町市は前からやっていて、これは大分成功している例だと思います。ただ、新庄市は去年から始めたばかりですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、もともと地元の、これは3名ですけれども、都会から来たのか、その点お聞きします。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 地域おこし協力隊の総括的な部分については総合政策課で扱っておりますので、私から答弁させていただきますけれども、3名のうち1名につきましては実質的に新庄市出身ということで、都会で働いてこちらにUターンしてきた方ということになります。お一人の方につきましては、親戚で新庄市出身ということで以前から新庄に来られてきた方ということですので、もう一人の方については全く県外の方という形になります。

地域おこし協力隊につきましては、今回の質問の中で効果ということをおっしゃっておりますけれども、外部からの視点、よく言われるものですが、あえて使えばよそ者からの視点ということで各種新庄市の都市交流の事業で

ありますとか、6次産業化の事業についてやっているということでもありますので、そういったところでの視点を生かしながらやっていただければなと思っております。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） わかりました。

1名がUターンの方で1名は当地に親戚がある。あとは県外の方ということでしたので、3人ともそれぞれ基本的には違うと思っておりますけれども、協力隊員も当市に何を期待してきたのか、その点を隊員とよく話をしていると思っておりますけれども、新庄市では先ほど言った活動メニューでその3人を地域活性化のために協力してほしいということだと思いますけれども、3年という期間では簡単ではないと思っておりますけれども、もし3年が過ぎた場合には総務省からお金というか交付金が支給されるのか。ずっと3年ごとに更新できるのか。その点もお聞きしたいと思います。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 現在の地域おこし協力隊として活動している方につきましては3年間という形になります。3年間過ぎますと、その方についての総務省からの交付金というのは出ないわけなんですけれども、新たに別の方を採用した場合には現在のところ同じような形で3年間地域おこし協力隊として採用されるという形です。

3人とも、志望動機につきましては新庄に残って起業したりあるいは職についてここに定住したいという意思を持っている方ですので、その点では期待しているところでございます。

10番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番（奥山省三議員） 今の話ですと3年すると交付金は来ないということで新しい人につい

ては来るということですが、ただ3年やって自分に合った仕事が見つかるか、いいとは思いますが、必ずしも農業で身を立てていくというのも簡単ではないと思います。ただ、3年はいいいですけども3年過ぎたらどのようにさせていくのか、指導していくのか、市でどう支援していくのか。その点についてはどういう考えを持っているのかお聞きしたいと思います。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 先ほどの市長答弁の中でも、いわゆる3年間過ぎた方について100万円を限度とする起業資金というところが国税の中で算定される場所ですので、3年間の中で自分の適性とかを判断していただきましてそういった道に進んでいく上で助成したいと考えております。

一応、3年間という期間でありますので、4年目につきましては例えば別の方という形になるかと思っております。

10番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番(奥山省三議員) 私、最初に質問というか、3年で効果は出ないと私も思いますし、3年で、もともと新庄に実家がある人なら話はわかりますけれども、県外の人がいきなり来てあとは3年後に関係ないと言ったらおかしいですけども、自分でやれと言われてもそれは大変だと思います。その点市ではもう少し支援するというか100万円の金額もありましたけれども、それ以外について考えがよく見えませんが、3年後にはどうするのかもう少しはっきりした意見をお聞きしたいと思います。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

清水清秋議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 地域おこし協力隊についてですが、現在国では国を挙げて地方創生とい

うのを取り組んでおります。その中で一つの視点の中に都会から田舎へと、要するに人口集中をできるだけもっと地方にという施策もあります。そういう中で地域おこし協力隊というのは非常に有効な手段だということで、総務省でもいろいろな財政支援、特別交付税での措置等を行っているわけです。

基本的には、現在の地域おこし協力隊の制度は3年間の中で十分力を発揮してくださいということになっております。先ほど総合政策課長も答弁しております。4年目については、新たに仕事を起こす場合については支度金的な意味合いで100万円の特別交付税で財源措置も行いますという制度でございます。

したがって、当市におきましてはできるだけ定住していただきたいというのは当然なわけですが、地域おこし協力隊の制度の中で今後も運用を続けていきたいと考えているところでございます。

10番(奥山省三議員) 議長、奥山省三。

清水清秋議長 奥山省三君。

10番(奥山省三議員) 受け入れ側の体制には問題点があるとも聞いておりますけれども、受け入れ地域が何をしたらいいのか、その点をよく協力隊に説明をしてこれから地域おこし協力隊について上手に進めていってほしいと思いますので、以上で私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

高橋富美子議員の質問

清水清秋議長 次に、高橋富美子君。

(12番高橋富美子議員登壇)

12番(高橋富美子議員) おはようございます。

2番目に質問させていただきます市民公明クラブの高橋富美子です。

このたび、国の地方創生策に基づく地域消費喚起生活支援型交付金を活用し、本市においては子育て世帯向けに県産米の引きかえ券1人につき10キロ分が対象者に無償配布され大変喜ばれております。小学校、中学校、高校生の3人の子供さんを持つお母さんは育ち盛りで30キロのお米は本当に助かります。すぐに交換してきましたなど、喜びの声を多く耳にしていたのですが、お米をつくられている農家のお嫁さんからは他市のように商品券でもよかったかななどという声もありましたが、今回は米の消費拡大ということ話をしてまいったところです。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに生活困難者対策についてお伺いいたします。

公明党が誠実に全力で取り組んできた生活困窮者自立支援法が4月から施行されました。経済的に困窮する人を生活保護に至る前の段階から支え、新たな人生への挑戦を後押しする画期的な法律です。本市においても支援事業が開始となりました。仕事や健康などで深刻な問題を抱え、さまざまな事情から生活に困窮している人がおります。有効な支援を受けなければいざ生活保護制度を利用せざるを得なくなるおそれがあり、早目の対策が欠かせません。

一方、困窮者が孤立し、自ら助けを求められないケースも珍しくありません。窓口にたどり着けない人を早期に見つけるための対策も欠かせないと思います。それらの点を踏まえ、生活困難者対策の取り組みについてお伺いいたしま

す。

1点目は、自治体に義務づけられた制度と、新庄市が任意で実施する制度についての取り組みについてお伺いいたします。

2点目は、支援対象者の把握をどのようにされているのかをお伺いいたします。

3点目は、生活自立センターもがみの相談支援員の人員構成や資格要件、また4月からの取り組み実績などについてお伺いいたします。

続きまして、生活道路排雪事業費補助金についてお伺いいたします。

豪雪年度において、生活道路の除雪に係る雪捨て場の機能を維持するため、生活道路の除雪の届け出を行っている団体等が管理している排雪に要する費用に対して補助金が交付されています。このたびも継続が確定となっております。しかし、豪雪により排雪に係る経費がかさみ住民の負担金が増えています。このままでは人口流出にもつながりかねません。このようなことから、補助金の増額及び雪捨て場の固定資産税の減免、軽減についてのお考えをお伺いいたします。

最後の質問は昨年9月定例会でも一般質問をいたしました。健康診断の受診やスポーツ活動の参加などでポイントをためると特典が利用できる健康マイレージ制度の導入について再度お尋ねいたします。

市民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費、介護費の抑制のほか、地域コミュニティや地域経済の活性化などまちづくりや人づくりにつないでいくことが期待できる有効な施策であると考えます。昨年の市長答弁では、取り組みをしている自治体の成果などを情報収集し、さらに庁内関係各課の連携を図り考えてまいりたいとのことでしたが、その後の取り組み状況についてお伺いいたします。

また、山形県においては今年度新たに健康長寿日本一実現プロジェクトを推進するに当たり、

健康づくりに向けた具体的な取り組みとして健康マイレージ制度を市町村と連携して進めると新聞報道をされておりました。次のような記事が載っております。

県は、2015年度市町村と連携して健康長寿日本一の実現を目指すプロジェクトに取り組む。新たな試みとしてスポーツ教室への参加や健康診断の受診など各自の取り組みに応じてポイントが加算され協力店のサービスが受けられる山形健康マイレージ制度を創設し、県民の主体的な健康づくりを促す。航空会社が利用者に対し搭乗距離に応じてさまざまなサービスを提供するマイレージ制度を参考にした取り組み。県健康長寿推進課によると、県内では上山、天童の両市と最上町が同様の事業を既に行っており、これを県主導で全市町村に広げたい考えである。

参加者は、健康診断の受診や健康講座、スポーツ教室、地域活動の参加など各市町村が設定したメニューを達成することでポイントを得ることができる。一定のポイントがたまったら段階で市町村から専用のカードが交付され協力店でこのカードを提示することでサービスや特典を得ることができる。8月ごろから専用カードの交付を始める計画だが、予定どおり始められるのは一部市町にとどまる見通しとなっており、県は調整を急いでいるという記事でありました。

この健康マイレージ制度導入に対する市の今後の取り組みについてをお伺いいたします。以上よろしくお願ひいたします

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、高橋市議の御質問にお答えさせていただきます。

今年4月から生活困窮者自立法が施行され、最後のセーフティーネットである生活保護制度の自立助長機能に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援するいわゆる第二の

セーフティーネットの充実強化が図られております。

当市では、社会福祉法人友愛の里に事業の一部を委託し、4月1日に生活自立センターもがみを開所、関係機関と連携を図りながら早期自立の支援を実施しております。

御質問の1点目、新庄市に義務づけされた事業でございますが、自立相談支援事業と住居確保給付金支給事業が必須事業となっております。自立相談支援事業は、生活に困っている方が生活保護に陥ることなく早い段階で自立した生活に戻れるように専門性を有する支援員が相談に応じ、その人の抱えるさまざまな問題に対応し支援へとつなげてまいります。住居確保給付金は、離職などにより住宅を失ったまたはそのおそれが高い生活困窮者であって所得などが一定水準以下の方に対して、期間を限って住居確保給付金を支給するというもので、この事業だけ市直営で実施します。

また、新庄市が任意で実施する事業は就労準備支援事業でございます。これは生活困窮者に対し就労に必要な知識能力の向上のために必要な訓練を行う事業であります。生活自立支援センター最上では、必須事業である自立相談支援事業と任意事業である就労準備支援事業の2つの事業を一体的に実施しております。

2点目の支援対象者の把握につきましては、第一に広報活動にて市報、チラシなどでの周知が重要と考えております。さらに、実施主体が訪問支援などによって生活困窮者にアプローチしていくことも必要と考えております。これについては自治体の税務、国保、年金、水道、福祉などの部門、電気、ガス、新聞などの民間事業者との連携のもとに情報を得ることが必要となります。民生委員、児童委員の協力を得て、生活困窮者のSOSを見逃さないようにし、支援対象者の把握に努めます。

次に、3点目の生活自立センターもがみの人

員構成や資格要件でございますが、主任支援相談員1名、相談支援員2名、就労支援員1名の計4名体制で行っています。このうち、相談支援員、就労支援員は資格要件がございませんが、主任支援相談員につきましては社会福祉等の資格を有する者か、相談支援事業に従事した実務経験を有している者、もしくは同等の知見、業務経験を有し相談業務全般のマネジメントができ、関連機関との連携調整などのコーディネート並びに他の支援員の指導育成を行うことができる者と要件がございます。

4月からの取り組み実績につきまして、自立相談支援事業の相談件数は4月38件、5月64件と多くの相談が寄せられ、生活や仕事などでお困りの方が非常に多いと痛感しております。この中で、就労まで導いたのが2件でございます。今後、この制度が当市において真に効果を発揮し、生活困窮者の自立への支えとなるよう関係機関を交えた支援調整会議等を通じ、市と生活自立センター最上との連携を密にして着実に実施してまいりたいと考えております。

次に、生活道路の排雪経費の負担軽減についてでございますが、新庄市では約350の団体から生活道路の除雪申請を受け実施しております。そのうち、御指摘の雪捨て場の排雪に係る経費の負担軽減については平成24年度に8団体、翌25年度に12団体、26年度には9団体から申請を受け、過去3年間で総額81万6,000円の補助金を交付しております。

なお、これまでに申請を受けた団体の路線当たりの平均家屋戸数8戸で除した平均負担額は1戸当たり平均約2万円となっており、補助金分を差し引いた金額を約1万6,000円と想定しております。今後、沿線戸数の減少や降雪量の増大によりさらに負担増となった場合は、制度の見直しを含めて検討してまいりたいと考えております。

また、雪捨て場の固定資産税の減免、軽減に

つきましては各町村の排雪後の現状把握と課題等の整理を行い、他市の状況も参考にし検討してまいりたいと考えております。

次に、健康マイレージ制度の導入についてお答えさせていただきます。

前回も御質問いただきました健康マイレージでございますが、健康づくりの動機づけや健康行動の定着のため導入が進んでおり、今年度より山形県でも健康長寿日本一実現プロジェクト事業の一つとして山形健康マイレージ制度が実施されます。参加する市町村において、主催する健康教室やイベントに参加した方がポイントを集め応援カードの交付を受け協力店でサービスを受ける方式と聞いております。

御指摘のとおり、市民の健診受診率向上や運動や食生活など健康づくりの実践により市民の健康寿命の延伸、ひいては医療費や介護費の抑制につなげたいと保健事業を推進しており、今年度市ではラジオ体操と輪投げでプラステンの運動普及事業を開催します。ラジオ体操は多くの方が知っており、どの年代でも実践できる体操であることから取り入れました。また、地域での健康づくりの推進として昨年からは末広町地区で毎月健康教室を開催しており、他の地域での新庄学出前講座の健康教室の実施へと広がりを見せております。

市民が健康づくりに関心を持ち家族や友人、地域で健康づくりが継続できるように健康情報の提供や楽しい実践方法を提案するなど多方面から継続して支援することが重要と思っております。

今後も、ラジオ体操と輪投げでプラステンを初めとする各種保健事業の継続をするためにも支援ツールの一つである健康マイレージの導入についても意識の向上を図ることも有効と考えますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

12番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

12番(高橋富美子議員) ありがとうございます。
それでは再質問させていただきます。

先ほど、1番目の生活困窮者の件であります
が、周知徹底ということで広報、さまざまな市
報とかに掲載という話がありましたけれども、
ポスターなどの掲載とかは考えておられないで
しょうか。お願いします。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐
藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤
信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 周知を
図る上での一つの方法としまして、ポスターの件
でございますけれども、これは事前に印刷して
ございまして、ただちょっと内容的に少し早ま
った内容がございましてそのところを少し手
直しをかけてそれから現在配布している最中で
ございます。以上でございます。

12番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

12番(高橋富美子議員) そうなりますといろ
んなところに掲示をされると思うのですが、ど
のようなところに掲示されるか。また、窓口
に来られない方がやはりいろいろ悩みを抱えて
いらっしゃるということでどの辺に配置をされ
るかを再度お聞きしたいと思います。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐
藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤
信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 掲示する
場所でございますけれども、市の公共施設関係、
それから福祉関係の施設、民間のものも含めて
ですけれども、場合によっては各町内の掲示板
といったところも考えてみたいと思います。以
上です。

12番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

12番(高橋富美子議員) それでは、次なん
ですが、任意と自治体の義務づけとありまして、
新庄市におきましては就労に必要な就職支援と
いうか訓練という話がありました。大変すばら
しいことだと思います。そのほかに何点か考
えていらっしゃる支援などがあれば、任意の支
援ですけれども、先ほど1点伺ったんですけれ
ども、このほかにもこれからこんな支援を
していきたいという意向があれば教えてもら
いたいと思います。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐
藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤
信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 必須事業
ということで自立相談支援事業と住居確保給付
金、これほどどこでもやるわけですけれども、
任意事業としては現在新庄市で実施している
のは就労準備支援事業だけということになって
おります。そのほかに、国から示されている
事業が幾つかございます。

名称だけ御紹介いたしますと就労訓練事業、
一時生活支援事業、家計相談支援事業、学
習支援事業等になります。現在のところ、
ことしは初年度でございますので、就労
準備支援事業だけ実施する、任意事業
ではこれだけを実施するということ
でございます。今後のことですが、
これについては必須事業の場合です
と国庫負担の比率が4分の3である
のに対しまして任意事業になります
と3分の2から2分の1に落ちま
す。したがって、新庄市の負担とい
うものがふえてまいりますので、
その辺は慎重に考えていきたく
と思います。

今年度は事業実施の初年度でござ
いますので、生活困窮状態に陥る
一番の原因としましてはやはり
就労の問題が大きいということを
考えておりますので、この点で
就労につながる支援を強

化して、その中で新たなニーズを発見して事業の発展方向を見きわめていきたいと考えております。

1 2 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

1 2 番（高橋富美子議員） 先ほど、4月から実施されたわけですけれども、相談件数が4月38件、5月に64件、とても大きな数字ではないかなと思いましたが。今現在、生活対策に向けて取り組んでおられると思うんですが、行政だけでなく地域住民の参加も必要になってくると思います。先ほどもいろいろ連携をとりながらという市長答弁にもありましたけれども、何か具体的なことが今考えておられることがありましたら例題として挙げてもらいたいと思います。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 生活困窮者の自立支援を行う場合に包括的な支援でなければならないという国の方針がございます。したがって、今現在はいわゆる支援機関、ハローワークであるとか、そういう支援機関へつなぐということが中心になってございますけれども、今後はボランティアであるとか地域資源、いろいろなものと協力し合って実施していくということが必要になるのかなと思っております。以上です。

1 2 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

1 2 番（高橋富美子議員） 先ほど、市長答弁の中でありましたけれども、いろいろな生活支援、さまざまな課の取り組みにもあるということなんですけれどもあるところの取り組みでは市税の滞納とかの方に大変あれですけれども、わかる範囲でいろいろそのときに相談というか、相談というのは向こうから来ないとなかなかでき

ないことでありますけれども、大変じゃないかなという方がおられるということがわかった段階でも何か手だてがあってもいいのかなと思うんですが、どうでしょうか。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 確かに、支援の対象となる方を探し出すということは非常に難しい面がございます。そういう点では、先ほど市長答弁でも申し上げましたけれども、関係機関との連携した会議を構築していつてその中で情報交換していくということであるとか、あるいはそういったところに参加している各団体あるいは機関、こういったところの業務の中でもこういった支援の場がございますよと紹介をしていただくことも必要になってくるのかなと思っております。

実際、今回生活自立センターもがみの相談内容を見ましても確かに就労の問題は大きいんですが、ローンの返済あるいは公共料金、税の滞納の問題、これに対する相談というのも多くございます。以上ですので、総合的な支援をやっていくためにはいろんな機関との連携が必要になってくるのかなと思っております。

1 2 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

1 2 番（高橋富美子議員） 生活困窮者の中でも適切な支援があれば前に進むことができる方が多くおります。この制度が活かされるよう困窮者に寄り添う支援体制を望みたいと思います。

それでは、生活道路排雪事業費補助金について再質問をさせていただきます。

先ほど市長から詳しく御答弁いただきまして、届け出数350、補助金が81万円というお話を伺いました。前にも、どなたかの一般質問にあったんですけれども、青森か秋田では冬期間、12

月から3月までだったと思うんですが、固定資産税を減免しているという市がありました。先ほども検討するというお話だったんですけども、その辺のところを再度お聞きしたいと思います。

田宮真人税務課長 議長、田宮真人。

清水清秋議長 税務課長田宮真人君。

田宮真人税務課長 雪寄せ場として活用されている土地の固定資産税の減免、軽減についてでございますが、先ほども市長答弁にありましたように冬期の快適な生活環境を確保する支援策でもありますので、税務課としましても今後都市整備課と連携を図りながら、先ほどのお話にあったとおり、先進地の取り組みを参考にしながら条件整備などの制度設計に向けて検討してまいります。

12番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

12番（高橋富美子議員） 本当に雪の問題はずっとこれからもかかわってくることでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、健康マイレージについて再度質問させていただきます。

新庄市でいきいき健康づくり新庄21ということで第二次計画が発表されて、その中で健康寿命という言葉の意味を知っていますかというところがありました。中学生であると知らないと答えた方が80.8%、高校生が58.3%、40歳から69歳までになると57.3%、70歳以上の方は43.8%の方が健康寿命という言葉の意味を知らない方がおりました。いろいろ広報でもされておると思うんですが、健康長寿ということでマイレージを通してさまざま先ほども話があったわけですが、健康寿命という言葉に対してまだまだ知らない方がおりますので、その点これから平均寿命、健康寿命という2つのあれもありますが、言葉に対しての広報、周知の徹底について再度お願ひしたいと思います。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

清水清秋議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 健康寿命ということでの御質問です。先ほど、高橋市議から紹介がありました山形県の健康長寿日本一実現プロジェクト事業、健康長寿日本一という言葉の意味としましては、吉村知事も言うておりましたが、健康長寿、健康寿命をできれば日本一になるような形で取り組んでいきたいということでお話を聞いております。

健康寿命という言葉も新しい言葉というんでしょうか、元気で長生きするという内容でございますけれども、一般的な寿命が長くても、例えば介護の認定を受けて体が不自由になったりとかさまざまな弊害というんでしょうか、障害的なものを抱えながら長生きするのでなくて、元気で長生きしていただきたい、元気な健康な寿命を延ばしていくということで健康寿命という言葉で最近よく言われるようになってきております。私ども健康課でも、さまざまな形で健康寿命を延ばしていきましょうということでお話もさせてもらったりいろいろなチラシとかにも健康寿命ということでコメントを載せたりしております。

健康寿命を延ばしていくということで私たちが取り組んでいる大きな、今もやっております市長答弁でもありましたラジオ体操と輪投げでプラステンという大きな事業を今年度計画しておりますが、平成25年度から健康事業をもとにした地域づくり、地域リーダー養成講座ということで健康づくりをテーマにした地域づくり、そういったことを25年度、26年度と実施してまいりました。地域あるいは団体で健康づくりを進めていく、運動をしたりあるいは食生活に気をつけたり、心地よい睡眠、あとはみんなで集って笑顔で楽しく過ごしていく。高齢者の場合ですとどうしても引きこもりがちになりかねないということで地域でみんなで声がけし合っ

楽しい健康づくりを進めていきたいと思いますという
ことでの健康づくり、地域での健康づくり、団
体での健康づくりということでの取り組みをや
って、昨年度からモデル地区として健康づくり
を取り組んでおられる地域もごさいます。

それら健康寿命の延伸に向けた取り組みとし
まして、健康づくりの一環として出前講座、昨
年、ことしもそうですけれども、昨年あたりか
ら非常に、食に関しても含めまして人気があり
まして結構多くの地域であるいは多くの団体で
来てくれということを出向している状況であり
ます。その中でも、健康寿命の延伸ということ
でなかなか新しい言葉でございまして、通常
の寿命と違う健康な状態での長寿を目指しまし
ょうということでのPRもさせてもらっており
ます。

1 2 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

1 2 番（高橋富美子議員） それでは、2年間い
ろいろな取り組みをやられて健診の受診率はど
のくらい上がったのでしょうか。お尋ねいたし
ます。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

清水清秋議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 健診の受診率はということで
ございました。特定健診、がん検診等、あるい
は赤ちゃんとか子供の健診とかさまざまありま
すけれども、それぞれ数字は違いますけれども、
少しずつですが上がってきている状況でもあり
ます。また、微妙に内容によっては上がり下が
りがありますけれど、全体的に健康に関する意
識というんでしょうか、市民意識も高まってき
ているのではないのかなと感じております。

1 2 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

1 2 番（高橋富美子議員） これからも組み
みに力を入れていただきたいと思ひます。

先ほど市長から輪投げ、ラジオ体操という話

がありました。いろいろな地域で輪投げにもさま
ざまな方が参加されておりますけれども、今現
在何団体ぐらいあるんでしょうか。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

清水清秋議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 多分、輪投げの団体という意
味かなとは思ひますが、申しわけありませんが、
輪投げの団体が何団体かということは把握して
おりません。ただ、地域でとか老人クラブ等、
毎年輪投げの大会、全国でも県内でも新庄市で
も行っているようですけれども、非常に盛況で
ございまして。高齢の方々が輪投げ入れるだけ
でなく、点数の数え方もただ点数を足すのでなく
ていろいろおもしろい仕組みがあつて点数が2
倍になったり、全部入れると300点でしたっけ、
満点というすごいルールがあつて頭も使う、体
も使うということで、新庄市の場合は去年輪投
げの用具に関して補助金を出したわけですが、
冬でも皆さん一緒になって楽しく運動ができる
ということで輪投げの推奨ということで今年度
もその続きとしましてラジオ体操、輪投げの取
り組みを続けていくこととございまして。

1 2 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

1 2 番（高橋富美子議員） そうしますと、ラジ
オ体操とか輪投げに力を入れていくというお話
ですので、これもぜひ健康マイレージの一部に、
ポイント制になるような気がするんですけども、
いかがですか。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

清水清秋議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 健康マイレージの例えばポイ
ントの一つになるんじゃないかという御質問か
と思ひます。健康マイレージ、今回山形県でも
健康長寿日本一実現プロジェクト事業の中の一
つとして、健康マイレージについて市町村と一
緒になってやってみようということと事業化
しておるわけですので、健康マイレー

ジについての考え方というんでしょうか、全国で取り組みをしているところなんかを見ますといろいろな考え方がございます。

県内、昨年高橋市議から一般質問を受けたときに先進のところにいるいろいろ問い合わせをしてみましたところ、ポイントについてはいろんな考え方があるということではなかなか運動に関してのポイントをつけるのが難しいという返答が実はありました。それゆえにということではないかと思いますが、なかなか県内全市町村に広まりにくいのかなというところで、県でも今回健康マイレージについては応援しますよということを書いてくださっていますので、そこら辺の取り組みについて市民にもわかりやすいような、健康についての意識高揚というんでしょうか、そういったことを目指しながら健康マイレージの制度、取り組み、新庄市民に合ったようなものを目指していきたいなということでは思っております。

1 2 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 高橋富美子君。

1 2 番（高橋富美子議員） 他市町村と違ったような新庄市独自の健康マイレージ制度についてぜひ取り組みを早目に進めていただきたいと思っております。

いろいろ質問させていただきましたけれども、ことしは地方創生元年ということでこれからこのまちで人生設計を私たち一人一人が描いていけるようなまちづくりを望みたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午後 1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

叶内恵子議員の質問

清水清秋議長 次に、叶内恵子君。

（2番叶内恵子議員登壇）（拍手）

2 番（叶内恵子議員） このたび、初めて新庄市議会議員としてこの席に参りました叶内と申します。沖の町の町内の皆様を初め、各商店街の皆さん、応援していただいている皆さん、そして全ての市民の皆さんの暮らしが少しでも向上することができるように思想信条を超えて一歩一歩よい方向に前進できるように、新庄の未来にスイッチを入れることを目標に頑張っております。生まれて初めての一般質問ですので、ふなれな面が多々あると思っております。皆様の御指導をお願いしながら質問させていただきます。

皆さん、新庄市の商店街を見渡してどう思われますか。私は生業の拠点として駅前商店街に通わせていただくようになって15年目となります。夢の新幹線が開業し、駅舎も生まれ変わったときにはもっともっとにぎわいが増してくるのかもしれないと期待をしていました。しかし、その期待とは裏腹に年々寂しくなる商店街を肌身感じてきました。平日に人の往来が少ないのは仕方がないことかもしれませんが、車の往来があるので、その分まだ表通りから音が聞こえてきます。ですが、週末になると表通りの音はもっと少なくなります。その閑散としたまちの中の状況を実感したい方は、どうぞいつでも私の事務所においでください。

過去の住宅地図をもとに駅前交番から南本町十字路までの県道に面した店舗数と、反対側は一方通行の終点地点の角を起点として南本町十字路までの路面店の店舗数を拾ってみました。昭和61年、今から28年前は交番側路面が54店舗、対面側は52店舗でした。平成6年、21年前は交

番側は53店舗、対面側は48店舗です。平成16年、11年前は交番側42店舗、対面側は40店舗、平成26年、交番側は31店舗、対面側は34店舗、年々店舗数が減っています。昭和61年当時から比べると今や約半分に減っています。ことしになってからさらに駅前通りでは2つの建物が解体となり空き地がふえました。これでは私は新庄そして最上のあすはないと思って質問させていただきます。

本市の商工業の振興の方針として中心市街地における商業機能の維持と活性化を図ると打ち出し、最初に商店街機能の再生を緊急課題と位置づけています。商店街の活性化をするということは目に見える現象だと思うのですが、本市の活性化とは具体的にどのようなことを挙げて活性化と捉えているのでしょうか。

本市の中心市街地の活性化の施策として、新庄市商業地空き店舗等の対策を継続して行っていると思いますが、実感としてその成果をいま一步感じられていないのですが、出店支援事業補助金制度の利用実績はどのようになっているのかお伺いします。

2つ目は、アーケードを撤去した後の中心商業地の整備についての質問をさせていただきます。

南本町商店街ではアーケード撤去工事を行っています。アーケードが設置された昭和50年代前半以降、雨の日も雪の日も傘を差さずに買い物を楽しめる商店街として多くの人々の徒歩での通行を引きつけてきました。

しかし、現在新庄市の核をなす商店街の現状は本当に厳しい。商店街には商品の価格帯も安いものから高級品までそろっています。郊外の大規模店舗に負けないよう経営努力を続けてまいりました。しかし、時代が下るとともに人口の減少、1人当たりの消費財の購入金額の減少、郊外の大規模店舗の立地と商店街を取り巻く現状はますます厳しく、将来の行く末を考慮した結

果老築化したアーケードの撤去に踏み切りました。撤去されていくアーケードを見てますます商店街が寂しくなっていくという声も聞きますが、アーケードを撤去した後は無散水歩道整備事業の計画があると聞いていますが、この事業の計画について詳しくお聞きします。

また、さらに必要なことは無電柱化ではないかと思います。経済機能としての商店街の活性化を考えたときに、電柱がなくなれば道路幅を広く使えるようにデザインできます。車社会の新庄最上の実情を踏まえたとき、買い物に来るお客さんは必ず駐車場を必要とします。無電柱化の実現により広く拡幅した道路に路上駐車帯を整備することで、中心商店街の利便性が向上します。電柱がないことによりまちの景観が向上します。災害を防止し除雪の苦労を軽減する要因になり、雪に強いまちづくりをより一層推進することができます。

さて、昨年12月定例会においても一般質問がありましたが、無電柱化について国土交通省の無電化推進計画の動向等の情報収集に努めていると思っておりますが、その後どのような進展があったかお伺いいたします。

そして、アーケード撤去後の中心商店街の整備に関連をしまして、南本町商店会のアーケードを撤去した後、町並みはそれぞれの建物の外壁を修繕しなければならない状況となっているように見受けられます。また、地元商店街から修繕しなければならないという声を多く聞きます。この状況を前向きに捉え、景観の統一化に向けた取り組みについて市の考えをお伺いして、拙い私の一般質問とさせていただきますが、どうか新庄最上の未来にスイッチオンとなるような御返答をお願いいたします。よろしく願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどは昭和61年、28年前からの両側の商店数を挙げ、現状として非常に商店街の数が減ってきているという生のお話を聞かせていただきました。ありがとうございます。

その中で、時代の大きな流れの中でさまざまなこれまでも取り組みをし、駅前通りにおいては数年前にアーケードを排除し、無散水化を行うということ、また、商店街の皆さん力を合わせてこれまでも青空市ですとかさまざまな挑戦をなさってきたこと、重々知っているところであります。

それぞれ、駅前通り、南本町、北本町、中央通りの皆さんとお話ししますと、それぞれの商店街において課題が山積していることをお聞きしているところであります。

その中で、出店支援事業空き店舗対策であります。出店支援事業補助制度の利用実績がありますが、交付要綱制定年度の平成20年度から平成22年度までは各年度1件、平成23年度の実績はなく平成24年度が1件、平成25年度は3件、平成26年度の実績は5件で合計12件となっております。

また、今年度5月25日付お知らせ版に、空き店舗などを活用した創業支援に関する山形チャレンジ創業応援事業助成金の募集情報を掲載するとともに、今後6月25日付お知らせ版と一緒に新庄市商業地域空き店舗等出店支援事業費補助金の案内チラシを全戸配布する予定であります。

このほか、5月20日に厚生労働省にて採択が決定いたしました実践型地域雇用創造事業の中で、U I J ターン事業により最上地域へ移住される方や創業を希望される方にも十分に御活用いただける地域情報ばかりでなく、空き店舗についての情報等も事業開始される今年7月より3年間ポータルサイトを作成して提供してまい

ります。

また、新庄まつりの歴史、文化、心を配信することに特化した情報発信基地の整備につきましては新庄ふるさと歴史センターの屋台会館がその機能を有しておりますが、新庄まつり260年祭と、来年度に予定されておりますユネスコ無形文化遺産の審議に向けて積極的に活用し、歴史文化の継承を図るとともに情報発信に努めてまいりたいと考えております。

また、祭りに特化したものではありませんが、今年度の地域おこし協力隊の活動として中心商店街の空き店舗を活用した観光案内や情報発信を行う拠点を整備する事業を進めてまいります。新庄まつりのみならず通年で新庄の魅力を発信する基地として整備することで、商店街の活性化にも寄与することが期待されると思いますので、早急の実施できるよう努めてまいります。

次に、アーケード撤去後の中心商業地の整備ということで、南本町商店街のアーケード、間もなく全て撤去されようとしているわけです。先日、南本町商店街の総会があり、出席させていただきました。その後のことにつきましてはアーケード撤去後のことについては、冬期間における歩行者の安全な通行を確保するため、無散水歩道整備事業を実施したいと考えております。整備期間といたしましては平成27年度から30年度までの4カ年計画とし、今年度は測量設計業務を実施し、翌年度から工事を予定しております。整備内容につきましては、両側の歩道に無散水消雪設備を設置し、車道中央部は新たに散水消雪施設を構築してまいりたいと考えております。

施工範囲につきましては、市道部で片側200メートル、両側で400メートルとなり、県道部では片側50メートル、両側で100メートルの合計500メートルの無散水消雪設備を市と県が協力し事業を実施いたします。なお、完成するまでの当面の対応としましては機械除雪で対応す

ることになります。

次に、無電柱化についてであります。国では昭和61年度から平成26年度までに6期にわたる計画を策定してまいりました。今後の動向としましては無電柱化推進検討会議において地域の要望、道路事業との同時整備、緊急輸送道路、観光地を柱とする無電柱化推進計画の策定が行われる予定になっております。これを受け、東北地方整備局、山形県、市町村と随時計画策定がなされていくものと考えております。

これまでの無電柱化事業においては共同溝によるものを主に実施してまいりました。しかしながら、工事費の高騰から全国的にその整備率は伸びていない状況下にあります。今後、国において事業費の軽減に向けた取り組みがなされると聞いており、それを受け本市におきましても快適で安全な通行空間の確保について目指して検討してまいりたいと考えております。

次に、撤去後の商業地の整備についてということですが、町並みそれぞれの建物の外壁を補修しなければならないということで、その状況に景観の統一化など取り組みはいかかかというお話であります。昨年度において平成25年度補正商店街まちづくり事業補助金を活用し、市内中心4商店街で街路灯のLED化事業を実施しました。このほか、このまちづくり事業費補助金を活用して北本町昭和会においては既存エレベーターの改修工事を行っており、また南本町商店街においてはアーケード撤去並びに除雪機の購入を行っております。

4月1日より開始しました南本町商店街のアーケード撤去工事も順調に進んでおり、街路灯のLED化工事も含めまして7月下旬の完成予定となっております。アーケード撤去後の町並みにつきましては、既に南本町商店街でもそのための取り組みが始まっているようであり、各店に統一感をもたらすような日よけテント配付を計画しているようであります。商工会議所に

おきましても、町並み景観専門家を招いてまちづくり学習会を実施するなど積極的な取り組みを行っております。

市といたしましても、このような学習会等への積極的参加により各個店の魅力を十分に生かした次世代へつなげる魅力的な商店街の町並みのために、商店街と一緒に勉強してまいりたいと思います。

南本町商店街の前理事長から、今後さまざまな問題点、課題がある、十二分に話し合いの場を持っていただきたいということを申し受けを受けたところであります。やはり、商店街の中でどんなことをまず自分たちがやりたいのか、どんなことをしたいのか。それにおける補助金はどんなものがあるかということで十二分な話し合いに乗っていただきたいという申し入れをいただいたところでございます。私どもとしては当然のことと、相談をしっかりと受けとめながら施策を進めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 御返答ありがとうございます。

1つ、再質問させていただきます。

市街地活性化の補助事業の中でなんです、制度導入してから効果をどのように評価しているのをお伺いいたします。

荒川正一商工観光課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 商工観光課長荒川正一君。

荒川正一商工観光課長 広く活性化全般ということになるかと思えますけれども、市街地の顔である中心商店街も含め考えますと、今我々が暮らしている時代だけでなく半世紀の昔からこの新庄最上全般の中心市街地ということで発展を遂げてきましたので、それを維持また今後とも発展させることができるように、その都度新幹線の延伸前後から含めて市あるいは民間ある

いは共同ということでは役割分担の中で行ってきたいということがあるかと思えます。

今の振興計画の中で、市民に親しまれる商業機能の充実ということを大きなテーマにして私どもは進めておりますが、先ほど申し上げました行政だけではやはりこれは維持できませんので、すなわち民間である商店街の自体の方向づけ、ましてやそこが一番先決、大事なんであろうと共助あるいは公助ということの中で、やれないものについては商工会議所あるいは県、市が請け負いながらやってきた中で、総じて考えればよく維持しているのではないのかなといった部分が、決して右肩上がりということではないんだと思えます。

一つの指標として商品販売額とか商店街利用率というものをうたっておりますが、平成9年をピークにして販売額が少しずつ減ってきているというものはありますが、人口減少化の中で郡部の方々の中心市街地に対する期待というものについても応えてきていると思っております。

その意味では、この地域での活性化については大きく寄与しているものなのかなと思えます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 御返答ありがとうございます。

今後とも協力をしまして研究、研さんと実践とともに歩んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次なんです、老朽化したアーケード撤去の後のことだったんですが、老朽化したアーケード撤去した後に無散水歩道を整備していただくことは本当に冬期間の歩行者の安全性、快適性を確保します。この事業の円滑な執行をお願いしたいと思います。

しかし、それだけでは、新庄市は中心市街地の経済の機能を再生しなければならないのでは

ないかと考えまして、私の海外での生活の体験だったんですが、私は17年ほど前にニュージーランドで生活したことがありました。ニュージーランドで、1990年代の初期から大都市に限らず新庄市よりも小さい町の規模でもB I Dというスタイルの中心市街地活性化の経済自立策が導入されていまして。B I Dの構造は、地元住民や経済、社会的変化などの多様な変化に適應することができる地方自治体での法的メカニズムということで導入されているところがとても多くて、中心市街地の整備にとっても寄与しているすばらしいなと思って見ていたんですけども、そういう方策もあるということと、国内にも無電柱化を生かして北海道の江差町歴まち商店街とか、金沢市の片町商店街なども地域を活性化しています。

無電柱化に対して実現化するのには本当にハードルが高くて難しいということも、私も仕事柄重々承知はしているのですが、何とか無散水歩道の事業とあわせて無電柱化についても事業化できないのか、どうすれば無電柱化の実現ができるのかと考えているところでした。具体的に何かありましたらお聞かせいただければと思っております。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 それでは、私から無電柱化についてお答えさせていただきたいと思えます。

国土交通省所管で実施しております無電柱化事業といいますと、一般的には電線共同溝という方式をとられております。諸外国では裏側に電線を配線するとか軒下に配線するという方法もあるらしいんですけども、補助事業として制度化となった場合には電線共同溝によるものとなると思えます。

この事業を実施する上では非常に経費が多にかさみます。道路管理者の経費、電力会社の経

費、双方ともかなり大きな経費が必要となることから、先ほど市長答弁にあったとおりになかなかそれが進行していかないという状況下だと思います。

この事業を進めていく上では5年ごとに計画が策定されていくわけですが、26年度から30年度までの計画案が出されております。その中に市も1路線出しているんですけども、なかなかこれまで蓄積された整備路線というのが残っておりまして、新規で上げたとしても着手するまでに行かないという事情かと思っています。

一方で、無散水消雪の部分があるんですけども、できればそれと一緒にということを考えるわけですが、今の状況では共同溝の整備年次が平成30年ころになるのではないかと想定されることから、地元が要望する無散水消雪の整備をまずは優先してやっていきたいという思いでございます。以上です。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

清水清秋議長 叶内恵子君。

2 番(叶内恵子議員) 大変難しいのを重々承知しております。

なお、B I Dという法的なメカニズムなども勉強していただいて検討できるかどうかということの研究していただければと思っておりました。

本日は3つの質問をさせていただきました。市として中心市街地商店街活性化をどのように捉え施策を考え出して実行していくのか、新庄市がこのまま衰退してしまうのか、存続できるのか、私たちは今その分水嶺に立っているように思います。ぜひ、皆様の熱い郷土愛をもとに検討をお願いして私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。お時間をいただきました。どうもありがとうございました。

清水清秋議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時25分 休憩

午後1時35分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

清水清秋議長 次に、佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子議員登壇)(拍手)

1 番(佐藤悦子議員) 日本共産党を代表して一般質問を行います。

最初の質問は、平和都市宣言の平和憲法の問題に基づいた社会科教科書の採択についてです。

戦前、学校で子供たちは日本がやっていた戦争が日本の安全保障と自存自衛のためのやむにやまれぬ戦争、アジア解放のための正義の戦争と教えられ、そのために命をささげよと教えられ、無謀な戦争を続け310万人の日本国民、2,000万人ものアジアの人々が犠牲になりました。

安倍政権が海外で戦争する国づくりへ暴走を続ける中、4月6日に中学校教科書の検定結果を発表しました。そこで育鵬社の公民教科書と育鵬社と自由社の歴史教科書でどのように記述されているかを具体的に見てみたいと思います。

育鵬社の公民教科書は、戦争をする国づくりへゆがんだ歴史認識を持ち込むものとなっています。育鵬社の公民は戦前の大日本帝国憲法は高く評価する一方、今の日本国憲法を敵視し憲法改正へ誘導しています。日本国憲法がうたう基本的人権では、現行教科書にあった憲法に保障された権利と自由が次の世代にも受け継がれるように努力しなければなりませんという文言は削除されました。教育、勤労、納税を国民の義務と強調し、脚注では、多くの国の憲法では

国防の義務を課していると新たに挿入しました。

平和主義の單元では、記述の大半を自衛隊に割り、他国の憲法を引きながら国防の義務を強調。自衛隊には違憲論もあると述べていた脚注は削除しました。集団的自衛権は、同盟関係にある国の防衛を支援し、お互いに協力しようとする権利と述べ、現行本の自衛の表現を防衛に書きかえました。平和主義と防衛の單元を挿入し、コラム「沖繩と基地」の中で、日米安保体制は日本の防衛の柱であり、アジア太平洋地域の平和と安全に不可欠と記述。住民の苦悩や基地撤去を求める運動には一切触れず、普天間飛行場への辺野古への移設などを進めていますと安倍政権の主張を伝えています。

公民とは個を公の一員として考え公のために行動できる人だと述べ、前回以上に公を強調。改悪された教育基本法を反映させ、愛国心を太字で示し、右傾化を強めています。歴史は育鵬社、自由社ともに侵略戦争を美化し、日本は正しい戦争を行ったという認識を子供たちに持ち込むものとなっています。アジア太平洋諸国で2,000万人以上の犠牲をもたらした日本の侵略戦争について「自存自衛」（育鵬社）日本の侵略が「東南アジアやインドの人々への独立への希望」になったと強調しています。自由社も占領期には「後の独立の基礎となる多くの改革がなされた」など、日本軍をアジアの解放者として描きます。

ここには、さきの戦争に対する批判や反省は全く見えません。当時の政府はアジア太平洋戦争を「大東亜戦争」と呼んでいました。アジア諸国を解放するための正義の戦争と宣伝するためでした。育鵬社も自由社も大東亜戦争という言葉を残し、アジア解放のための戦争ということをあくまで強調しています。これほど歴史の真実から遠く離れた断言はありません。

小学館の出版する「歴史教科書と日本の戦争」という本の中で、日本はよい国か、よい国

である、ただし……ということについて作家井上ひさしが次のように述べています。

あらゆる国家は過去において必ず間違いを犯す。悲しいことだがこれは避けられない。しかし、ここから先がその国の国民の質と未来を決定する。間違いをひた隠そうとする国民は、他国民から信頼を得ることはできない。けれども、その間違いに自分で気づき自力で乗り越えたとき、その国民には未来がある。自己の行為を厳しく点検して間違いがあればそれを乗り越える。そうすれば、それらの一連の苦行によって国民の質を高められ、そういう厳しい自浄作業そのものが他国民の信頼をしっかりとつなぎとめもするからである。

日本国の犯した間違いをひたすら覆い隠そうとする日本人は一見愛国者に見えて実は国民の質を卑しめ、この国の市民を地球社会から永遠に隔離しようとする売国奴であり、日本人の過ちを鋭く指摘する日本人こそ一見売国奴に見えてその実は比類なき愛国者なんだと述べています。

そこで1点目。

清水清秋議長 佐藤悦子君。ちょっと待ってください。

いつになったら質問の内容に入りますか。

1 番（佐藤悦子議員） 入ります。ただいま入ります。

清水清秋議長 簡潔にやってください。

1 番（佐藤悦子議員） 1点目質問いたします。

ことは戦後70年という節目の年です。平和都市宣言の立場から平和憲法に基づき二度と悲惨な戦争をしないという決意を次世代に伝えることは大事なことと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、ことは中学校教科書の採択が行われます。歴史認識を育む社会科教科書の中で、育鵬社と自由社の歴史教科書、育鵬社の公民教科書は戦争する国づくりへ向けてゆがんだ歴史

認識を持ち込むものとなっているのではないで
しょうか。戦前の大日本帝国憲法を高く評価す
る一方、現行憲法について改憲へ誘導していま
す。アジア太平洋諸国で2,000万人以上の犠牲
をもたらした日本の侵略戦争を美化し、日本は
正しい戦争を行ったとする認識を子供たちに持
ち込むものであり、これで近隣のアジア諸国の
理解を得て協調できるでしょうか。平和都市宣
言の立場から、確かな歴史認識が育まれる教科
書が採択されることを教科書採択委員会に心か
ら望むものです。教育委員長の見解を伺います。

大きな2つ目の質問です。

市独自の米価暴落対策について伺います。

米価の暴落によって、3月議会のとき前年比
で約4億円もの農家所得の減少と見込まれてい
ました。今年度の米価も上がる見込みがないと
の見通しもあり、多くの農家が再生産への不安
を募らせています。若い方たちからも不安の声
が寄せられました。国の悪政の防波堤として市
独自支援が求められています。そのために、市
独自支援4点などについてお聞きいたします。

①として、種もみへの市独自の補助をすべき
と考えますがどうでしょうか。県の補助に上乘
せすべきではないでしょうか。

②として、園芸ハウスへの補助の増額の考え
はないか伺います。庄内町では県と町で75%ま
で補助をし、農家負担は25%に抑えられてい
ると聞きました。

③は、畜産振興の立場から堆肥の有効活用の
ため堆肥の散布機の賃貸料などへの補助の考え
はないでしょうか。

④として、農業用機械の貸し付け会社への設
立へ援助などできないでしょうか。農業機械が
高額で返済のために苦慮している農家が多い状
況です。

それにつけ加えた⑤として、T P P推進では、
米価などのさらなる暴落を招き市の農業は生き
残れません。T P P推進では地方創生どころか

地方崩壊の道です。人口減少を食いとめるため
に生産物の価格補償、農家への所得補償で再生
産可能な農業へ政策転換が必要ではないでしょ
うか。見解を伺います。

大きな3点目として、高齢者の生活を守るこ
とについて質問します。

①は、今年度介護保険料の約14.7%の引き上
げが行われました。その結果、月額平均5,900
円となり、県内35市町村の中で新庄市は第9位
となりました。13市の中で見ると何と第3位で
あります。

年金の引き下げが続き介護や医療の負担増な
どで高齢者の生活は年々厳しくなってきました。
私たちが行った市民アンケートでは食費を削っ
て暮らしている、これ以上何を削ればいいのか、
生きているだけだという寂しい声がたくさん寄
せられました。介護保険料の市独自減免ができ
ると思います。見解を伺います。

②として、80歳以上の高齢者の通院のために
タクシー券の補助について伺います。

家族の付き添いは仕事の都合などつきにくい
ということが少なくありません。バスなども少
ないもので、車の運転をやめたいと思ってもやめ
られない高齢者が多いです。タクシー券の補助
が受けられることになれば、車の運転をやめる
きっかけになりやすいのではないかと考えます
がいかがでしょうか。

③として、老人福祉センターの無料化の復活
について伺います。

有料になって以来、利用しにくくなっている
と言われていました。ひとり暮らしの男性など困
碁将棋を楽しみに集まってくる人が前はたくさ
んいましたが少なくなっています。閉じこもり
防止のためにも社会福祉協議会への補助をふや
して無料を復活すべきではないでしょうか。よ
ろしくお願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

清水清秋議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

戦後70年のことし、平和都市宣言の立場から平和憲法の精神に基づき二度と悲惨な戦争をしないという決意を次世代に伝えることは大切なことではないかという御指摘について、おっしゃるとおりだと思っております。

平成26年9月定例会において答弁させていただいたとおり、本市においては昭和59年新庄市平和都市宣言を行ってから世界の恒久平和という人類の共通理念を広く次世代に訴えるため、新庄市平和都市宣言推進会議を組織しており、毎年8月15日の終戦記念日に実施している新庄市平和都市宣言宣言旗掲揚式では、小中高生の参加を要請するなど、子供たちに対する啓蒙を強化しております。今後も子供たちを含め広く平和のとうとさを訴えるとともに、核兵器の廃絶と戦争の愚かさを訴えてまいりたいと思っております。

教科書選択については教育長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

次に、米に関する質問で、最初に種もみの購入費に対する市の支援についてですが、新庄市農業再生協議会において県の県産米生産支援緊急対策事業に基づき、米の直接支払交付金の交付を受けた面積に応じ水稻種子の購入代金として10アール当たり560円を助成し、この実績は件数が1,039件、面積が2,310ヘクタール、助成金総額は1,300万円となりました。

2つ目の園芸ハウスへの補助の増額についてですが、戦略的園芸産地拡大支援事業において市で定める14品目の重点振興作物に対し、市独自のかさ上げ補助を実施しております。これにより、山形県の補助金と合わせて事業費の2分の1が補助されます。市の重点振興作物とは、現在の作付状況や産地化などの将来性について農業協同組合などと協議して決定しているもの

であり、これからも関係者の要望などを聞きながら反映させてまいりたいと考えております。

3つ目の堆肥の有効利用のため散布機の賃貸料への補助金については、散布機は堆肥を圃場に全面散布し作業時間の短縮と省力化が図られるとして多くの農家に利用されております。現在、県事業の畜産生産拡大支援事業にて、こうした機械の購入費について支援しておりますが、機械の賃貸料への補助は含まれず、全て購入代金への補助となっております。本年度は畜産農家からこの補助金の申請はない状況であります。新庄市の畜産農家へのこの機械の導入状況や今後のニーズを聞き取りながら事業費の2分の1が補助されるよう市補助金かさ上げの実施を含めて検討してまいりたいと考えております。

また、資源循環の取り組みについて水田活用の直接支払交付金における耕畜連携助成も推進してまいります。

4つ目の、農業用機械の貸し付け会社の設立への援助でございますが、現在このような会社の設立に関する情報は入っておりません。現時点では、農業法人など農業経営者が集まって単独では購入が難しい大型機械などを共同利用しコスト削減と作業効率化を進める取り組みについて支援してまいりたいと考えております。

5つ目の、再生可能な農業への政策転換が必要という御意見につきましては、TPPにより関税が完全に撤廃され安価な米が海外から大量に輸入された場合、国内産の米の価格がさらに下がるものと懸念されています。農産物の価格や農家の手取り価格を一定の水準にする価格補償は収量がふえるにつれて収入がふえるため、農業経営の安定や生産の拡大に有効とされております。所得補償については、耕作面積や品目などに設けた基準でもって米の需給調整に参加する農業者の所得を補償しようとしたものです。

国が新たな農業政策を進める中で、本市においても認定農業者の促進や集落営農の組織化や

集落営農への参加拡充を進め、また組織化、法人化を進める制度の充実を図っておるところであり、米と野菜の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策による農業所得の安定化による再生産の補償など国の農業政策の動向を見ながら多方面から対策を講じていくと考えております。

次に、高齢者の生活をということですが、介護保険料の算定につきましては今年度から3年間で行う介護保険事業に必要な費用を算出し、それを賄うための経費として必要な保険料を徴収する仕組みとなっております。

当市の介護保険料は、前回第5期事業計画期中に原則6段階設定のところを所得の低い階層の段階を新たに設け負担の軽減を図ったところであり、今回の第6期事業の計画期の保険料につきましても前年度の8段階設定に1段階追加し、9段階の設定となっております。所得水準に応じたきめ細かな保険料の設定となり、所得が低い場合には保険料負担も低くなる仕組みとなっております。また、各段階の保険料につきましても住民税の課税状況などから基準保険料額に対しての料率を細かく設定し、保険料の著しい上昇を抑える措置も講じており、さらには介護給付準備基金を取り崩し介護保険料の負担軽減を図っております。

いずれも、今後のさらなる高齢化に伴い介護費用の増加と保険料の上昇が避けられない中で、制度を持続可能なものにするためには低所得者も保険料の負担を続けていただくことを可能にするための措置であることを御理解願います。

保険料の減免につきましては、今回の制度改正により公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けており、消費税引き上げによる財源の確保を踏まえ、国、都道府県、市町村がそれぞれ負担することとなっております。

このように、制度化された仕組み以外の保険料の減免の仕組みにつきましては、被保険者間

の公平性の確保や健全な介護保険財政の運営と財政規律の観点から保険料の全額減免、収入のみに着目した一律減免、保険料減免分に対する一般財源の投入については適切でないとの国の3原則の考え方を引き続き遵守しながら今後も介護保険事業を運営してまいりたいと考えております。

次に、タクシー券の補助についての御質問ですが、現在本市では身体障害者手帳1級と2級をお持ちの方々、療育手帳A、精神福祉手帳1級の方々、いわゆる重度障害をお持ちの方々を支給対象としており、助成額は1枚につき330円で年間12枚から15枚を支給しております。

高齢者の方々の移動手段の確保についてはさまざまな議論があると思います。運転免許証を自主的に返納したくても自動車にかわる移動手段の整備が不十分な地域などでは返納できない高齢者の方々がいることは存じております。県内でも、運転免許証を自主的に返納された方への支援事業を行っている自治体は6市7町で支援の内容はバスやタクシー券の交付となっております。しかし、1回のみ交付がほとんどで、運転免許証の返納による移動手段の一時的な確保にとどまっております。

タクシー券の給付については、市内交通網の整備も課題と捉え、他の自治体の取り組みなども参考に需要や効果を研究する必要があると思われまので、現時点では制度の趣旨と財政上のバランスを考慮し、現在の制度を維持していきたいと考えております。

最後に、老人福祉センターの無料化についての御質問ですが、老人福祉センターは新庄市社会福祉協議会が昭和50年に設置し、昨年開設40周年を迎えました。センターで開催されております各種教室への参加者も年々増加傾向にあり、多種多様化している高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所を総合的に提供しております。

平成21年6月から施設利用料の有料化を実施しておりますが、背景には市の財政状況悪化による補助金の減額に伴い、施設の維持経費や老朽化による修繕の経費に充てる財源を確保するためと聞いております。その間、財源不足になった経費については、介護保険事業費収入からの繰り入れなどで補填し運営していただいております。

市としましても、毎年老人福祉センター運営補助金を交付しておりますが、財政状況が改善傾向になったとはいえ、大幅な補助金の増額はまだ難しい状況にあり、今後も社会福祉協議会には御理解、御協力をお願いしたいと考えております。利用料等の決定につきましては、新庄市社会福祉協議会老人福祉センター運営委員会より決議される事項でございますので、市としてはお答えできませんので、よろしくお願ひいたします。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

清水清秋議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 教科書採択について私から答弁させていただきます。

平成28年度使用中学校教科用図書については今年度が採択がえの年となっております。教科書の採択に当たっては、平成26年4月、文部科学省から義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律の通知がなされ、共同採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないとなっております。そのため、新庄市では最上地区採択協議会で採択した教科書を使用することとなります。

また、平成27年4月の文部科学省から出された平成28年度使用教科書の採択についての通知についての中に、教科書採択方法の改善について記載されています。具体的には、幅広い視野

から意見を反映させることや、児童生徒にとって読みやすいものとなるように教科書のユニバーサルデザイン化という視点から検討することが望ましいなどが挙げられています。

最上地区でも、市町村ごとに6月19日から7月3日までの期間に教科書展示会を開催し、教職員はもとより保護者や地域の方にも御意見を頂戴してよりよい教科書採択に反映させていただきます。また、これまでも最上の地域性や子供たちの実態に応じた教科書を採択してきております。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 答弁もありがとうございます。

再質問を行います。

まず、市独自の米価暴落対策について伺います。

そこで種もみの補助について総額1,300万円補助されたと聞きました。これに市独自の補助は幾らあったのでしょうか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 種子助成については県単事業でありまして、市のかさ上げはございません。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 県内で市町村のかさ上げを行ったところはあったのでしょうか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 郡内でも町村とJAが協調して末端で2分の1程度の助成になるような取り組みを27年度当初予算で対応するという情報も聞きましたが、JA新庄もがみ管内ですと新庄市、最上町、舟形町、3市町がエリアになっているわけで、こちらの管内での行政としての検

討もさせていただきました。過去に冷害等でとにかく収量がなかったというときに2度、3度ほど種子助成という形で県単補助にかさ上げた協調補助はしたことはございますが、今回の場合は量、質とも平年を上回っているということでかさ上げについては行わなかったという判断をさせていただきました。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 量、質ともに確かにいいということ。悪くはないわけですが、でも農家そのものの収入が4億円も所得が減ったわけです。そういう中で、再生産について本当に不安な気持ちいっぱいに取り組んでいる農家を少しでも励ますという立場からも市でも独自の補助を考えるべきだったし、これからも考えるべきではないかと思うんですが、その考えはないかお聞きします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 米価下落対策については、これまでも幾つかの対策が市助成に限らず取り組まれてきました。例えば、米価下落対策緊急支援利子助成であったり、あるいはコスト削減ということで稲作農業の体質を強化するということが国の1月に入って緊急的に出た対策ですが、コスト削減に取り組んだ場合に助成をすることでこれについては799件が採択されておりまして、経営体数においては405経営体、面積にして1,500ヘクタール分、金額にして3,300万円程度。また、ナラシ対策ということで26年産の米価と過去中庸3年の平均米価との格差、この部分のナラシ対策が発動されまして、6月3日付で252経営体に対し1億1,300万円ほどの交付金が発動になりました。また、26年産に限り認定農業者になっていない方でいわゆる転作を達成、協力している経営所得安定対策に取り組まれている経営所得安定対策加入者のナラシ対

策移行円滑化事業というのがありまして、認定農業者でないだけでも、転作を達成していれば26年に限り発動しますよというのが約760経営体ほど対象となりまして、まだこれは交付されておりませんが、試算ベースでは7,000万円ほどの交付予定となっております。

昨年12月にも説明させていただきましたが、米価下落による地域経済への底上げという意味では、多面的支払交付金に基づいて地元の農道、水路、畦畔等の補修、草刈り等で何とか農家経済が回るようにということで交付金額にして3億4,000万円ほどの対象も採択いただきまして、このうち4分の1が市の持ち出しをしておりますので、そういった形で農家経済が回るようなところで進めているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） わかりました。いっぱい頑張っているということはわかります。しかし、種もみ補助もやはりやる方向でこれから検討していただくよう要望で終わりたいと思います。

次に②としての園芸ハウスについての補助ですが、2分の1まで県市で補助しているということで、前に財政難のときはここまできなくて市のものが何もない状態もあったということを知っておりますので、それに比べればありがたいということで前進なさっているなと思います。

しかし、それでも米がだめならハウスで頑張らなきゃなと考えている方も多いわけですから、庄内町でやっているように町でも大幅な上乗せで考えてさらに上乗せして農家負担を抑えるように検討できないか、再度お伺いいたします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 戦略的園芸産地拡大支援事業につきましては、平成25年度から皆さんから決

定いただきまして、3分の1の県単の助成に市のかさ上げ補助ということで2分の1助成になるように25年度から実施して進めてまいりました。その結果、相当数野菜花卉分野についてはそれに取り組む農家もふえてきたということで相当の効果があつたのではないかという評価をさせてもらっています。

75%までの補助という御意見がありますが、なかなかそこまで財政的にも厳しい中でもありますし、他の事業とのバランスも考えて、当面は2分の1で進めていきたいと考えているところでございますので、御理解賜りますようよろしく申し上げます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 市としても前進してきたということで評価したいと思いますが、さらに検討などお願いしたいと思います。

次に、畜産振興ということで、鮭川村では散布機を借りるとき村が補助して、また堆肥を買うときも村が補助しております。7,000円の堆肥に村で2,000円補助して、使う人は5,000円の負担で済むようにして堆肥の有効活用を進めています。畜産振興の市独自補助について再度お願いしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 畜産生産拡大支援事業等の活用によりまして畜産農家の主に作業用機械あるいは牛舎の改築等に助成しているところでございますが、なかなか財政との協議も26年から協議させてもらっています。その中で、今後も引き続き最低2分の1ぐらいになるような助成に持っていければなというところで努力しているところでございます。

それから、先ほど市長答弁にもありましたように、水田活用の直接支払交付金における耕畜連携助成という制度がございます。この制度は、

10アール当たり1万3,000円の交付ということで畜産農家と稲わら農家がわらを供給して堆肥をいただくという耕畜連携の取り組みでは、現在新庄市においては190件ほど取り組まれておりまして、その面積については200ヘクタールほどございます。実績ベースでも2,800万円ほどの国の経営所得安定対策の交付金を活用しているということで、そんな形でこれからも畜産分野においても力を入れていきたいと思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ぜひお願いします。

機械についてのことですが、農業機械購入の際に国県から3分の1の補助があるということです。補助対象の機械を買うときに市も6分の1の補助をする考えはないかということで農家負担が抑えられるようにという声は切実であります。

そのことで、もう一つ補助対象の機械でない機械、例えば畝立て機、防除機などを購入するとき庄内町に聞いたら団体ということですが、10分の1を補助しています。機械購入への市独自の補助についてどういう考えを持っているかお願いします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 機械の助成ということにつきましては、コスト削減するという意味では多くの方で1つの機械を使うというのは非常にコスト削減に有効的に効果のあるものでございますので、市長答弁にもありましたように、農業生産法人が立ち上がるときに機械施設の助成等についても検討させていただきたいなど。ただ単に、機械が欲しいから助成くださいということではなくて、そういったコスト削減を狙うためにはある程度一定の面積なり人を集めてコスト削減につながるような誘導をしていきたいと。

そのために補助を立ち上げたいから何とかというお話があれば、ぜひ私どももテーブルに着いて協議していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） そういうふうに大きくやるコスト削減というんでしょうか、大きくやる時には機械の補助を考えるということですが、私としては大きくしなくても小さい農地を守りながら生産をする人たちも応援をする必要があると思いますので、例えばさっき言ったように小さな補助対象の機械ではない機械にも、1軒でなくても何軒か協力した団体ができればみんなで全体的にコスト削減になります。大きく土地を集約しなくても農家の協力でコスト削減、そういうことで補助を出してコスト削減になるように思うんですが、そういう考えについても1回お願いします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 やはり、コスト削減という意味では、補助事業制度の採択基準の中で対応していきたいと考えているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） では別の質問でいきたいと思えます。

前回の議会の際に、市長にTPPのことについていろいろお聞きしたときに政権は推進だから仕方ないような話だったような気がします。

でも、これについて市民の方から言われたんです。政権は推進であっても国で決まったわけではないので、決まったことに対してはやらねばならないかもしれないが、市長も決まらないうちに決まったかのような受けとめで何も言わないということではなくて、やはり農政の転換を市民の暮らしを守る立場から市長として求めて

いくのは当然ではないかと思うんです。

そういう意味で、市長から生産物の価格補償や農家への所得補償に再生産可能な農業への政策転換の意味でもTPPではなくそこから撤退というんですか、そこから出て農業立て直しのために国はやるべきだと市長として言うべきだと思うんですがどうでしょうか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

清水清秋議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 TPP関連につきましては、国政でございますし、これまでさまざまな農業団体とか東北市長会であるとか、いろんな場面からTPPに対する決議文が出ておりますので、そういった活動にお願いされるべきところに一職員、自治体がTPPにとやくなかなか言えるものではないのではないかなと思っております。

また、今回請願の中でもそういった関連のものが出ておりますので、どう取り扱われるかですが、そのような場面に委ねたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 非常に今の課長さんのお答えというのは、本当に新庄市の農家のことを考えたときにそれはと、あらゆる立場で言うていくというのは私は大事なことだと思うんです。そういう意味で、弱腰にならないで、新庄市の農業に自分は責任を持っているんだという立場で積極的に転換を述べていくべきだと私は思うわけです。

次が変わります。

3番目の高齢者の生活を守ることに关してですが、先ほど市長の答えから保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、一律免除、保険料の減免分に対する一般財源からの繰り入れについては国からの指導でできないとまた言われました。しかし、以前の国会答弁で時の厚労大

臣が、一般財源からの繰り入れについて絶対だめだやめるとは言っていない、奨励はしないが皆さんの主体性を尊重していると答えています。このことから介護保険の独自減免はできると思うんですが、再度お答えをお願いします。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 今回、第6期の保険料設定をした際に、もう既に公費による保険料の軽減を強化しているという事実がございます。したがって、これ以上の減免というのはなかなか難しいのではないかと考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 再質問しますが、財源は財政調整基金、一般会計ですが、今年度末で8億6,000万円見込まれています。市民一人一人の家計を少しでも温めていく姿勢が自治体としては必要ではないかなと思うんですが、市長としてどう考えるかをお願いします。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 ただいま財政調整基金の用途について御提案いただいておりますけれども、基本的には中期財政計画の中で財源をそれぞれ充てていくと計画しておりますので、御質問の中身のいわゆる繰り入れについては想定しておりません。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 次の質問をさせていただきますが、80歳代で手押し車で歩行している方がおられます。その方が車の運転をして県立病院へ通院しています。医者の方指定日と家族の休みが合わず自力で行かざるを得ないからなん

です。障害者用駐車場に守衛さんをお願いして一旦とめさせてもらって受け付けを出し、再び乗車して遠くの駐車場から手押し車で歩いてくるのだそうです。「遠くてよお」と言っていました。タクシー券がもしあったら車運転をやめるきっかけになるなど語っておられました。

平成15年度は80歳以上に年12枚、利用者1,023人でした。総額わずか550万円の予算で高齢者を励ましてきたんです。財政はよくなってきています。皆さんのおかげです。出せない金額ではないと私はそう思うんですが、どうでしょうか。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 タクシー券のことですけれども、先ほど市長答弁でも申し上げましたけれども、これまで過去財政的に非常に厳しい時期があったということから、現在本市におきましては重度の障害をお持ちの方だけに対して交付しているという状況でございます。

その後、財政的には改善されてきているというお話ですけれども、なお厳しい面はございます。加えて、個別の事情としましてはいろいろ大変なお話は私も聞いておりますけれども、なかなかそれ全て不公平感なく対応するというのは難しい面もあるのかなと聞いております。その辺が免許証の返上について助成している13市のほか自治体の対応を見ましても、ある程度わかると思っております。ですから、現在のところは現行の制度をそのまま維持していくということで御理解をいただきたいと思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ただいまのタクシー券についてですが舟形の若あゆ温泉というところ

がありますが、そこに来る高齢者の方々は舟形町の住民は80歳以上の方かなと思うんですけども、高齢者のタクシー券の束を持ってくる、うらやましいと市民は言っていましたが、それについてどう思うか。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。

清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 舟形町の制度については存じ上げておりませんが、13市のレベルでも新庄市よりもそういった手厚いところが多いとございます。そういう意味でそれでもなおかつ新庄市はやはり現状厳しいと判断してございますので、御理解いただきたいと思っております。

清水清秋議長 以上で、今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

清水清秋議長 今期定例会の本会議をあす9日から14日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議をあす9日から14日まで休会し、6月15日午前10時より本会議を開会いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後2時24分 散会

平成27年6月定例会会議録（第4号）

平成27年6月15日 月曜日 午前10時00分開議
議長 清水 清秋 副議長 石川 正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	荒澤宏二	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	荒川正一	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者 兼会計課長	高橋弘
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	森隆志	学校教育課長	長谷部薫
社会教育課長	伊藤洋一	監査委員	高山孝治
監査委員 局長	佐藤正寿	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

小松 孝

農業委員会
会長

星川 豊

農業委員会
事務局長

眞見 治之

事務局出席者職氏名

局長 東海林 智
主査 沼澤 和也
総務主査 三原 恵
主査 早坂 和弥

議事日程（第4号）

平成27年6月15日 月曜日 午前10時00分開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議案第38号金山町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 2 議案第39号最上町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 3 議案第40号舟形町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 4 議案第41号真室川町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 5 議案第42号大蔵村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 6 議案第43号鮭川村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 7 議案第44号戸沢村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 8 請願第3号「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の請願
- 日程第 9 請願第4号「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書の請願
- 日程第10 請願第5号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請」について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第11 議案第46号字の区域及び名称の変更について
- 日程第12 請願第2号T P P交渉に関する請願
- 日程第13 請願第6号米価暴落対策の意見書を求める請願
- 日程第14 議案第47号平成27年度新庄市一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のほか

- 日程第15 議案第48号新庄市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第49号財産の処分について

- 日程第 17 議会案第 3 号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元に係る意見書の提出について
- 日程第 18 議会案第 4 号 T P P 交渉に関する意見書の提出について
- 日程第 19 議員派遣について
- 日程第 20 閉会中の継続調査申し出について

開 議

清水清秋議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

総務文教常任委員長報告

清水清秋議長 日程第1議案第38号金山町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結についてから日程第10請願第5号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請」についてまでの10件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長高橋富美子君。

（高橋富美子総務文教常任委員長登壇）

高橋富美子総務文教常任委員長 おはようございます。

それでは、私から総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案7件、請願3件であります。

審査のため、6月9日午前10時より、議員協議会室において委員7名出席のもと担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第38号金山町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について、議案第39号最上町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について、議案第40号舟形町との新庄最上定住自

立圏形成協定の締結について、議案第41号真室川町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について、議案第42号大蔵村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について、議案第43号鮭川村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について、議案第44号戸沢村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結についての7件の議案については、新庄市と最上7町村との間で締結する新庄最上定住自立圏形成協定を締結するものであります。総合政策課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

総合政策課からは、取り組みする3つの政策分野についてなど、協定の内容についての詳細な説明と定住自立圏共生ビジョンを策定するまでのスケジュールについての説明がありました。

審査に入り、委員から、町村と連携する取り組みがばらばらだが支障はないのか、一体となってしていかなければならないのではないかという質問があり、担当課からは、考え方としては一つになってやっていくということを目指して説明してきたが、それぞれ町村の事情もあるため、進みながらよりよいものにしていく予定との説明がありました。

また、費用負担については平等割とか人口割とかがあるが、どういうことを想定しているのかという質問があり、担当課からは、連携する事業の役割分担の中で事業費を積算していくとの説明がありました。

その他、協定の変更や廃止についての質疑はありましたが、採決の結果、議案第38号から議案第44号までの議案7件については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の請願については、総務課職員の出席を求め審査を行いました。

審査において、総務課からは、今、野党と政権側が憲法の合憲性をめぐる議論が伯仲している段階と思われる。また、国会の現状を考える

と、この国会で成立ということであれば夏までには成立させたい考えではないかと思うなどの説明がありました。

委員から、この法案については徹底的に議論をして進め、国民にも理解を求めていく必要があるため、市議会として意見書を出すべきだといった意見がある一方で、現在、審議中であり、審議を打ち切るといことはなっていない。もう少し静観すべきだ。継続審査とすべきであるといった意見が出されました。

その他、議員間で討議をした後、継続審査とすることに関して採決した結果、賛成多数により継続審査すべきものと決しました。

続いて、請願第4号「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書の請願については、総務課職員の出席を求め、審査を行いました。

審査において、委員から、平和を求める日本国民がテロの脅威にさらされる可能性が上がるようなことを選択してはならない。法案は通してはいけないということで意見書を出すべきといった意見がある一方で、必ずしも戦争を引き起こすものではなく、国民の生命、財産を守るという観点からも審議されると思うので、審議を見守るべきであり、継続審査とすべきであるといった意見が出されました。

その他、議員間で討議をした後、継続審査とすることに関して採決した結果、賛成多数により継続審査すべきものと決しました。

続いて、請願第5号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請」については、学校教育課職員の出席を求め審査を行いました。

審査において、委員から、教育現場の状況を考えると負担が大きいという現状がある。教師の負担なども現場の中では出てきているといった意見が出されました。

学校教育課からは、これまで文部科学省では

教職員定数について財務省に予算要求を行ってきたが、文科省で挙げているような定数はいただけない状態が続いている。実際に人員を配置していただくことによって教師1人が見る割合が減っていくため、その分、一人一人に目が届く、手がかげられる、声もかけられるという状態になると思う。また、教職員給与の国庫負担分が3分の1になったことで、この請願にもありますが、正規職員ではない教員、つまり非正規教員がふえているというような現状になっており、好ましいことではないと認識しているなどの説明がありました。また、あるべき姿に戻していただきたいという姿勢は崩してはいけないといった意見も出され、採決の結果、請願第5号については全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしく願いいたします。

清水清秋議長 ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第38号金山町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第38号金山町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結については、委員長の報告のとおり

りに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号最上町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第39号最上町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結については、委員長の報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号舟形町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第40号舟形町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結については、委員長の報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号真室川町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第41号真室川町との新庄最上定住自立圏形成協定の締結については、委員長の報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号大蔵村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第42号大蔵村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号鮭川村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第43号鮭川村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結については、委員長の報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号戸沢村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第44号戸沢村との新庄最上定住自立圏形成協定の締結については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の請願について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 委員長の報告の中で、総務課のほうから憲法についていろいろ議論があるというお話がありました。その内容についてと、それから夏まで成立させようと政府が考えているようだということがあったんですが、夏までということだと、このたび採択しないで継続審査にした場合、夏を過ぎてしまうわけです。その前に、本当はこの市として市議会から意見を上げてやるべきだろうと思うんですが、そのことについて詳しい説明をお願いします。

高橋富美子総務文教常任委員長 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 総務文教常任委員長高橋富美子君。

高橋富美子総務文教常任委員長 9日の常任委員会の請願審査におきましては、佐藤議員も傍聴

されていたと思います。それ以上の議論はありませんでした。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 憲法についての議論については、さきの国会で参考人質疑というのがありました。自民党が推薦した委員、それから維新の会が推薦した委員、そして民主党が推薦した委員、どの方も憲法学者です。その方が憲法9条に違反するとはっきり述べられておりました。

また、政府のほうからそれに対する対案として、政府見解として、1972年10月だったかと思いますが、砂川判決に関係して憲法違反ではないような話で政府のほうから出たようです。しかし、各党が出した憲法学者がどの方も憲法9条に違反するとはっきり言っています。

さらに、政府が出してきた憲法に反しないという政府見解も、実は集団的自衛権の行使が憲法上、許されないという政府の立場がどのような考え方に基づいているのかということを説明した文書です。ですから、政府が出した憲法違反でないとした文書も、集団的自衛権の行使が憲法上、許されないとする政府の立場がどのような考え方に基づいているのかということを説明した文書ですから、集団的自衛権行使は許されない、憲法違反であるということを示した政府の見解だったということなんです。

そしてまた、憲法違反でないというふうに言っている学者が何人いるのかと言われたら、わずかしかなかった、このことについて……

清水清秋議長 佐藤悦子君、総務委員会の質問内容に入ってください。

1 番（佐藤悦子議員） はい。

議論がなかったということは、審議不足ではないかと思うんです。もう一度やり直すべきでないかと思います。どうでしょうか。

高橋富美子総務文教常任委員長 議長、高橋富美

子。

清水清秋議長 総務文教常任委員長高橋富美子君。

高橋富美子総務文教常任委員長 常任委員会では十分に審議されたと思っております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今、世論調査というのが行われております。それによりますと、読売新聞などでも、国会で通すのには反対だという声が8割近くになっているとも聞いています。慎重にやるべきでないかということだと思えます。政府は、でも、総務の課長がおっしゃったようで、この夏までにというふうに言っているわけで、慎重にやるべきだという多くの声にも、このたび出さないということにしてしまうということは、世論にも反するものでないかと思えます。

また、県内の市民団体の一つかと思いますが、弁護士会会長が声明を出しました。安全保障法制改定法案に反対する会長声明、今後国会においてこれを成立させることのないように強く訴えるという中身でした。

もう一つは、お医者さんの団体である県保険医協会、國井兵太郎理事長ですが、この方も安全保障関連法案の廃案を強く求めるということで、この請願の趣旨に問題があるから徹底的に話し合うべきだということの一致する市民・県民の団体の意見が出ております。そういう立場から、市議会としてやはり採択すべきだと私は思うんですが、もう一度再審議する気持ちがなにか、すべきだと考えないか、お願いします。

高橋富美子総務文教常任委員長 議長、高橋富美子。

清水清秋議長 総務文教常任委員長高橋富美子君。

高橋富美子総務文教常任委員長 先ほども申し上げましたが、常任委員会においては継続審査ということになっております。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君、討論の発言を許しますが、賛成か反対か、お願いします。

1 番(佐藤悦子議員) 請願に賛成です。

清水清秋議長 原案に賛成討論として、佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子議員登壇)

1 番(佐藤悦子議員) 私は、請願第3号「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の請願に賛成の立場から意見を述べます。

先ほど委員長のほうから、憲法について議論されている。しかし、そのことについて委員会内での深い議論はなかったように思うということでした。また、夏まで成立させる模様だという総務課からの話について、これに対して継続審査にするという話に総務常任委員会になったようです。そうなりますと、市が意見を上げないままいるということは、国の立場を、今、政府がこれを夏までに成立させようと思っていますが、それに賛成するようなことになってしまうのではないかと思います。

私はこの請願を賛成して通すべきだという立場から賛成の理由などを述べさせていただきます。

この法案は、はっきり言って戦争法案だと思います。問題は3つありますが、第1は、アメリカが世界のどこであれ、アフガニスタン戦争、イラク戦争のような戦争に乗り出した際に、自衛隊がこれまで戦闘地域とされてきた場所にまで行って弾薬の補給、武器の輸送などの後方支援を行うようになるということです。戦闘地域まで行けば必ず自衛隊が相手から攻撃されるでしょう。さらに、攻撃されたら自衛隊は武器を

使用することになります。自衛隊が武器を使用すれば相手はさらに反撃して、まさに戦闘することになると思うんです。前、人道支援ということで持っていった武器が国会で明らかになりました。そのときに持っていったので110ミリ対戦車弾、84ミリ無反動砲、14.7ミリ重機関銃という大変な重装備であります。これが武器を持たないといった中での持っていった最低限度のものだったんです。今度は戦闘地域に強力な武器を持っていくことになるわけで、それで戦うということになれば戦闘そのものなのです。前の人道支援の中でも、自衛隊は帰ってきてから54人が、精神に病を持ってだと思っただけですが、命を絶っているという話になっています。未来ある若者を戦場に送って、殺し殺される戦闘させるわけにはいかない、私はそう思うのです。

2つ目の問題は、形式上、停戦合意がされているところであっても、なお戦乱が続いているところに自衛隊が派遣されるということです。実際に今までもアフガニスタンにISAF、国際治安支援部隊が約十何年か行って、3,500人が対テロ掃討作戦で亡くなっています。さらに、ISAFは終わったんですが、今、引き継ぐ形でRS任務と言われるアフガンの治安維持部隊がいるそうです。42カ国、1万3,000人が参加しています。これにアメリカから自衛隊の参加を求める可能性が非常に大きいんです。拒否できないかもしれません。そういうことになる今の法案だと思います。

3つ目は、大変危険なことです。アメリカの無法な先制攻撃という戦争にも自衛隊が参戦させられる。先制攻撃というのは侵略戦争です。今までアメリカは、例えばベトナム戦争、これはアメリカの侵略戦争だと言われています。イラク戦争も、アメリカによるうそをついての始めた先制攻撃、こうだったというふうに今言われています。これに自衛隊が参戦させられる、そういうことになる法律だということです。し

かも今までアメリカのこうした無法な戦争に日本政府は一言も反対だとか問題があるとか言ったことがないんです。そういう日本がアメリカの先制攻撃、これに乗り出さざるを得ない、ここにこそ集団的自衛権行使の一番の危険があると思います。日本を無法国家の仲間入りをさせてはならない、そう思うんです。

そういう意味で、この請願は採択して意見書を出して、戦争しない日本、若者を戦場に送らない日本を守っていくべきだと私は思います。以上です。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第3号「平和安全法制」法案の徹底審議を求める意見書の請願は、委員長より継続審査の申し出がなされておりますので、継続審査にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

請願第3号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 投票を締め切ります。

賛成多数であります。よって、請願第3号は委員長報告のとおり継続審査となりました。

次に、請願第4号「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書の請願について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第4号「平和安全法制」法案の廃案を求める意見書の請願は、委員長より継続審査の申し出がなされておりますので、継続審査にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

請願第4号について、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 投票を締め切ります。

賛成多数であります。よって、請願第4号は委員長報告のとおり継続審査となりました。

次に、請願第5号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請」について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。
討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第5号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請」については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択されました。

産業厚生常任委員長報告

清水清秋議長 日程第11議案第46号字の区域及び名称の変更についてから日程第13請願第6号米価暴落対策の意見書を求める請願までの3件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤義一君。

(佐藤義一産業厚生常任委員長登壇)

佐藤義一産業厚生常任委員長 おはようございます。

それでは、産業厚生常任委員会報告をします。

私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案1件、

請願2件です。

審査のため、6月10日午前10時より、議員協議会室において委員9名全員出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第46号字の区域及び名称の変更について審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第46号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第2号T P P交渉に関する請願については、請願の紹介議員の出席を求め、審査を行いました。また、説明員として農林課の職員の出席を求め、T P P交渉についての現状を伺いました。

審査において、委員から、まさしく今、国々の国益をかけて交渉中でありますので、果たして今の段階で請願を採択すべきかと言われれば私は消極的にならざるを得ないや、農村婦人としてやむにやまれぬ思いの中での請願だなどとのさまざまな意見がありましたが、採決の結果、請願第2号については賛成多数で採択すべきものと決しました。

続いて、請願第6号米価暴落対策の意見書を求める請願については、請願の紹介議員の出席を求め、審査を行いました。また、説明員として農林課の職員の出席を求め、米価暴落対策についての現状を伺いました。また、紹介議員より、請願書の内容に事実誤認等の不備もあるが、請願者の意思を酌み取り、採択をいただきたいということをございました。

審査において、委員から、請願事項の中で2018年度産米からの生産調整方針を撤回することとあるが、これはもう決まっていることであり、また、農家自体も自分のところの市場があふれているというのに生産をしているという農家の現状を見直さなければならないなどとさまざまな意見がありましたが、採決の結果、請願第6号については賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。

清水清秋議長 ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第46号字の区域及び名称の変更について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第46号字の区域及び名称の変更については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号T P P交渉に関する請願について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第2号T P P交渉に関する請願について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願第6号米価暴落対策の意見書を求める請願について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 討論の発言がありますので、討論の発言を許します。佐藤悦子君、反対討論ですか、賛成討論ですか。

1 番(佐藤悦子議員) 原案に賛成の討論です。

清水清秋議長 原案に賛成討論として、佐藤悦子君。

(1 番佐藤悦子議員登壇)

1 番(佐藤悦子議員) 米価暴落対策の意見書を求める請願に賛成の討論を行います。

市民の今の農家の現状は、米価暴落によって大変な状況です。田をつくる米づくりをやめようか、そういうことに悩んでいる農家が少なくありません。続けられるのだろうかと多くの方が悩んでおられます。それに対して問題はやっぱり国の政治なので、国が米価暴落対策をきちんととってくれば農家をこんな不安な気持ちにさせることはないのです。そういう意味で、国のあり方として、米に対する生産調整をきちんと行って、必要ならばたくさんつくらせれる、余れば外国に輸出してもいい、そういうふうに国が農家がつくったものを責任を持って買い取

る、そういう制度が前あったわけですから、そういう形で農家の所得や生産者価格を保障するやり方が国として必要だと思います。

委員会の議論の中で、米国产米の特別輸入枠の合意の問題ということで、この文章などが問題かとかいろいろ言われました。しかし、請願者というのは市民です。専ら、その政策ばかりを詳しく勉強しているわけではありません。やはり生活から出てくる願いを、不十分であっても出して、その立場で議会で国に意見書を上げてほしいというのは国民主権の立場で大事なことだと思います。請願権はまさに国民主権の憲法から出ている、それを保障するための措置です。そういう意味で、請願者の内容が専門家から見れば多少不備だということがあったとしても、農業を守ってほしい、再生産できる農政にしてほしい、その切実な願いを受けて、国民主権の立場から国に意見書を上げてやるというのは市議会議員として当たり前なことではないかと思うんです。願意を酌み取った趣旨採択ということにして、間違っていればそこを委員会として訂正しながら意見書を出してやる、より正確なものを出してやる、それが国民主権の立場に立った議員の姿勢ではないかと思うんです。

私は、この切実な農家の皆さんの声がこもった請願を不採択にするというのは許せない、農家の立場に立って採択にすべきだと私は思います。以上です。

清水清秋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第6号米価暴落対策の意見書を求める請願についての……。

失礼いたしました。これより暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

請願第6号米価暴落対策の意見書を求める請願について、委員長報告は不採択であります。請願第6号については原案のとおり採決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 投票を締め切ります。

賛成少数であります。よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

ただいまより10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時58分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第14議案第47号平成27年度新庄市一般会計補正予算(第1号)

清水清秋議長 日程第14議案第47号平成27年度新庄市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） それでは、私から質問させていただきます。

9ページになります。2款1項7目企画費でございます。その中で報償費、ふるさと納税の返礼品の額だと思うんですけども、これに対しては市でもいろいろな対策をとっていると思うんですけども、その中で新庄独自の返礼品をつくってもいかがかなと思うんですけども、市職員の方からそういうアイデアが出ているのか。出ていたならば使うのかをお聞きしたいと思います。例えばなんですけれども、一日市長権だったり、そういう形で、品ではない権利として与えるものも一つの新庄市の目玉としてはどうでしょうか。そういうものをやるようなことを今回つくってはいかがかなという提案なんですけれども、どのように考えていますでしょうか。よろしくをお願いします。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 ふるさと納税につきましては、平成26年度まで17品目というふうなことでありましたけれども、大幅に品目をふやまして現在は51品目というふうな形になってございます。また、寄附金額によりましていろいろなコースもつくっているところでございますけれども、現在のところは、農林課あるいは商工観光課のほうから情報を得まして、アイデアをいただきましてやっているところでございます。現在は物産品のみというふうな形になってございます。以上です。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 今現在、物産品だけでございますけれども、今後は議員おっしゃるように企画提案を受けまして、いろいろな商品、物産品に限らず拡充していきたいというふうに考えております。

6 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

清水清秋議長 佐藤卓也君。

6 番（佐藤卓也議員） ということは、今まではやっていないということですよ。これから考えるということなんでしょうけれども、結構職員の方もいろいろなアイデアを出して、ふるさと納税に関してははかなり力を入れているというお話も聞きますので、そういったアイデアをしっかりと組み込んでふるさと納税品を充実し、そして物品だけではなくいろいろなこと、アイデアを出して、それを要はホームページなりに出し、そしてマスコミの方々に拾ってもらえれば新庄市のアピールをやってもらえるものと考えますけれども、そういうアイデアをもっと充実させるべきだと思いますが、今回はこの2,000万という額もありますので、しっかり取り組んでいただきたいと思うんですけども、今後の意気込みをよろしくをお願いします。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 今後につきましても、例えばいろいろな体験のものでありますとか、いわゆる観光に結びつくものにつきましても意見を求めて拡充していきたいというふうに考えております。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） おはようございます。

佐藤議員と若干かぶりますが、補正予算書7ページ、寄附金、補正額4,000万円増というところで、数字の捉え方というところで、今、佐藤議員のお答えの中にもあったように、これは3月の予算委員会の中でもやりましたけれども、インターネット上で取引することがことしから始まると、またはアイテム数の拡大ということで答弁いただいておりますが、4,000万補正増という数字のこういったところが伸びているんだ

ぞというような説明をお願いします。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 27年度、4月1日からですけれども、ヤフー決済、それから「ふるさとチョイス」というホームページ上のサイトがございすけれども、そこに掲載いたしまして、いわゆる電子決済も始めたところでございます。これにつきまして、状況というふうなことですけれども、約2カ月間で2,000万近くというふうな実績になってございます。

この捉え方ですけれども、ふるさと納税に係るいわゆる住民税課税のワンストップ制度につきまして、非常にマスコミ等でも宣伝がありました関係上、4月上旬がかなり多かったように思われます。今後、動向につきましては、なかなか見えづらいところもございす。各市町村におきましてもかなり充実しているというふうなこともございすので、今回は4,000万というふうな形で歳入を見込んでいるところでございますので、今後予想、状況を見まして、また補正というふうな形でお願いする場面もあると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

清水清秋議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) 先ごろ新聞報道等でもされました。昨年度のふるさと納税の額というところで、県内の中でも天童市が今、目立っているんですけれども、例えば新庄最上の中で、町村は問わず、最上町が恐らく2億5,000万超えているのかなと。そして例えば新庄市の場合と最上町のもの、多分米と牛肉が主体なのかなと推測はできるんですが、ほぼ同じアイテムを扱っていて、しかもお隣同士だと。新庄市は、定住自立圏形成に向けまして中心都市宣言をされている。中心都市宣言をした新庄市がふるさと納税、できれば1番になってほしいなという

思いから質問するのですが、今、4,000万の増となったところで、課長がどういった理由でなったのかを分析されているかと。PDCAサイクルのうちのCの段階をしている。今年度の最終的な予測は、今の段階で目標数値を立てるのは不可能かもしれませんが、やはり年度末3月で、決算が出てくるのは来年の9月ですけれども、そこまでぜひ2億5,000万を超えて、新庄最上の中で1番になってほしいなという思いで、例えばだから、これまでやってきた、先ほどの繰り返しになりますが、チェックとアクションをどのようにされていくのか、行政だけでやるのか、それとも民間の知恵をかりながらやるのか、答弁できる範囲で結構です。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 一つには、郡内におきましても昨年度、特に最上町でありますとか舟形町におきまして億を超えるというふうな状況になってきてございます。中身を見ますと、米とかそれから肉が中心となっているところは当市と変わらないというふうなところがございます。新庄市におきましても、肉につきましては、すき焼き用でありますとかビーフステーキ用というふうな形での種類別にしましたり、米におきましても食べ比べセットというふうなことで、品種を分けてやっているところもかなり人気を呼んできているところであります。

今後、特に物産協会のほうにお世話になって、物産協会のほうでも各分野のほうで開拓していただいておりますので、ほかの業種の方も意見をいただきながら新たなところを開拓していきたいというふうに思っております。

一つには、きょうから始まりますけれども、いわゆるオールクリエーションさんの「さくらんぼ鶏」につきましてきょうから受け付け開始というふうなことでありますので、PDCAというふうな形がありましたけれども、そいう

ったところの人気度とか傾向なんかをチェックしながらいろいろアイデアをふやしていきたいなというふうに思います。

ちょっと別の件になりますけれども、「プレジデント」という雑誌がございます。会社の経営者なんかがよく購入している雑誌で18万部というふうなことですけれども、これに全国26団体のお勧め特産品というふうなことでベストセクションというのがございました。それで、その中に新庄市の肉が入っております。ほかは結構冷凍肉が多いんですけれども、ここは冷蔵品で品質・味とも申し分ないというふうなことで紹介されておりますので、こういった機会も捉えながらPRに努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。（「終わります」の声あり）

清水清秋議長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 11ページの土木費の市道舗装についてなんですけど、どこをやる予定なのか、お願いします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 当初の予算をいただいております部分につきましては、学校周辺であるとか、それから春、行われました駅伝の関係する路線などに使用させてもらっております。今回の冬の豪雪によりまして傷んだ箇所を点検しておりまして、その部分に使用させていただきたいというふうに思っております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 市内を私たち回ったときに、特にこの市道は傷みが激しいなど。今回はパッチぐらいの処理かと思われるんですけれども、パッチではなくてやっぱりきれいに再舗

装してもらいたいなと思うところが何カ所もありました。課として再舗装し直したほうがいいなという、地元の住民からの要望箇所はどのぐらいで予算にすると本当はどのくらいなのか、把握しておられたらお願いします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 舗装・補修に関しましては、都市整備課として3つのタイプで進めております。一つは、相当数のボリュームがあるということについては補助金を使って整備をする路線、それから今回の補正をいただきますパッチングで補修をするようなもの、それから直営でやるようなものというふうになっております。

細かい部分については、現時点での集計では1,000平方メートルほどというふうにカウントしております。また、補助としましても、今後23キロを整備していきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 具体的に全部わかっているわけではないんですけれども、具体的に芦沢とかそちらのほうの市道がひどいような、農業大学校の前の地区などの市道が余りにもひどいような気がしたんですけれども、そこら辺についてはどう考えておられるか、お願いします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

清水清秋議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 先ほど申し上げましたとおり、近々の対応としてはパッチング等で対応させていただきたいというふうに思っております。損傷度合いが激しくなったものについては、今後その他の方法で対応してまいりたいというふうに考えております。

ただ、今、議員御指摘の農業大学校の前ですけども、そちらは検討になるかと思っております。……（「ずっと奥のほう」の声あり）奥です

か。はい。いずれにしましても、そのような形で対応させていただきたいというふうに思っております。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第47号平成27年度新庄市一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時36分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

清水清秋議長 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 森 儀一君。

(森 儀一議会運営委員長登壇)

森 儀一議会運営委員長 それでは、議会運営委

員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午前11時15分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところでございます。

協議の結果、議案第48号新庄市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第49号財産の処分についての議案2件、議案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る意見書の提出について及び議案第4号TPP交渉に関する意見書の提出についての議案2件、並びに議員派遣について及び閉会中の継続調査申し出についての議案2件の計6件を本日の議事日程に追加していただくことにいたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案2件及び議案4件の計6件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案2件及び議案4件の計6件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第15 議案第48号新庄市個

個人情報保護条例の一部を改正する 条例の制定について

清水清秋議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第15議案第48号新庄市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第48号新庄市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由としましては、全国民に個人番号、通称「マイナンバー」を付番する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称「番号法」が平成25年5月31日に成立し、本年4月3日に同法律の施行期日を定める政令が施行されたことにより条例改正を行う必要が生じたことによるものであります。

主な改正点といたしましては、番号法施行に伴う個人情報に係る定義の追加とその個人情報の取り扱いについての規定及び個人情報保護審議会についての規定を改めるものであります。具体的には、特定個人情報・保有特定個人情報・情報提供等記録の定義を加えるとともに、個人番号は個人情報に該当し、より厳格な保護措置を講ずる必要があることから、特定個人情報・情報提供等記録の利用・提供・開示・訂正・利用停止請求について規定するとともに、個人情報保護審議会の意見を聞く場合の規定を改めるものであります。また同時に、文言の整備を行うものです。

本条例の施行期日は、条例中第1条の規定については、番号法の施行期日と合わせ平成27年10月5日とし、第2条の規定は、番号法附則第

1条第5号に掲げる規定の施行の日からとしております。

御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第48号新庄市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号について委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました議案第48号新庄市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) これは、ことしの10月5日から実施されるということで、国のほうで10月から番号通知が予定されている共通番号、マイナンバー制度が行われるのに合わせて市でもやっていくということなんですけれども、今これがちょっと危険でないかなという気がするんです。というのは年金125万件の情報が流出した。それだけでなく、きょうのニュースで成り済ましというか、それを使って別の年金に振り込まれるようにしている人が出ているかもしれないというニュースが流れておりまして、このマイナンバーというのはさらに一つの番号で年金だけではなくてその人の全ての情報が日々足されていく、それが一括管理されるというか、その番号だけで出てくるぐらい全ての情報が入ってくるもので、今度は本人がこれを使うと言わなくてもみずからは選べなくて、一方的に国のほうから通知されて、それが悪用

される危険性が今高まっているんでないかなという気がするんです。そういう意味では中止できないのか、お聞きします。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 通称「番号法」につきましては、国の法律に基づきまして実施するというふうなことでありますので、中止というふうなことにつきましては国の判断というふうな形になるかと思えます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） アメリカの連邦司法省によりますと、アメリカにもマイナンバーというようなもの、社会保障番号SSNということで同じように使われています。ここに1,170万件の成り済まし犯罪被害が発生したと、アメリカ連邦司法省が言っております。

また、アメリカの税金のことで、2011年には不正な税還付申告が94万件……

清水清秋議長 佐藤悦子議員、アメリカのほうを審議しているわけではございませんので、その辺をきちっとみずから守ってください。

1 番（佐藤悦子議員） はい。

既に実施したところがそういうふうになっているということで、日本もそういうふうになってしまう可能性が非常に高いということで、ここでは国の判断がどうなるかわからないし、今、年金の情報が流出していて、その問題が出ていますから、その意味では待ってみるとするか、市でちょっと待ちということもできるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 アメリカのほうでも番号法と類似した制度につきましては以前導入したところでございます。それにつきましては、いろいろな年金情報でありますとか所得情報、それ

らにつきまして一元的に管理していたというふうなところで、成り済ましによる悪用でもってかなりの情報が引き出されたというふうなことを聞いたことがございます。

今回の番号法におきましては、いわゆる一元的に個人の情報を管理するのではなくて、市で持っている情報は市で、それから国で持っている情報は国でというふうなことで、分散管理というふうな形で、今までと同様の形で管理するということになってございます。それに伴いまして、番号法の運用につきましては、そういった成り済ましとかが仮にあった場合、芋づる式にいろいろな情報が引き出されるというふうなことはないということになってございます。

なお、年金機構の今回の情報の流出につきましては、そういった年金システムの基幹系パソコンと、それから職員がインターネットなども使いましてやる情報系パソコンというふうなところが分かれていたんですけれども、その基幹系パソコンの中から得た一覧表とかを情報系の端末に入れて、それが流出したというふうなことでございます。

それにつきましては、いわゆるシステム上の問題というよりも、職員の情報の取り扱いの問題というふうなこともございますので、そこら辺のところにつきましては、職員の教育というふうなところも続けて強化していきたいというふうな考えてございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 市とかでその情報取り扱いを研修などで徹底していくということは大事なことだと思います。でも同時に、このナンバーは行政だけでなく企業などの民間事業所も保有することになります。仮に役所が万全の対策をとっていても、全ての企業で厳格な情報管理を徹底できるわけでもないと言われております。故意あるいは過失を問わず漏えいの危

険は避けられないのではないかと思います。流出すれば長期間にわたって個人情報収集され、悪用されるおそれがあると言われていますが、どうですか、そういうことはありませんか。

小野茂雄総合政策課長 議長、小野茂雄。

清水清秋議長 総合政策課長小野茂雄君。

小野茂雄総合政策課長 そうした不安もやはり国民の中ではあると思います。

この番号法につきましては、回線がいわゆるインターネットとは違いましてLGWANという行政回線専用になっております。高速道路で言えば一般市民は入れない、行政だけの出入り口があるというふうな回線になってございます。そうした中から、システム的に漏えいするというふうなことは考えづらいところがございます。

ただ、今後、運用するに当たりまして、最初、来年の1月から国を中心とした番号法の利用が始まりますけれども、今後、2年後に市町村との連携も始まります。その間、運用テスト等も繰り返しながらそういったシステム上の問題がないような形でやっていくというふうなことで、その辺のところは問題はないかというふうに考えてございます。

清水清秋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第48号新庄市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第48号については、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

清水清秋議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 投票を締め切ります。

賛成多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第16議案第49号財産の処分について

清水清秋議長 日程第16議案第49号財産の処分についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第49号財産の処分について御説明申し上げます。

本案は、新庄中核工業団地の土地を売却するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

このたび、天童市に本社のある株式会社エスユーエスより新庄中核工業団地の土地譲り受け申し込みがございました。同社は、足場資材の組み立て及び賃貸業を営んでおり、同社により

ますと事業が好調であり、現在、市内宮野地区で営業している事務所等が手狭になり、事業拡大のために新庄中核工業団地用地を取得し、新たに移転新築したいとのことでもあります。

売却する土地は、新庄中核工業団地J-2-3区画の1万419.13平方メートル、売却価格は4,500万円でございます。売却の相手先は、株式会社エスユーエス代表取締役吉田栄寛であります。

以上、御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第49号財産の処分については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号について委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました議案第49号財産の処分について質疑に入ります。質疑ありませんか。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) 大変喜ばしい進出じゃないかと思えますけれども、この会社の資本金並びに従業員数、売り上げはどのくらいの規模があるかお聞きしたいと思います。

荒川正一商工観光課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 商工観光課長荒川正一君。

荒川正一商工観光課長 譲り受け申し込みの書面によりますと、資本金は100万円、従業員数は22人というふうなことでございます。

なお、売り上げにつきましては、直近の25年3月から26年2月、これが出ておまして、7億8,700万円と。以上でございます。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) わかりました。ただ、資本金が100万とおっしゃいましたね。資本金の余り大きい会社じゃない、売り上げが7億あるというようなことは今後のいろいろなことで、今、足場需要もあると思いますので、ぜひ成功するように祈っています。終わります。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第49号財産の処分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第17議会案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

清水清秋議長 日程第17議会案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長高橋富美子君。

(高橋富美子総務文教常任委員長登壇)

高橋富美子総務文教常任委員長 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

議会案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成27年6月15日。新庄市議会議長清水清秋殿。提出者は私、新庄市議会総務文教常任委員会委員長高橋富美子でございます。

それでは、次のページをお開きください。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下

げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

よって、国においては、2016年度政府予算編成において次のことを実現されるよう、強く求めます。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、以下のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

清水清秋議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま説明のありました議会案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出については、総務文教常任委員会提出の議会案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第18議案第4号TPP交渉に関する意見書の提出について

清水清秋議長 日程第18議案第4号TPP交渉に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤義一君。

(佐藤義一産業厚生常任委員長登壇)

佐藤義一産業厚生常任委員長 それでは、議案第4号TPP交渉に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成27年6月15日。新庄市議会議長清水清秋殿。提出者、新庄市議会産業厚生常任委員会委員長佐藤義一。

おめくりください。

TPP交渉に関する意見書。

先の日米首脳会談では、日米2国間協議での

大きな進展を確認し、早期妥結に向けた協力を再確認しました。また、アメリカ議会に大統領貿易促進権限(TPA)法案が提出されたことを契機に、日米2国間協議が大きく進展し、牛肉や豚肉の関税を引き下げることや、緊急輸入制限(セーフガード)について大枠合意し、更には米国産米の特別輸入枠を設定することが固まったことにより、米国側は、主食米・加工用米あわせた輸入を要求しており、日本側の譲歩が焦点になっていると報道されています。

いずれも米や牛・豚肉などを重要品目として除外又は再協議を求めた国会決議に違反しているものであり、重大な譲歩提案はただちに撤回すべきです。

日米両政府は、日米協議の前進を契機にTPP全体を妥結させようとしており、国会決議から逸脱した重要品目の大幅譲歩を行う場合は、TPP交渉からの撤退を決断せざるを得ません。

よって、国においては、TPP交渉に関して次のことを行うよう強く要望します。

記

1 TPP交渉に関する国会決議を遵守し、守れない場合は、交渉から撤退すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上でございます。

清水清秋議長 ただいま説明のありました議案第4号TPP交渉に関する意見書の提出については、産業厚生常任委員会提出の議案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第4号TPP交渉に関する意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第19議員派遣について

清水清秋議長 日程第19議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付しております名簿のとおり全議員を山形県市議会議長会主催の議員研修会に派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、山形県市議会議長会主催の議員研修会に全議員を派遣することに決しました。

日程第20閉会中の継続調査申し出について

清水清秋議長 日程第20閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の活動について、各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありますので、申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査については各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会

清水清秋議長 ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 6月定例会の慎重審議、まことにありがとうございました。また、6月議会冒頭におきまして、説明不足により議会を混乱させましたことに心からおわびを申し上げたいというふうに思います。

6月議会、いよいよとし1年のスタートを切る議会として、皆様方からいただいた意見を尊重しながら、今後の市政運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

今回、特には定住自立圏協定を御審議いただき御承認いただきましたこと、まさしく地方創生の第一歩を飾るに定住自立圏、最上郡と一緒にふるさと再生ができるというスタートに対し御承認賜りましたことも重ねて御礼を申し上げたいというふうに思います。

その前段として、景気対策というようなことで、国から来ている予算、きょうはふるさと商品券、プレミアム商品券を発行ということで現状として9割、今のところ販売されたという状

況も聞いております。そんな中で地域がそれらのお金を使いながら経済が活性化すること、私自身だけでなく、皆様も同じ願いではないかなというふうに思っております。

当初、日照りが続いた中でしたが、徐々に雨も降り、それぞれ田畑が潤いつつある新庄らしい季節になってきたなというふうに思います。今後ますます暑くなりますので、それぞれの議員の皆様においてはぜひ御自愛くださるようお願い申し上げます。簡単ですがお礼の挨拶いたします。まことにありがとうございました。

清水清秋議長 以上をもちまして、平成27年6月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時09分 閉会

新庄市議会議長 清水清秋

会議録署名議員 叶内恵子

〃 〃 小嶋富弥